

みんなで創ろう
潤いめぐる
緑と文化の輝くまち
河内長野



河内長野市第4次総合計画



◆ 目 次 ◆

河内長野市第4次総合計画基本構想

- ◆ 序 章 ◆ 第4次総合計画の概要
 - 1. 第4次総合計画の背景と目的 2
 - 2. 計画の構成と期間 3
 - (1) 計画の構成 3
 - (2) 計画の期間 3
- ◆ 第1章 ◆ まちづくりの基本方向
 - 1. まちづくりの歩みと資源 4
 - (1) 本市の歩み 4
 - (2) 本市の有する資源 5
 - 2. 本市を取り巻く時代潮流（直面する課題） 6
 - 3. これからのまちづくりの方向性 ～量的拡大から質的充実への転換～ 9
 - (1) 基本的な考え方 9
 - (2) 人口、都市構造 10
- ◆ 第2章 ◆ まちづくりの理念と目標
 - 1. まちづくりの理念 12
 - (1) 「調和と共生のまちづくり」 12
 - (2) 「元気なまちづくり」 12
 - (3) 「協働のまちづくり」 12
 - 2. 都市の将来像とまちづくりの目標 13
 - (1) 都市の将来像 13
 - (2) まちづくりの目標 13
- ◆ 第3章 ◆ 目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み
 - 1. 重点施策 16
 - (1) 地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実 16
 - (2) 質的充実による居住環境の魅力向上 17
 - (3) 市民・事業者・行政の協働の推進 17
 - 2. 第4次総合計画を推進する仕組み 18
 - (1) 定期的な進捗確認とフィードバック 18
 - (2) 優先順位づけや役割分担による効率的な事業推進 18
 - (3) 市民参加による進行管理体制の整備 18

河内長野市第4次総合計画基本計画

- ◆ 序章
 - 1. 基本計画の役割 20
 - 2. 基本計画の構成と期間 20
 - (1) 基本計画の構成 20
 - (2) 基本計画の期間 20
 - 3. 人口および土地利用 21
 - (1) 人口 21
 - ①人口の推移と現状 21
 - ②人口の推計 21
 - ③今後の施策展開による人口の想定 22
 - (2) 土地利用 23
 - ①土地利用の現状 23
 - ②土地利用の方針 23
 - 4. 施策の大綱 26

◆第1章 環境調和都市

1. 自然環境	30
2. 公園・緑地	32
3. 景観形成	34
4. 環境保全	36
5. 循環型社会	38

◆第2章 共生共感都市

1. 人権・平和	42
2. 男女共同参画	44
3. 地域福祉	46
4. 高齢者福祉	48
5. 障害者福祉	50
6. 児童・ひとり親家庭福祉	52
7. 健康	54
8. 社会保障	56

◆第3章 元氣創造都市

1. 生涯学習	60
2. 次世代育成	62
3. 学校教育	64
4. 社会教育	66
5. 青少年育成	68
6. 市民スポーツ	70
7. 市民文化	72
8. 国際交流	74
9. 商業・サービス業	76
10. 工業	78
11. 農業	80
12. 林業	82
13. 観光	84
14. 勤労者	86

◆第4章 安全安心都市

1. 危機管理	90
2. 防犯	92
3. 消防・救急救助	94
4. 防災	96
5. 治山・治水	98
6. 消費生活	100
7. 交通安全	102
8. 交通体系	104
9. 道路	106
10. 市街地整備	108
11. 住宅	110
12. 上水	112
13. 下水	114
14. 斎場・墓地	116

◆第5章 自律協働都市

1. 協働	120
2. コミュニティ	122
3. 情報化	124
4. 行財政運営	126
5. 広域行政	128

付属資料	131
------	-----



河内長野市 第4次総合計画 基本構想

序 章 第4次総合計画の概要

第1章 まちづくりの基本方向

第2章 まちづくりの理念と目標

第3章 目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み

◆ 序 章 ◆ 第4次総合計画の概要

1. 第4次総合計画の背景と目的

- 総合計画とは、長期的な「まちづくり」を計画的・総合的に進めるための指針となるものです。
- 本市は、総合計画（第1次：昭和45年～60年）の「緑の健康都市」から新総合計画（第2次：昭和60年～平成7年）の「潤いと活気のある緑の健康都市」を経て、第3次総合計画（平成8年度～平成17年度）の「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」まで、「緑（自然）を生かした都市づくり」を基本理念にまちづくりを進めてきました。
- 第4次総合計画は、第3次総合計画が平成17年度に終了することを受けて策定したのですが、本市そしてわが国を取り巻く時代環境は、これまでの総合計画とは大きく異なっています。
- 税収や人口などの量的な拡大を前提とした「右肩上がり」時代の終わりを迎え、まちづくりにおいても、質的な充実に向けて、「あれもこれも」から「あれかこれか」のいわゆる「選択と集中」を地域自身で行っていくことが求められており、その際に選択基準となる視点の明確化が重要となっています。
- これからのまちづくりには、市民・事業者・行政の協働が不可欠であり、「行政主導型」から、市民の自発的活動を支援し、市民と行政が対等な主体として共に考え、担う「協働型」へ転換していくことが必要となっています。
- 第4次総合計画は、本市の歴史や特性、社会経済環境の動向などを踏まえた上で、本市が目指すべき今後10年間の方向性を明らかにすることで、「選択と集中」を行っていく際の視点を示すとともに、具体的な施策および推進の仕組みを体系的に示すことを目的として策定したものです。

2. 計画の構成と期間

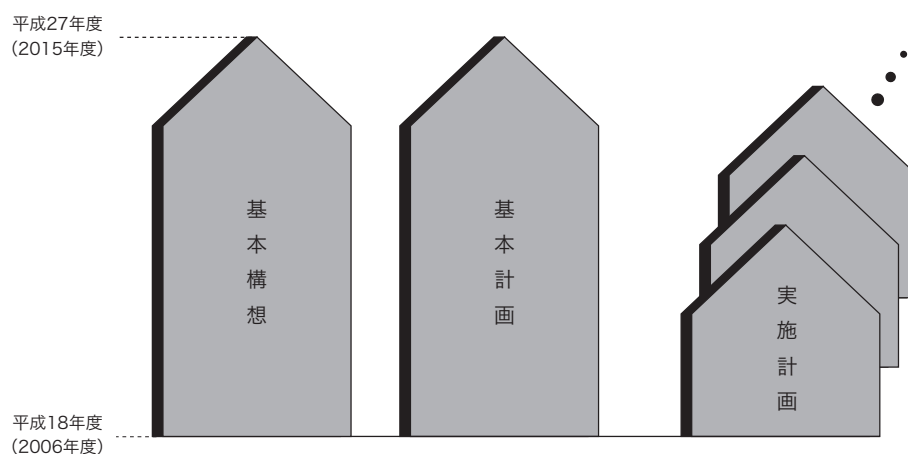
(1) 計画の構成

- 第4次総合計画は、「基本構想^(注1)」、「基本計画^(注2)」、「実施計画^(注3)」により構成します。

(2) 計画の期間

- 基本構想、基本計画とも、平成18年度（2006年度）からの10年間とし、目標年次を平成27年度（2015年度）とします。
- 基本計画は、急激に変化する時代環境に対応し必要に応じて見直すこととします。
- 実施計画は、原則として3カ年のローリングシステム^(注4)により毎年度策定します。

■ 目標年次



(注1) 基本構想……市の目指す都市の将来像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を示すもの。

(注2) 基本計画……基本構想を実現するための手段・方法として、基本施策を体系的にとりまとめたもの。

(注3) 実施計画……基本計画に示された施策に基づき、具体的な事業の計画を明らかにしたもの。

(注4) ローリングシステム……中長期の行財政計画や実施計画などで、一定の計画年数をスライドさせながら、計画と実績との差を確認し、計画を見直していく方法のこと。

◆ 第1章 ◆ まちづくりの基本方向

1. まちづくりの歩みと資源

(1) 本市の歩み

- 本市域では、古くから人びとの営みが行われており、旧石器時代の遺跡が発見されています。続く縄文時代や稲作が始まった弥生時代、大師山古墳などが造られた古墳時代の遺跡も数多く見られます。
- 古代には、河合寺、観心寺、天野山金剛寺などの寺院が建立されました。また、河内の国から大和、和泉、紀伊に通じる街道が交差し、さらには、高野山が開かれると京とを結ぶ高野街道が市域を南北に通り、交通経済の要衝として発展しました。
- 南北朝時代には、観心寺や天野山金剛寺は、楠木正成らとともに南朝方に味方し、南朝の一大拠点となりました。そして、一時は、南北両朝の天皇の行在所にもなりました。
- 江戸時代には、農業技術の発展や寺ヶ池、水路の築造により新田開発が盛んに行われました。また、鎌倉時代から江戸時代にかけて、鋳物業やスギ、ヒノキの伐採による林業、薪炭業、高野豆腐製造などが始まり、その後の市域における産業の基礎となりました。
- 明治時代には、高野鉄道（現・南海高野線）と河南鉄道（現・近鉄長野線）が開通し、引き続き交通結節点として発展を続けました。また、大阪近郊の観光・レクリエーションの場としても親しまれてきました。
- 昭和29年に、長野町、三日市村、高向村、天見村、加賀田村、川上村の6町村が合併し、本市が誕生しました。
- 昭和40年代以降は、高度経済成長を背景に、急激に住宅団地の開発が進み、市制施行時には約3万人であった人口が、ピーク時には123,617人（平成12年2月末）に達し、大阪都市圏のベッドタウンとして重要な地位を占めるようになりました。
- 人口の拡大とともに、都市化に対応した道路、駅前整備、上下水道、義務教育施設など都市基盤の整備を進め、河内長野駅前・三日市町駅前の再開発や大阪外環状線の全線開通、国道371号バイパスの開通、府営滝畑ダムの建設、千代田駅前交通広場の整備などが行われてきました。
- 基本的な都市基盤の整備に加えて、保健センター、障害者福祉センター、ラブリーホール、コミュニティセンター、子育て支援センター、第2清掃工場、市民交流センター・図書館などの施設整備や情報公開、モックルコミュニティバスの運行、ごみシール制の導入、水道水源保護条例の制定、建築協定の締結など、豊かな市民生活を支える施設や市民サービスの充実に努めてきました。

このように、本市では、恵まれた自然や歴史的・文化的環境を生かしながら、時代の進歩に対応した良好な住宅都市づくりを進めてきました。

一方で、第3次総合計画で掲げていた複合機能の整備による都市機能の高度化や将来人口としていた133,000～140,000人は実現することができませんでした。

(2) 本市の有する資源

① 豊かな自然と歴史・文化

- 本市は大阪府の南東端に位置し、府内で3番目に広い面積（109.61平方キロメートル）を有しています。
- 市域は、豊かな自然に恵まれており、市面積の約7割が森林に覆われています。
- 水源地の美しい水と肥沃な土壌にも恵まれており、さらに内陸性の温暖な気候もあり、稲作や野菜、果樹の栽培に適しています。
- 石川の河岸段丘部には市街地が発展し、丘陵部に織りなす緑の帯「グリーンベルト」など、緑豊かな景観を持つ特徴的な地形が形づくられています。
- 豊富な歴史遺産、文化財の数は、大阪府内はもちろん、全国的にも有数であり、まさに「まちじゅうが博物館」と称しても過言ではありません。

② ほぼ整いつつある都市基盤

- 本市では、高度経済成長期以降の人口急増に対応して、道路、駅前整備、上下水道、義務教育施設、文化施設など、都市基盤の充実に努めてきました。
- この結果、公共下水道や道路などは引き続き整備が必要ですが、市民生活を支える基本的な都市基盤はほぼ整いつつあります。

③ 活発な市民活動、豊富な人材

- 本市では、自治会・町内会を中心とした地域活動が活発であるほか、「祭り」などの伝統文化も市民生活に根ざしており、地域の活力の一翼を担っています。
- 山地の尾根筋に開発された住宅団地が多く、小学校区単位で団地部と農村部の住民の交流が行われています。
- 福祉をはじめ、自然、環境、観光、文化財、地域美化などの多様な分野で、熱心なボランティア活動や活発な生涯学習活動も行われています。
- 講座やイベントへの参加、リサイクルの取り組み、ボランティア活動などが盛んであり、市民意識は総じて高いといえます。

以上のように、本市の資源は、これからのまちづくりにとって次のような可能性を持っていると考えられます。

- 豊かな自然や歴史的・文化的資源は、本市が発展してきた原動力であり、市民を過去から未来へとつなぐ核であるとともに、「都心回帰^(注5)」の一方で進む「自然回帰^(注6)」に対応し、本市がさらに発展する大きな魅力としての可能性を持っているといえます。
- ほぼ整いつつある都市基盤は、今後、その量的な維持・充実とともに、バリアフリーや安全・安心など豊かな市民生活を支えるために既存の施設・基盤の活用や質的な充実を図ることにより、さらに市民が暮らしやすく、魅力を感じる生活基盤として向上させていくことが可能です。
- 活発な地域活動や市民活動は、これからのまちづくりに不可欠であるコミュニティ(地域社会)を再生し、さらに人と人との温かい触れ合いを求める人びとが住み、学び、憩う際の魅力として、本市のまちづくりの原動力となると期待されます。
- ベッドタウンとして発展してきた本市では、今後、いわゆる「団塊の世代^(注7)」を中心に、さまざまな経験や知識を持つ人が「地域に帰ってくる」ことが予想され、昼間人口^(注8)の増加とともに、地域活動の一層の活性化も期待できます。

2. 本市を取り巻く時代潮流（直面する課題）

① 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

- わが国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、今後は、少子化の進行により、早ければ平成19年(2007年)にも減少に転じると推計されています。
- 本市では、昭和40年代後半以降に転入した世帯における「親世代」の高齢化が進行する一方、「子ども世代」の市外への転出が続き、それを補ってきた30歳～40歳代の「ファミリー層」の転入が減少しているため、人口は平成12年度から減少傾向にあり、この傾向が続けば、平成27年度末の人口は11万人前後になると推計されます。
- 少子高齢化が急速に進行する中で、平成15年度末には約18%であった老年人口(65歳以上)割合は、平成27年度末には約29%になると予想されており、超高齢社会を迎えます。
- 「団塊の世代」が大量に退職する中で、短期間で生産年齢人口^(注9)(15～64歳)割合が減少するものと思われます(平成15年度末約68%→27年度末約60%)。

人口の増加をまちづくりの主な原動力としてきた本市にとって、人口減少社会の到来は、「まちの活力」を低下させることが懸念されます。

(注5) 都心回帰……郊外へ流出していた人口が、都心部に戻ってくる現象。

(注6) 自然回帰……都心部など人工的なものに囲まれた生活から離れ、自然を求めること。

(注7) 団塊の世代……戦後のベビーブーム期に生まれた、主に1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)生まれの世代のこと。作家の堺屋太一氏が名付けた。

(注8) 昼間人口……該当地域内の常住人口から地域外へ通勤・通学する人口を除き、地域外から通勤・通学してくる人口を加えた人口のこと。

(注9) 生産年齢人口……15歳から64歳までの年齢の人口。年少人口(0～14歳)、老年人口(65歳以上)と区分される。

② 安全・安心への信頼の揺らぎ

- 平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震による災害をはじめ、相次ぐ異常気象の発生などは、自然災害の脅威を改めて示しましたが、東南海・南海地震^(注10)発生の可能性も指摘されています。
- 本市では近年、災害による大きな被害は無かったものの、東南海・南海地震では大きな被害を受けることも考えられ、その備えが課題となっています。
- 犯罪の増加・多様化や食品の安全性への信頼を損なう事件などが市民の日常生活を脅かしています。
- 本市は、大阪府内では犯罪発生率^(注11)が低く、これまで「安全なまち」とされてきましたが、犯罪認知件数^(注12)が長期的に増加傾向にあった中で、市民の安全・安心への意識も高まっています。

自然災害や犯罪、火災などから市民の生命や財産を守ることは、行政の基本的な責務であることから、市民が実感できる安全・安心な環境づくりが大きな課題となっています。

③ より重要となった環境との共生

- 大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換は未だ途上にあり、地球全体の環境破壊が進行しています。
- 都市化による自然の減少は、人間の社会生活にさまざまな負の影響を及ぼしています。
- これに対し、京都議定書^(注13)の発効などの国際的な環境保全への取り組みが本格化しており、「持続可能な発展^(注14)」が世界各地で模索されるなど、将来の世代により良い環境を引き継ぐ取り組みが進んでいます。
- 自然だけではなく、歴史や文化など、先人から引き継いだ地域環境を生かした特色あるまちづくりが各地で試みられています。
- 急速な都市化の中でも豊かな自然環境を守ってきた本市では、先駆的に環境保全に関する条例を策定するなどの取り組みを進めてきました。
- 環境への意識が高い市民の協力のもと、ごみの分別回収をはじめ、さまざまなリサイクル活動が市内全域で展開されています。
- 食品の安全性への信頼の揺らぎを背景に、地元産品の地元での消費などの動きも進んできています。

環境との共生は、本市のまちづくりの普遍的テーマであり、また、本市の魅力の根源でもあります。今後とも豊かな環境を保全しながら、いかに活用するかが課題となっています。

(注10) 東南海・南海地震……駿河湾から西に広がる南海トラフで、今世紀前半にも発生する可能性が指摘されている大地震のこと。国の中央防災会議の「東南海・南海地震に関する専門調査会」が平成15年4月に行った算定によると、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、死者は最悪で20,500人、全壊建物は約62万棟、経済的損失は56兆円に達するとされている。

(注11) 犯罪発生率……人口単位あたりの犯罪認知件数のこと。

(注12) 犯罪認知件数……被害の届出や告訴などにより、警察が刑法犯の発生を確認した件数のこと。

(注13) 京都議定書……1997年(平成9年)に京都で開催された、「気候変動枠組条約による第3回締約国会議」で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスに関して、1990年の排出量を基準に、先進各国は、2008年～12年の期間における削減数値目標(日本6%、EU8%など)が決められた。2005年(平成17年)2月に発効した。

(注14) 持続可能な発展……1987年(昭和62年)に国連のブルントランド委員会が行った定義では、「将来世代の要求を満たす能力を損なうことなく、現代世代の要求を満たすような発展」としている。

④ 地方分権の進展と財政悪化

- 住民の価値観やニーズの多様化などを背景に、地域ごとに「自ら考え自ら実行する」動き（「自律ある地方自治」）が高まっており、権限や税財源の移譲など地方分権の流れが強まっています。
- 一方、国と地方を合わせた公債（借金）残高は900兆円を超え、「右肩上がり」を前提とした行政運営は、もはや限界となっています。
- これまで整備を行ってきた社会資本の維持管理コストが急増しており、今後、新たな大規模投資は困難な状況になっています。
- 本市はこれまで、2度にわたる財政再建団体^{（注15）}の経験を教訓に「行革先進都市」として堅実な財政運営を行うとともに、独自の条例の制定など、自立したまちづくりを行ってきました。
- しかし、1990年代からの長引く景気の低迷や地価の下落などにより、本市の税収は減少しています。

このような地方分権の進展に伴う権限や税財源の移譲、財政悪化に加え、生産年齢人口の減少という、これまで経験したことのない局面を迎える中、徹底した財政健全化と市民ニーズ・緊急度・重要度などの視点での「選択と集中」が不可欠となっています。

⑤ まちづくり、社会づくりへの市民の参画拡大

- 住民ニーズが多様化していく中で、行政主導によるまちづくりだけでは対応に限界が出てきています。
- 一方で、自治会・町内会など、これまでコミュニティの中心的役割を果たしてきた組織とともに、NPO^{（注16）}、NGO^{（注17）}といった新しい組織の活動が活発化しており、行政や企業と対等な関係を構築しつつあります。
- 本市でも、自治会・町内会の加入率は低下しつつありますが、依然として地域社会の中心となっているとともに、各種ボランティアグループの活動も活発化しつつあります。
- 市民と行政の関係においてもパートナーシップ^{（注18）}づくりに向けた動きが始まっており、情報の共有や相互信頼関係の形成が進められつつあります。

限られた資源や資産を有効に活用し、より豊かな生活環境づくりを進めていくために、市民・事業者・行政がより緊密に連携しあった「協働のまちづくり」が求められています。

⑥ 高度情報化社会の進展

- インターネットや携帯電話の爆発的な普及など、IT（情報通信技術）革命により、すべての人びとにとって生活の利便性や多様性が飛躍的に向上し、暮らしを大きく変えています。

（注15）財政再建団体……赤字額が限度水準を超え、財政再建のために国から再建団体としての指定を受けた自治体のこと。国の管理下で財政の建て直しを図ることとなり、職員数や給与、市の独自サービスも見直され、住民にとっては公共サービスの大幅な低下も予想される。

（注16）NPO……Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。

（注17）NGO……Non-Governmental Organization の略で、環境、人権、平和など、地球規模の問題に取り組んでいる、非政府組織のこと。

（注18）パートナーシップ……提携、協力、協調すること。

- そのことはまた、住民と行政、住民と住民の情報共有の関係にも大きな変化をもたらしています。
- 一方で、デジタルデバイド^(注19)や情報犯罪の発生、人と人の直接的交流の減少などの新しい課題も発生してきています。
- 本市では、電子市役所の実現に向けた取り組みを行い、インターネットを活用した市民の利便性を高めています。
- 早くから情報公開に取り組むなど、市民との情報の共有を積極的に進めてきましたが、さらなる充実が課題となっています。

情報通信技術の進歩がすべての市民の生活の利益に結びつき、安全性と利便性のバランスの取れた施策展開が求められる一方で、人と人のつながりによる情報共有の方法の確立が必要となっています。

3. これからのまちづくりの方向性 ～量的拡大から質的充実への転換～

(1) 基本的な考え方

以上に整理した時代潮流のうち、まず、人口減少・少子高齢化の進展をどのように捉えるかが、本市のまちづくりにとって特に重要な課題です。

- 大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきた本市にとって、人口増加がまちづくりの主な原動力であり、これまでの総合計画では将来人口の目標を15万人としてきました。
- 人口減少・少子高齢化の進展は、これまでのまちづくりの考え方を変える必要があることを意味します。
- わが国全体が人口減少・少子高齢化の流れにあり、即効性のある対応策や解決策が見出せない状況にある中で、本市のみがそれに歯止めをかけ、再び人口を増加させることは、本市の置かれた地理的・社会的条件や必要なコストを考え合わせても、現実的ではありません。
- 人口の増減にこだわらず、人口規模そのものよりも「まちの活力」を維持・充実することをまちづくりの方向性とすべきです。
- 本市には、「人」「自然・歴史・文化」「都市基盤、施設、資産」など、これまでのまちづくりで培われてきた多くの資源があります。
- これらの貴重な資源を活性化させるとともに、それぞれがかわり合いながら相乗効果を図り、新たな価値を創り出していくこと、つまり地域資源の循環によって、「まちの活力」を維持・充実し、住みたい、住み続けたい、訪れたいという、まちの魅力を高めていくことが可能です。

(注19) デジタルデバイド……IT（情報通信技術）を使いこなせる人と使いこなせない人の間や、利用できる余裕のある高所得者層と余裕のない低所得者層の間などに生じる、機会の不平等などの社会的格差のこと。

第4次総合計画では、まちづくりの視点を量的拡大から質的充実へ転換するとともに、地域資源の循環を通して「まちの活力」を維持・充実していくことを基本方向とします。

(2) 人口、都市構造

① 人口

- 本市の人口は、平成12年度から減少傾向にあり、この傾向が続けば、平成27年度末の人口は11万人前後になると推計されます。
- しかし、本市の有する資源を十分に活用し、世代バランスを意識した魅力的なまちづくりを行うことにより、「ファミリー層」をはじめとした流入人口の増加も見込めることから、平成27年度末の人口が結果として12万人となることを想定します。
- 一方、第4次総合計画では、人口規模そのものではなく、「まちの活力」の維持・充実を基本方向とすることから、これまでの定住人口^(注20)や交流人口^(注21)といったものに、活動人口^(*)という考え方を加えます。
- この活動人口が増えれば、たとえ定住人口の規模が小さくなっても、実質的な「まちの活力」を維持・充実していくことができます。

(*)「活動人口」:

「都市の活力＝①人口×②活動量」とすると、①が減っても②が増えれば都市の活力は、維持・拡大することになります。活動人口とは、従来の生産年齢人口などの年齢区分に捉われず、まちづくりのために活動する人びとの数や時間によって表わされる「まちの活力」を示す指標です。

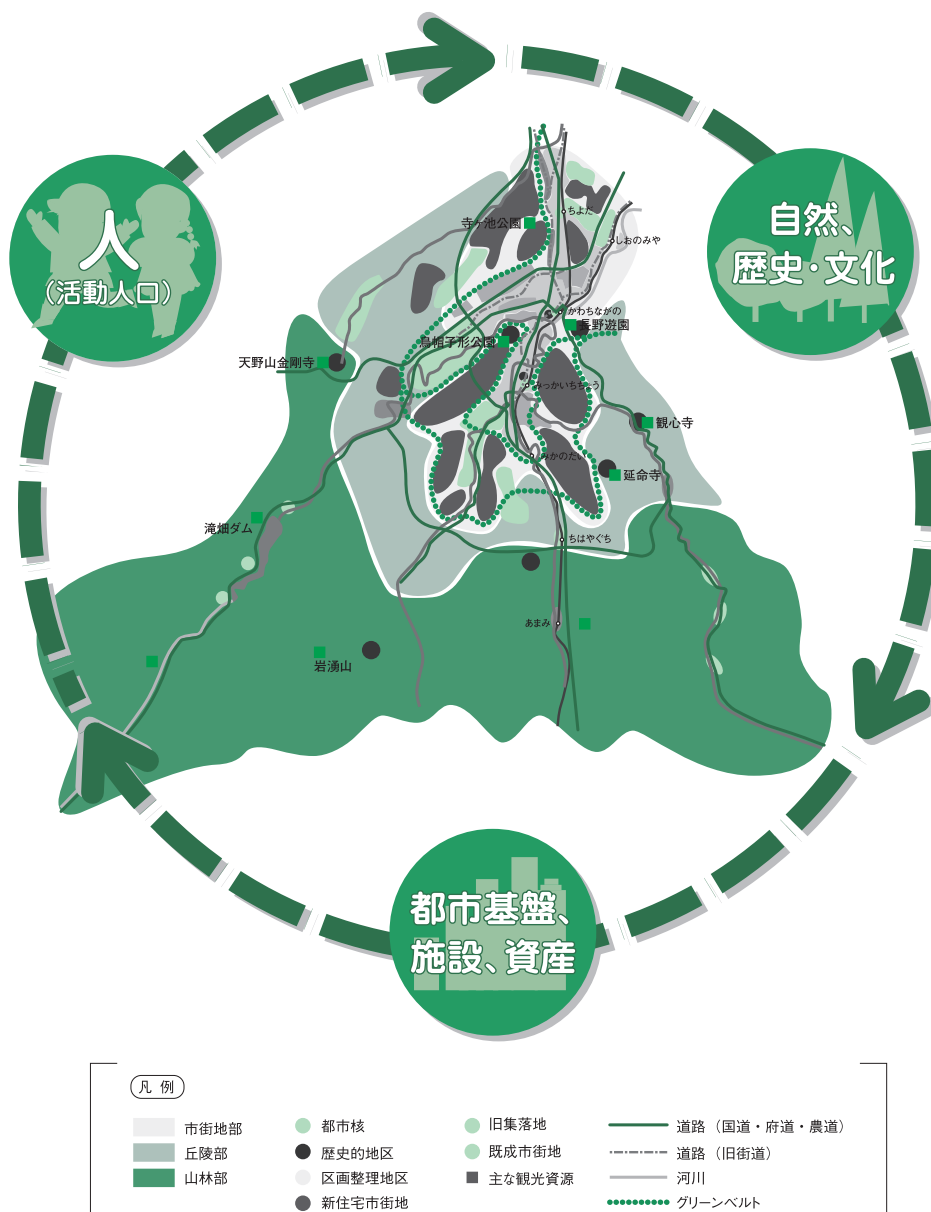
② 都市構造

- 「まちの活力」を維持・充実するためには、貴重な地域資源を循環させることができる都市構造が重要です。(図参照)
- このため、第4次総合計画では、豊富な地域資源を有する現在の都市構造を継承しつつ、地域資源が互いに関連しつつ循環していくことを目標とし、これまでの経緯も踏まえながら社会経済動向を見極め、民間活力を活用して、「まちの活力」の維持・充実、活動人口の受け皿となる機能配置を図ります。

(注20) 定住人口……該当地域内に居住する全人口のこと。常住人口ともいう。

(注21) 交流人口……通勤・通学をはじめ、買い物、観光、レジャーなど、さまざまな目的で、該当地域外から訪れる人口のこと。

[参考] 本市の都市構造(地域資源)



◆ 第2章 ◆ まちづくりの理念と目標

1. まちづくりの理念

第1章で示した、量的拡大から質的充実への転換、地域資源の循環を通した「まちの活力」の維持・充実という基本方向のもと、まちづくりの理念を次の3点とします。

(1) 「調和と共生のまちづくり」

- 本市では、これまでも、豊かな緑や歴史的・文化的資源に囲まれた良好な生活環境づくりをまちづくりの目標としてきました。多くの市民も、これらの環境によってもたらされる、澄んだ空気、美しい水をはじめとする潤いや、歴史や伝統の奥深さを感じることでできるまちなみが本市の最大の魅力の一つであると感じています。
- 保水機能を持つ森林が、おいしい水の供給源としての役割や洪水による災害を軽減する役割を果たすなど、本市の生活環境は、自然環境との共生に裏打ちされてこそ成立するといえます。
- 一方で、良好な自然や歴史的・文化的環境は、人びとの維持に向けた活動によって保全され成り立つことから、「自然との調和・共生」は、人びとがまちづくりに参加し、意識を共有していく上でも非常に重要です。
- 日常生活においても、異なる価値観や生き方を持った人びと、男と女、外国人と日本人、障害者と健常者、大人と子ども、高齢者と現役世代、本市以外の地域や人など、お互いの人権を尊重しながら、より広範な形での「共生」が求められています。

(2) 「元気なまちづくり」

- 人口減少や少子高齢化、不透明な経済情勢、財政の悪化など、まちづくりを取り巻く環境の変化に対応し、これまで以上に「まちの活力」を維持・充実していくことが必要となっています。
- 厳しい環境の中で本市が発展するには、市民と事業者が主体的にまちづくりに参加し、人と人との交流の活発化や、地域資源の循環を積極的に推進することなどにより、まちの「元気力」を向上させることが求められています。

(3) 「協働のまちづくり」

- 市民のニーズが今後ますます多様化していく中で、行政が提供するサービスだけでは十分対応できない場面が多くなっていきます。

- 高齢化の進展や人口移動によって、これまで本市の貴重な自然や自治の仕組みを支えてきた人びとが減少することとなり、世代交代や新たな人材の発掘が必要となっています。
- これらに対応するには、市民、事業者と行政が「協働」し、「自ら考え自ら実行する」自律的なまちづくりが求められています。

2. 都市の将来像とまちづくりの目標

上記の3つの理念は、まちづくりのさまざまな分野を横断する総合的な目標です。

しかし、まちづくりを効率的に行っていくためには、関連性の強い政策分野ごとに具体的な取り組みを進めていく必要があるため、第4次総合計画では、3つの理念を具体化するため、「都市の将来像」とその将来像をさらに具体化した5つの「まちづくりの目標」を設定し、それぞれについて体系的な施策、事業を構築していくものとします。

(1) 都市の将来像

みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野

(2) まちづくりの目標

1) 環境調和都市

- より潤いのある市民生活を実現するために、豊かな緑や自然環境を保全するとともに、快適な環境を創出します。
- 資源循環や環境負荷の低減を一層強化するとともに、自然との触れ合いを通して、市民のライフスタイルが環境への配慮に基づくものとなるようなまちづくりを進めます。

基本目標

- ① 良好な環境の保全と創出
- ② 環境負荷の低減

2) 共生共感都市

- 地域において一人ひとりが安心して生き生きと生活していくために、支え合い、助け合う中で元気で生きがいを持って暮らすことができる仕組みを構築します。
- 地域が一体となった福祉の仕組みづくりを推進し、健康で心が通い合う地域福祉の充実を目指します。
- すべての市民が人権を尊重し、より豊かな生活が過ごせるようなまちづくりを進めます。

基本目標

- ① 地域福祉の充実
- ② 健康づくりの推進
- ③ 人権の尊重

3) 元気創造都市

- ・一人ひとりが生きがいや文化的な豊かさを持って行う元気な活動をまちづくりの原動力としながら、その活動を地域の元気に結びつけ、市全体を元気にします。
- ・特に、子どもたちが元気に育つことは、成長過程において周囲に活力を与えるとともに、本市の将来への希望へとつながっていくため、次代を担う人づくりを進めます。
- ・恵まれた自然や歴史的・文化的環境、人的資源を生かした地域ぐるみの子育てを行い、元気で未来への希望を持った子どもを育みます。
- ・今後、退職により市内で過ごす時間の増大が見込まれる「団塊の世代」をはじめ、若者や女性を含む市民が、まちの元気に積極的にかかわることができるよう、情報や機会の提供を進めます。
- ・本市の貴重な自然や歴史的・文化的資源がまちの元気に結びつくように、農業、林業、商業、工業、観光などの産業間の融合、連携を促進した産業活性化策に取り組むとともに、コミュニティビジネス^(注 22)への支援などを通じて、地域レベルでの活性化と生活の質の向上を目指します。

基本目標

- ① 元気な地域づくり
- ② まちを担う人づくり
- ③ 産業の活性化

4) 安全安心都市

- ・今後予想される災害や、高齢者をはじめとした災害弱者、犯罪などに対応したまちづくりを進め、消防、防災、防犯など市民が安全で安心した暮らしを営める環境を確立します。
- ・特に、高齢者、子ども、障害者などにとっても、生き生きと活発な市民生活が送れるよう、移動手段の確保や安心して歩くことのできる環境づくりに努めます。
- ・都市基盤整備においては、地域の暮らしやすさを支えるよう質的な充実を目指します。

(注 22) コミュニティビジネス……地域の身近な課題や需要に対して、市民が主体となって取り組むビジネスのこと。利益の計上とともに、地域の課題を解決する役割を担うことが期待されている。

基本目標

- ① 日常生活における安全安心の確保
- ② 非常時への対応
- ③ 都市基盤の質的な充実

5) 自律協働都市

- 一人ひとりの思いが理解、共感され、施策に反映される多様な市民参画の仕組みを構築するとともに、行政情報の提供・共有やまちづくりに関する情報交流を充実するなど、市民と行政の信頼関係を確立します。
- 市民と行政が対等な立場で、共にまちづくりを担っていくための協働のルールや仕組みを整えます。
- 財政悪化や生産年齢人口の減少など、厳しい中でも引き続き自己改革を進め、行政改革、財政の健全化に取り組みます。
- ごみ処理や小児救急、観光など広域行政の実績を踏まえ、他市町村、他地域との連携を強化し、地域資源の循環につながる、より効率的で効果的な広域行政を展開します。

基本目標

- ① 協働の仕組みづくり
- ② 行財政改革
- ③ 広域連携

◆ 第3章 ◆ 目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み

1. 重点施策

第4次総合計画を実現するための具体的な取り組みについては、第2章で示した5つのまちづくり目標に沿った施策体系に基づき、基本計画や実施計画を通じて実施します。

限られた資源のもとで目標を達成していくためには、「タテ割」の施策体系を越えて、特に重要な取り組みについて、優先的、横断的に推進していく必要があります。

そこで、第4次総合計画では、まちづくりの基本方向や理念から導き出された次の3点を「重点施策」として位置づけ、全市的な取り組みによってその実現を図るものとします。

(1) 地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実

「人」「自然、歴史・文化」「都市基盤、施設、資産」といった地域資源を活性化させるとともに、それぞれがかかわり合い、交流するという相互関連・相乗効果を図ります。さらに、その結果として、新たな価値・サービス・人材を創造・創出することにより、地域、そしてまち全体の活性化を目指します。

① まちづくりを担う「人」の育成

- 地域に根ざしたまちづくりの多様な担い手の育成
- コミュニティビジネス、起業支援など新たな地域サービスの担い手の育成

② 「自然、歴史・文化」の保全・活用

- 自然、歴史的・文化的資源を保全し、継承するためのシステム構築
- 自然、歴史的・文化的資源を活用し、まちの魅力としての発信

③ 「都市基盤、施設、資産」の有効活用

- 都市基盤や施設を活用した地場産業の活性化、地産地消の推進
- まちの活力に結びつく、施設や資産の利活用

④ 地域資源の循環を促進する仕組みづくり

- 地域経済の活性化に結びつく、観光をはじめとした産業振興や産業間の交流・連携
- 地域資源の循環を促進するネットワークと横断的な行政の体制の確立
- 地域資源の円滑な循環を支える土地利用の推進

（２）質的充実による居住環境の魅力向上

超高齢社会や次世代育成に対応できる安全で安心な居住環境をつくりあげ、とりわけ世代バランスを意識した「ファミリー層」の定住・転入促進に結びつくような、住みたい、住みやすい、住み続けたい、まちの魅力を向上させます。

① だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり

- 災害や犯罪などの脅威に迅速・的確に対応できる体制の整備
- だれもが円滑に移動できる道路や施設の質的な充実と公共交通ネットワークの確立
- あらゆる世代に対応した「こころ」と「からだ」の健康づくりの推進
- 地域に根ざした支え合いの仕組み、ネットワークの確立

② 魅力と誇りにあふれ、心を育む「教育・次世代育成」のまちづくり

- 文化や伝統を理解し、地域や郷土愛に満ちあふれた教育の推進
- 多様性を認め、個性を育み、知・徳・体のバランスのとれた教育の展開
- 家庭や地域の教育・子育て力向上による次世代育成の推進
- 家庭教育、社会教育、学校教育の融合・連携の推進
- あらゆる世代、ニーズに対応した学習活動への支援

③ 居住環境の魅力向上に結びつく基盤づくり

- リサイクルや排水処理など環境負荷を低減する取り組みの推進
- 中心市街地をはじめとした、まちの賑わい・魅力づくりへの支援
- 環境や世代バランスに配慮した土地利用や住宅政策の推進

（３）市民・事業者・行政の協働の推進

地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実、質的充実による居住環境の魅力向上といった重点施策をはじめ、第4次総合計画のまちづくりを実現するためには、市民・事業者・行政が対等な主体として共にまちづくりを担っていく協働の推進が不可欠であり、そのための人・組織づくり、場づくり、仕組みづくりそのものを重点施策として位置づけます。

① 協働のための人・組織づくり

- 地域リーダーやコーディネーターの発掘・育成
- 地域課題を解決する主体としてのコミュニティ組織への支援
- 市民の主体的な活動組織への支援

② 協働のための場づくり

- 協働を支援し、市民相互の情報交流を図る拠点の整備
- 地域で気軽に情報交流を行える場の提供

③ 協働のための仕組みづくり

- 市民活動を支援する仕組みや制度の整備、総合的な支援組織の創設
- 行政情報の提供・共有、市民相互の情報交流を図るシステムの整備
- 政策形成や計画立案、行政運営などへの市民参画の推進

2. 第4次総合計画を推進する仕組み

総合計画は、まちづくり全体を対象とした10年にわたる長期的な計画であるため、時代環境の変化などにより、当初の枠組みを変更する必要性が発生することもあります。

また、総合計画に盛り込まれた取り組みは、どれも本市にとって必要なものばかりですが、財政的にもすべての取り組みを一気に実現することは現実的にはできません。

このため、第4次総合計画では、下記に示す仕組みを通じて、着実な目標の実現を目指します。

(1) 定期的な進捗確認とフィードバック (注23)

- 基本構想に示す目標（まちづくりの目標）がどの程度達成されたかを定期的な調査により把握するとともに、人口推計や時代環境なども再確認します。
- 具体的な取り組みである施策については、基本計画に進捗状況を測定する際の目安となる「指標」を明示し、行政評価システム (注24) により、毎年、その状況を確認していきます。
- それらの結果を踏まえ、市民ニーズや時代環境の変化に対応して、必要に応じて基本計画を見直します。

(2) 優先順位づけや役割分担による効率的な事業推進

- 事業の進捗状況を踏まえつつ、市民ニーズや緊急性、重要性の分析などを通して常に優先順位を確認するとともに、客観的な財政推計を行い、有効かつ効率的な事業採択に反映させます。
- 総合計画の実現には、組織横断的な取り組みが必要なことから、必要に応じて分野ごとの計画を策定し、総合的な取り組みができる体制整備を行います。

(3) 市民参加による進捗管理体制の整備

- 上記の進捗管理を市民の視点から行うため、市民参加による進捗管理体制を整備します。

(注23) フィードバック……それまで行われてきたことの結果を反映させて、適切な改善や見直しにつなげていくこと。

(注24) 行政評価システム……政策や施策、事業などについて、一定の基準、指標を用いて、その目的に対する成果や手段の効率性などについて評価するシステムのこと。

河内長野市 第4次総合計画 基本計画

序 章

第1章 環境調和都市

第2章 共生共感都市

第3章 元気創造都市

第4章 安全安心都市

第5章 自律協働都市

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

1	序章	
2		
3		
4		
1	1章	
2		
3		
4		
5		
1		
2		
3		
4	2章	
5		
6		
7		
8		
1		
2		
3		
4	3章	
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
1		
2		
3		
4		
5		
6	4章	
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
1		
2		
3		
4	5章	
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
1		
2		
3		
4		
5		



1. 基本計画の役割

- 基本計画は、基本構想に示された「まちづくりの基本方向」を踏まえながら、「まちづくりの理念」および「都市の将来像」を実現するため、5つの「まちづくりの目標」ごとに、基本的な施策を体系的に取りまとめたものです。

2. 基本計画の構成と期間

(1) 基本計画の構成

- 基本計画の各論は、5つの「まちづくりの目標」における施策分野ごとに、「背景」、「本市の現状と課題」、「目指すまちの姿（指標）」、「施策体系」で構成しています。
- 「背景」は、当該施策分野の背景や今日的な意味、求められる機能などを整理したものです。
- 「本市の現状と課題」は、「背景」での時代環境の認識を踏まえ、当該施策分野における本市の現状と課題を整理したものです。
- 「目指すまちの姿（指標）」は、基本計画の目標年次の時点での達成を目指す本市の状態およびそれを測定する指標を設定したものです。なお、基本計画そのものの見直しにかかわらず、社会状況の変化などに伴い、変更する場合があります。
- 「施策体系」は、「目指すまちの姿」に向けた施策を体系的に整理し、実現のための方策を例示したものです。
- 基本計画で示した施策は、実施計画をもって具体化を図ります。

(2) 基本計画の期間

- 計画の期間は、平成 18 年度（2006 年度）からの 10 年間とし、目標年次を平成 27 年度（2015 年度）とします。
- ただし、人口推計や時代環境などの再確認、行政評価システムなどを活用した「目指すまちの姿（指標）」の進捗状況や市民意識の把握などの結果を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

3. 人口および土地利用

(1) 人口

① 人口の推移と現状

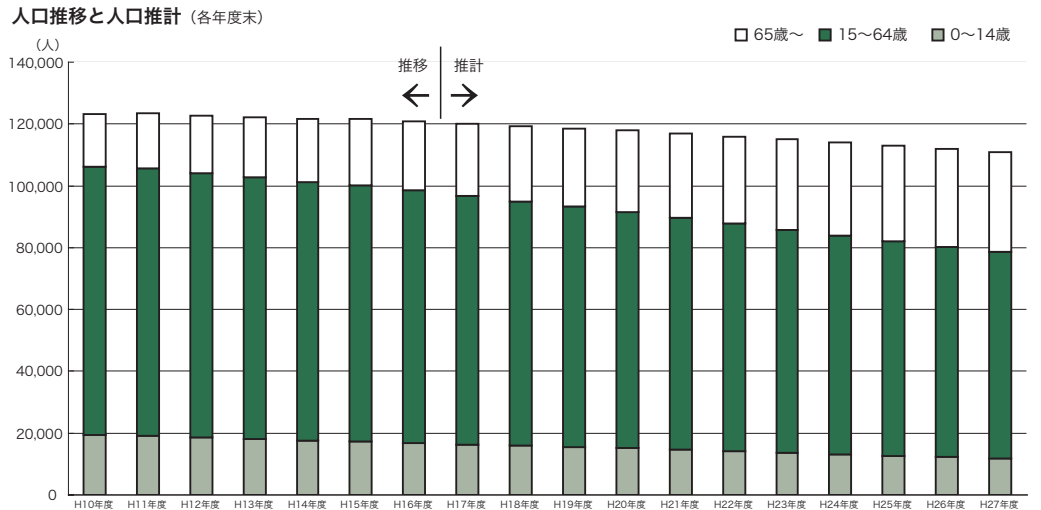
- 本市の人口は、昭和29年の市制施行時には約3万人でしたが、昭和40年前後からの大規模な住宅団地の開発により大幅に増加し、昭和40年～60年では年間平均で約2,500人、昭和60年～平成5年では同約3,000人、とりわけ昭和62年～平成元年のいわゆるバブル経済期には同約4,500人にものぼりました。
- 平成2年以降はゆるやかな人口増加となりましたが、平成12年2月末の123,617人をピークに人口は減少傾向に転じました。
- その原因としては、少子高齢化による出生率の低下と死亡率の上昇による自然動態の増加の鈍化もありますが、大きく影響しているのは社会動態の減少です。
- 転出数はここ数年大きな増減はなく、年間約4,500人～5,000人で推移しています。一方で転入数は平成8年度から16年度の間は年間約6,500人から約3,500人と減少傾向にあり、平成11年度からは転出数を下回り、総人口が減少するに至っています。
- 平成6年度と16年度を比較すると、年齢別では、20歳～34歳の転出傾向は変わりなく続いています。5歳～14歳、25歳～29歳、40歳～49歳の転入が減少しています。
- 市町村別では、大阪市・堺市からの転入が減少し、一方で大阪市・堺市への転出が増加しています。
- 区域別では、計画的市街地以外では各年齢ともおおむね横ばいで人口が推移していますが、計画的市街地では全体として減少しており、とりわけ、15歳～34歳の若年層が著しく減少しています。
- 以上から近年の人口減少の要因を概況すると、昭和40年代後半以降に計画的市街地に転入した世帯における「親世代」の高齢化が進行する一方、その「子ども世代」の市外への転出は変わらず続き、従前それを補ってきた30歳～40歳代の「ファミリー層」の転入が減少していることによるといえます。
- さらに、長引く景気の低迷を背景とした地価の下落により、利便性の高い都心部に人口が集中する「都心回帰」の傾向も要因の一つであるといえます。

② 人口の推計

- 本市の人口は、近年の減少傾向がそのまま続けば、平成27年度末の人口は11万人前後になると推計されます。
- 老年人口（65歳以上）は、平成15年度末～27年度末の12年間で約11,000人、年間平均で約900人増加し、その割合は約18%から約29%へと11ポイントも上昇

すると推計されます。

- 生産年齢人口（15 歳～ 64 歳）は、同 12 年間で約 16,000 人、年間平均で約 1,300 人減少し、その割合は約 68%から約 60%へと 8 ポイントも下降すると推計されます。
- 年少人口（0 ～ 14 歳）は、同 12 年間で約 5,000 人、年間平均で約 400 人減少し、その割合は約 14%から約 10%へと 4 ポイント下降すると推計されます。



③ 今後の施策展開による人口の想定

- このような人口減少社会の到来を「まちの活力」の低下に結びつけることなく、たとえ定住人口が減少していても、地域資源の循環による「まちの活力」を維持・充実していかなければなりません。
- 「人」「自然、歴史・文化」「都市基盤、施設、資産」などの貴重な地域資源を活性化させるとともに、相乗効果を図り、新たな価値を創り出し、地域、そしてまち全体を活性化させるため、「団塊の世代」をはじめ、若者や女性などがお互いに交流・連携するという、まちづくりの多様な担い手としての活動人口の増加を重視する施策が必要です。
- さらに、人口増加を前提とした量的な拡大から、居住環境の魅力向上など、質的な充実にもまちづくりの視点を転換しなければなりません。
- 高齢者をはじめ、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、世代バランスを意識した「ファミリー層」の定着・転入促進に結びつく、「教育・次世代育成」のまちづくりを進めていくことが必要です。
- 以上の視点に立った施策展開を図ることにより、高齢者層や若年層の定着、「ファミリー層」をはじめとした流入人口の増加も見込めることから、結果として生産年齢人口と年少人口の減少を最小限に食い止め、平成 27 年度末の人口が約 12 万人となることを想定します。

(2) 土地利用

① 土地利用の現状

- 本市の地形構造は、櫛状に伸びる尾根の形状、市域西側の段丘崖により遮られた空間、張り出した尾根と段丘崖に囲まれた段丘低地などを特性としています。
- 本市の土地利用は、地形構造に対応して、段丘低地では既成市街地が形成され、丘陵地では農地と点在する集落からなる田園地帯や尾根の先端部に形成された計画的市街地、山地は樹林地となっています。
- 段丘低地に形成された既成市街地は、区画整理などによって計画的に開発された地区や既成市街地の拡大に伴って自然発生的に形成された住宅地、古くからの住宅地、幹線道路沿いに形成された商業地などの住・商・工の混在する地域となっています。
- 丘陵地では、谷筋の農地や点在する集落などがのどかな田園地帯を形成するとともに、計画的市街地の周囲を取り囲む緑の存在と相まって、緑の住宅都市という本市のイメージの要因となっています。
- 山地では、谷筋に小さな集落地が点在していますが、大部分は樹林地となっています。

② 土地利用の方針

- 都市の将来像を踏まえ、まちづくりの基本方向である、質的な充実と「まちの活力」の維持・充実に寄与する土地利用を図るため、現在の都市構造を継承しつつ、市域を市街地部、丘陵部、山林部の3つに区分して、各々について次の方針を掲げます。
- また、この区分のそれぞれの中で地域資源が循環するとともに、区分を越えて互いにかかわり合いながら、市域全体としての循環性を高めていくことを目指します。
- さらに、社会状況の変化などによって、既存の都市計画のあり方も検討します。
- 土地利用に関する具体的な指針については、基本計画を踏まえ、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）にて定めるものとします。

◎ 市街地部

- 主要駅周辺市街地では、少子高齢化や情報化などの時代の流れに対応しながら、地域資源の集積拠点として、市民・事業者・行政が一体となって、まちの「顔」としての活性化を図り、整備方策を検討します。
- 既成市街地では、残存する貴重な緑・水辺空間を保全・活用した潤いのあるまちなみを形成するとともに、空閑地においては、良好な住宅開発を誘導します。
- 計画的市街地では、建築協定など市民の自主的なまちづくりによる良好な住環境の維持を促進します。
- 上記以外の区域では、効果を踏まえながら、地域の活性化に資するような計画を検討します。

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

1	序章
2	
3	
4	
1	1章
2	
3	
4	
5	2章
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	3章
8	
1	
2	
3	
4	
5	
6	4章
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	5章
14	
1	
2	
3	
4	
5	

◎丘陵部

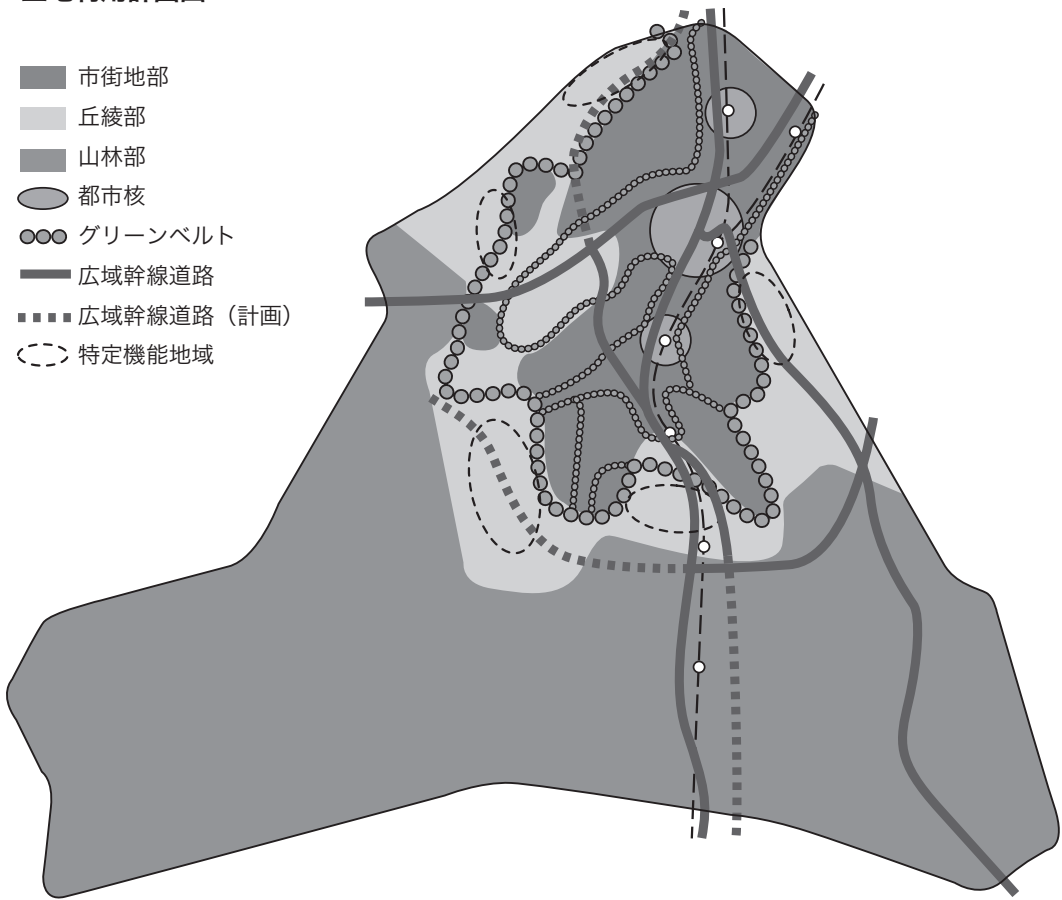
- 市街地部と山林部に囲まれた丘陵部では、農地・丘陵緑地としての土地利用を基本とします。
- 本市の原風景ともいえる里山などの緑については、市民参加による保全・活用を進めます。
- なお、第3次総合計画で複合機能を配置するとしていた「小山田」「下里」「日野・加賀田」「清水・岩瀬」「河合寺」の限定した5つの地域については、これまでの経緯も踏まえながら社会経済動向を見極め、民間活力を活用した、特定の機能を有する地域（特定機能地域）として、土地利用の方向を定めます。
- 特定の機能とは、自然環境との共生を図りながら、教育・文化・福祉・医療・生産・研究開発・住居などの機能を相乗させ、地域の特性を生かしつつ、地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実、質的充実による居住環境の魅力向上につながり、活動人口の受け皿となる機能を配置したものとします。

◎山林部

- 山林部では、本市の特徴である豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、保全、育成、継承を図るとともに、レクリエーションの場として有効な活用に努めます。
- 森林については、林業の生産の場とするとともに、多様な公益的機能を有することから、市民と行政が連携した新しい整備の仕組みを構築しながら、市民自らが守り、育て、実践する場とします。
- 中山間地域の農地については、生産の場としてのみならず、保水などの公益的機能や多面的な機能を有する空間として保全・活用に努めます。

土地利用計画図

- 市街地部
- 丘陵部
- 山林部
- 都市核
- グリーンベルト
- 広域幹線道路
- 広域幹線道路（計画）
- 特定機能地域



序	1
1	2
2	3
3	4
4	5
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
2	1
3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
3	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9
12	10
13	11
14	12
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
5	1
2	2
3	3
4	4
5	5

4. 施策の大綱

まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策			
第1章 環境調和都市 【基本目標】 ①良好な環境の保全と創出 ②環境負荷の低減	1 自然環境	① 豊かな自然環境を守る	② 野生の動植物を守る	③ 自然環境を保全・継承する仕組みを構築する			
	2 公園・緑地	① 快適で安全な公園づくりを進める	② 緑を保全し増やす				
	3 景観形成	① 自然景観を守り育てる	② 都市景観を守り育てる	③ 歴史的景観を守り育てる	④ 景観形成の仕組みをつくる		
	4 環境保全	① 公害などの無いまちをつくる	② 有害な化学物質による汚染を防止する	③ 地球環境保全に取り組む			
	5 循環型社会	① 循環型社会を構築する	② 多様なエネルギーを活用する				
第2章 共生共感都市 【基本目標】 ①地域福祉の充実 ②健康づくりの推進 ③人権の尊重	1 人権・平和	① 人権意識を高める	② 人権擁護の仕組みをつくる	③ 平和の大切さの意識を高める			
	2 男女共同参画	① 男女共同参画についての理解を深める	② あらゆる分野への男女共同参画を推進する	③ 男女の人権が尊重される社会をつくる	④ 総合的な推進体制を強化する		
	3 地域福祉	① 地域福祉を推進する人を育てる	② 地域ネットワークの形成を促進する	③ 推進体制を充実する			
	4 高齢者福祉	① 長寿社会を支える仕組みをつくる	② 健やかで安心できる暮らしを支援する	③ 生きがいと触れ合いに満ちた暮らしづくりを支援する			
	5 障害者福祉	① ノーマライゼーション理念を啓発する	② 自立と社会参加を促進する	③ 保健・医療・福祉サービスを充実する	④ 推進体制を充実する		
	6 児童・ひとり親家庭福祉	① 子どもの権利擁護を推進する	② 子どもの成長を支援する	③ ひとり親家庭の自立を促進する			
	7 健康	① 生涯を通じた健康づくりを推進する	② 健康づくりのための環境を整える	③ 安心できる医療体制を充実する			
	8 社会保障	① 国民健康保険制度を適正に運用する	② 国民年金制度を適正に運用する	③ 福祉医療制度を適正に運用する	④ 生活保護制度を適正に運用する		
第3章 元気創造都市 【基本目標】 ①元気な地域づくり ②まちを担う人づくり ③産業の活性化	1 生涯学習	① 学習がまちづくりにつながる基盤を整える	② 学習がまちづくりにつながる仕組みを整える				
	2 次世代育成	① 子育て家庭への支援を充実する	② 地域全体で子どもを育てる環境や仕組みを整備する				
	3 学校教育	① 特色ある学校園をつくる	② 地域に信頼される学校園をつくる	③ 児童・生徒の心の居場所をつくる	④ 安全、安心な学校園をつくる		
	4 社会教育	① 人づくりのための仕組みを充実する	② 図書館を通じて学習・読書活動を支援する	③ 人づくりの場を充実する			
	5 青少年育成	① 非行などを未然に防止する	② 青少年の体験活動を充実する	③ 夢と創造力を育む機会を充実する			
	6 市民スポーツ	① スポーツ振興の仕組みを整備する	② スポーツ振興の環境を整える				
	7 市民文化	① 文化芸術創造の環境をつくる	② 生活文化を育む	③ 歴史文化遺産を保存・活用する			
	8 国際交流	① 国際化時代を担う人材を育成する	② 多文化共生の環境をつくる				
	9 商業・サービス業	① 交流地として商業地を再生する	② 地域商業の活性化を推進する	③ 経営基盤の強化と意識変革を促進する			
	10 工業	① 既存事業所を活性化する	② 新しい地場工業を創出する				
	11 農業	① 持続的な農業経営を支援する	② 地産地消の仕組みを充実する	③ 農空間の多面的な機能の充実を図る			
	12 林業	① 安定的な林業経営を支援する	② 木材需要を拡大する	③ 森林の多面的な機能の充実を図る			
	13 観光	① 河内長野らしい観光産業を創出する	② 観光受け入れ体制を充実する				
	14 勤労者	① 雇用の促進と安定を図る	② 福利厚生を充実する				

まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施 策
第4章 安全安心都市 【基本目標】 ①日常生活における安全安心の確保 ②非常時への対応 ③都市基盤の質的な充実	1 危機管理	① 安全で安心な地域社会を実現する ② 危機管理体制を確立する
	2 防 犯	① 防犯体制を充実する ② 地域の防犯力を高める
	3 消防・救急救助	① 消防・救急救助体制を充実する ② 消防施設・設備を充実する ③ 火災を予防する
	4 防 災	① 災害の発生を予防する ② 災害による被害の拡大を防止する ③ 被害を迅速に回復し再発を防止する
	5 治山・治水	① 山地や森林を適正に管理する ② 土砂災害を防止する ③ 河川災害を防止する
	6 消費生活	① 消費者の意識や知識を高める ② 消費者保護を充実する
	7 交通安全	① 交通安全意識を高める ② 交通安全環境を整備する
	8 交通体系	① 公共交通ネットワークを充実する ② 交通環境を向上させる
	9 道 路	① 道路網を充実する ② 道路環境を向上させる
	10 市街地整備	① 魅力ある中心市街地を整備する ② 良好な住環境を形成する ③ 良好な新市街地を形成する
	11 住 宅	① 良質な公的住宅を整備・充実する ② 良質な民間住宅の整備・充実を促進する
	12 上 水	① 安心・快適な給水を確保する ② 老朽化施設の更新と災害対策などの充実を行う ③ 運営基盤を強化する
	13 下 水	① 汚水(生活排水)の適正な処理を行う ② 雨水に対する安全を確保する
	14 斎場・墓地	① 斎場施設の建替え整備を行う ② 墓地の充足を図る
第5章 自律協働都市 【基本目標】 ①協働の仕組みづくり ②行財政改革 ③広域連携	1 協 働	① 市民参加を推進する ② 市民の主体的な活動を支援する ③ 多様な主体間の協働を推進する
	2 コミュニティ	① コミュニティ活動を推進する ② 地域の活動拠点を確保する
	3 情報化	① 行政サービスの情報化を進める ② 新しい都市経営のための情報化を進める ③ 情報資産に対する脅威に対応する
	4 行財政運営	① 計画的な行政運営のための仕組みを構築する ② 環境変化に対応した行政体制を確立する ③ 行政資源を有効に活用する
	5 広域行政	① 広域連携による行政サービスを推進する



河内長野市のシンボルキャラクター「モックル」。
平成9～10年に市民から募集したデザイン349点・愛称535点の中から決定されました。

デザイン

市の木「くすのき」と、市の資源である「緑」をモチーフに擬人化したもので、親しみのある生き生きとした表情で市民とのコミュニケーションをはかります。(平成9年10月3日決定)

愛称

市の豊かな自然を表す「木（モク）」と、人・まち・緑でつくる夢の「輪・仲間（サークル）」との造語。モクモクと広がる市の未来をイメージさせる弾んだ語感が、キャラクターのあふれる元気を表現します。(平成10年5月1日決定)

性格

1. いつも笑顔で愛きょういっぱい
2. 陽気で元気はつらつ
3. 心優しく、あふれる思いやり
4. 好奇心旺盛で創造力豊か
5. 花や木と大の仲良し

第1章

環境調和都市

基本
目標

- ①良好な環境の保全と創出
- ②環境負荷の低減

- 1 自然環境
- 2 公園・緑地
- 3 景観形成
- 4 環境保全
- 5 循環型社会

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

1 自然環境

背景

現在残されている貴重な自然環境を保全することは、人間以外の生命を尊重するというだけでなく、私たち自身にとっても重要な意味を持っています。自然と触れ合い、心の安らぎや感動を得ることにより、人びとの生活に潤いが生まれるとともに、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むことができます。

また、自然をそのまま保存するのではなく、自然を地域固有の貴重な資源として捉え、適切に活用することによって、地域の魅力や独自性を高めることにつながります。

本市の現状と課題

豊かな自然に恵まれた本市は、森林が市域の約70%を占めており、金剛生駒紀泉国定公園として市域の一部が指定されています。この本市の自然は、市民に潤いのある良好な生活環境をもたらし、市民も自然を魅力と感じています。今後とも市街地などに残っている自然も含めた豊かな自然環境を保全し、回復するための取り組みが求められています。

一方、本市の動植物の生息環境としては、天然記念物指定の樹木、数多くの巨樹・巨木林や岩湧山頂のカヤ原をはじめ、貴重種を含む多様な動植物が生育・生息する生態系を形成しています。

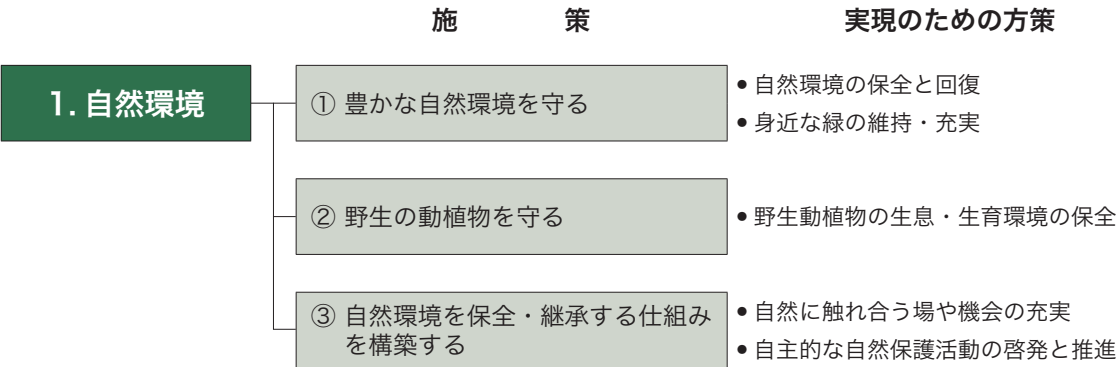
この多様な動植物が生息できる生態系を保全するためには、農林業の振興など人とのかかわりにも配慮しながら自然保護施策の推進を図る必要があります。

本市では、恵まれた自然のもとで、古くから豊かな森林や石川の豊富な水源などを生かし、自然と共存した暮らしや産業が営まれてきました。これら先人の知恵や工夫を今に生かし、市民が我がふるさとと誇りを持ち続けられるような本市の独自性を高めるまちづくりが必要です。そのためには、この豊かな自然環境を保全・継承するための仕組みを構築することが重要です。



- 自然や環境に満足する市民が増えています
(「自然や環境への配慮」に関する市民満足度)

施 策 体 系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

2 公園・緑地

背景

公園・緑地は、都市の潤いを創出するとともに、幼児から障害者、高齢者までだれもが自然と触れ合い、コミュニティを形成し、広域レクリエーション活動などを行うなど、健康で文化的な都市環境を形成する上で重要な都市空間です。

さらに、災害時には避難地・避難路・火災の延焼防止、ボランティアなどの救援活動拠点、復旧・復興の拠点などの機能を発揮するなど、安全でゆとりのある生活に重要な施設でもあります。

本市の現状と課題

本市では、健康で文化的な都市環境を形成する都市空間として、また都市の潤いを創出する都市施設として総合公園をはじめとして公園整備に努めています。その結果、本市の公園・緑地は、大阪府内では比較的充実した状況となっています。

しかし、公園の維持管理などにおいては、草刈り、清掃などの日常管理の負担が大きく、施設・遊具の老朽化も進んでおり、計画的な維持補修や改修などの必要性が高まっています。

また、最近、遊具の安全対策やバリアフリー化が重要視されるとともに、災害時における避難地としての役割も重要となっています。

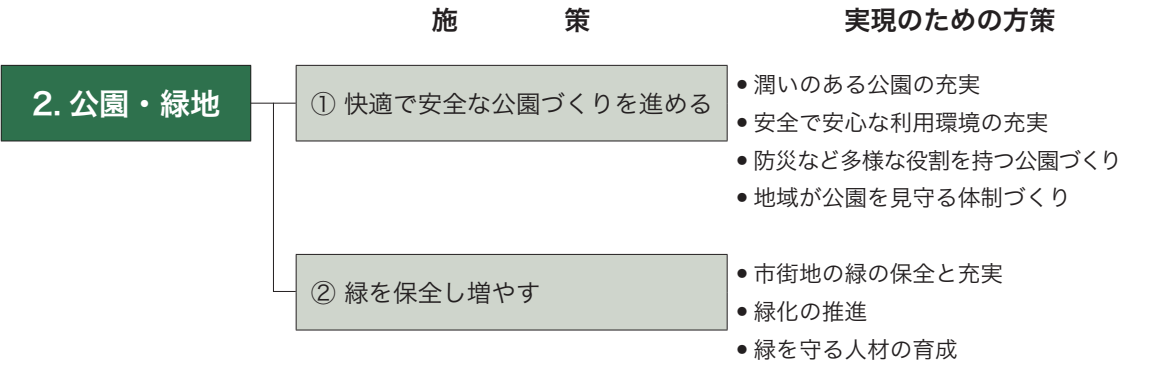
今後は、総合公園のさらなる整備・充実や身近な公園の維持管理や防犯対策などに地域住民が積極的に参加できるようその仕組みや体制づくりを図るなど、安全な公園づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

本市の緑の景観を構成するグリーンベルトや斜面の緑地、市街地に残された緑を保全する取り組みを進めながら、緑化の推進など身近な緑を増やすための取り組みも求められています。



- 公園や緑地が市民に親しまれています
(「公園や緑地などの環境」に関する市民満足度)
- 自治会、団体などによる自主的な公園愛護活動が広がっています
(アドプト導入公園数)
- 緑が増えています
(緑地面積)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

3 景観形成

背 景

美しい景観は、人びとの暮らしに安らぎや潤い・活力などを与えるだけでなく、そのまちの「個性」を目に見える形で表現することを通じて、地域への愛着を喚起したり、市外の人にまちの魅力をPRする役割を持っています。

特に、画一的な市街化が進行している現在、「地域らしさ」を見つけ出し、表現していくことは、その過程において、そこで生活することへの誇りと愛着を再発見するという意味でも、まちづくりに大きな役割を担っています。

本市の現状と課題

本市は、市街地の背景として、和泉金剛葛城山系の山なみが重なり、中部や北部は河岸段丘などが分布し、斜面地が景観に変化を与え、「緑の屏風」を形成しています。市街地内においては、多くの住宅地区で建築協定により景観保全が図られているとともに、主要3駅周辺の商業地区は、それぞれが個性ある景観を形成しています。

また、郊外の集落地では、本市の原風景ともいえるのどかな田園風景が広がっています。寺社境内とそれを取り囲む緑、高野街道の面影を残すたたずまいが歴史的景観を形成しています。

緑の住宅都市として発展してきた本市にとっては、豊かな自然の風景と歴史、文化に彩られた環境の中で、既成市街地や計画的市街地と調和した本市独自の自然景観・都市景観を守り育てることが求められています。

さらに、景観に対する関心を高め、本市が持つ歴史や文化、自然を資源として捉えるなど、地域特性に応じた景観を守り育てる必要があります。

以上の取り組みを進めるためには、市民・事業者・行政が一体となった仕組みづくりが必要です。



- まちなみ・自然・歴史などの美しさに市民が満足しています
(「まちなみ・自然・歴史などの美しさ」に関する市民満足度)

施 策 体 系

	施 策	実現のための方策
3. 景観形成	① 自然景観を守り育てる	● 山地景観や田園地帯の景観の保全 ● 水辺や山なみなどの景観の保全
	② 都市景観を守り育てる	● 街なか・街かどなどの景観形成と活動の支援 ● 景観形成の啓発と意識の高揚
	③ 歴史的景観を守り育てる	● 歴史的・文化的資産の保全と活用
	④ 景観形成の仕組みをつくる	● 市民の自主的な景観形成への支援 ● 指針づくりなど推進体制の確立



序
章

1
章

2
章

3
章

4
章

5
章

4 環境保全

背景

地球環境問題の深刻化とともに「持続的な発展が可能なまちづくり」が求められています。循環型社会形成推進基本法や数かずのリサイクル関連法の施行、有害化学物質対策、グリーン購入など「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」をキーワードとした国を挙げた環境政策が展開されています。また環境リスクを回避し、負荷を低減する手法として、従前の規制・禁止に頼るものから、環境をマネジメントするという考えが急速に普及してきています。

そのような時代潮流の中で、都市の環境保全施策に求められる機能は、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」のすべての分野にまたがってきています。そして、地域らしさを守り、育て、持続的に発展しアメニティ（人びとの心を心地良くさせる快適な環境の概念）を実現させるとともに、市民、事業者、行政のすべてが連携・協働して環境保全活動に取り組むことが求められています。

本市の現状と課題

本市では、平成12年に環境基本条例・環境基本計画を策定し、長期的な目標を持った総合的な取り組みを始めており、これをさらに推進する必要があります。

公害対策は、環境保全施策の一つの柱であり、現状としては、事業者が原因者となっているものはおおむね改善の方向ですが、生活排水に起因する河川の水質や、自動車交通に起因する道路環境騒音など、中にはいまだ環境基準を満たしていないものもあります。さらに、近年は、生活騒音など公害に含まれない苦情も増加してきており、今後も継続した取り組みが必要です。

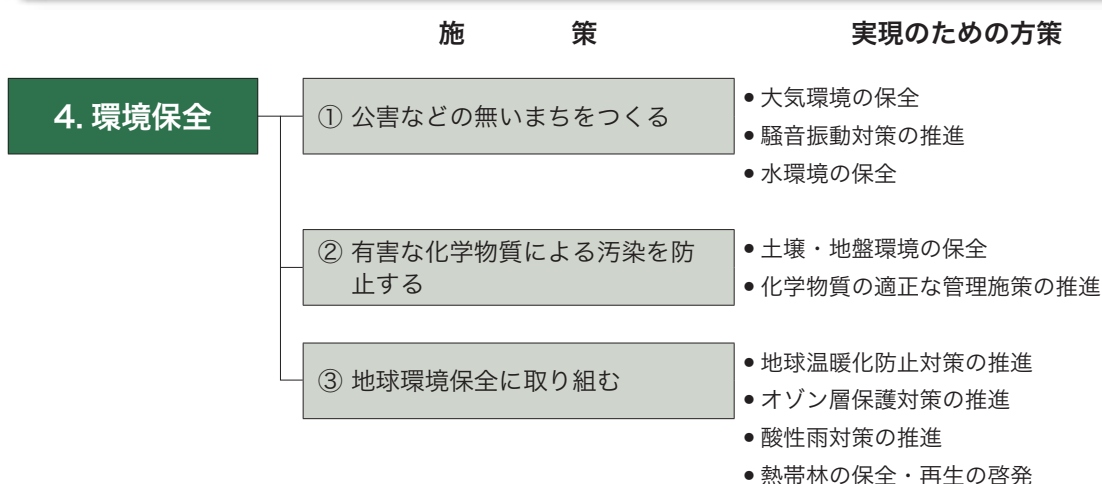
また、近年では化学物質などによる環境汚染を未然に防止するための取り組みや、土壌や地盤環境の保全などの取り組みも必要となっています。

地球規模の視点に立った良好な環境の保全と創出のためには、私たちも生態系の一部であることを認識し、理解と行動することにより、すべての施策に環境への配慮の視点を持ち、持続的な発展が可能な社会を実現するという統合的な理念のもとでの総合的な施策展開が求められています。特に、地球温暖化問題などは、直ちに個人の財産や健康に被害が実感できるものではないことから、現在および未来の市民が良好な環境で生活できる社会を構築するため、今後一層の理解と行動が必要です。



- 騒音・悪臭などの少なさに満足する市民が増えています
(「騒音・悪臭などの少なさ」に関する市民満足度)
- 環境基準が達成されています
(環境基準達成箇所割合)

施策体系



公害の種類別苦情件数									(単位：件)
年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
平成7年度	11	3	1	—	2	2	—	2	1
平成8年度	3	—	—	—	1	1	—	—	1
平成9年度	13	2	1	—	7	—	—	3	—
平成10年度	12	1	5	—	4	1	—	1	—
平成11年度	13	—	5	—	6	—	—	1	1
平成12年度	15	4	4	—	5	—	—	2	—
平成13年度	6	2	3	—	1	—	—	—	—
平成14年度	20	3	9	—	5	—	—	2	1
平成15年度	22	4	8	—	9	—	—	1	—
平成16年度	16	5	2	—	6	1	—	2	—

5 循環型社会

背景

社会経済活動の拡大により、私たちの生活は、物質的には豊かになりました。しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済は、一方では深刻な環境負荷の増大をもたらしています。

今後はライフスタイルの見直しなどを通じ、天然資源の消費を抑制し、社会での物質循環が円滑に行われるよう「循環型社会」の形成が求められています。

また、現代社会は、石油などの化石燃料を大量に消費することで成り立っています。しかし、これらの資源はやがて枯渇するとともに、排出される温室効果ガスによる地球温暖化の懸念も増大していることから、太陽や風力など、無限でかつ環境にやさしい新エネルギーの利用促進が求められています。

本市の現状と課題

本市では、ごみシール制の導入、ペットボトルなど容器包装廃棄物のリサイクル推進などの取り組みや啓発活動を行ってきました。

今後、資源の有効利用と循環ならびに環境負荷を軽減するため、多様なごみのリサイクルを推進するとともに、身近な取り組みとして各家庭におけるごみの発生抑制が課題となっています。また、最終処分場での処分能力に限りがあることから、処分量を減量する必要性が生じてきています。

さらに、豊かな自然と市民生活の調和が重要な中で、調和を乱す散乱ごみや不法投棄など不適切な処理が発生しており、これらに対して市民などと協力した地域清掃や不法投棄防止などの対策も重要です。

し尿処理については、公共下水道整備に伴う処理量の減少に対応して適正な処理を進めるとともに、資源化への取り組みも必要となっています。

引き続き、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続け、資源およびエネルギーの消費を抑制することにより、持続的な発展が可能な循環型社会の構築が課題となっています。

新エネルギーの導入として、本市では、市民交流センターに太陽光発電システムを設置するなどの取り組みを行ってきました。しかし、住宅などを含めた市全体における導入割合はまだまだ小さく、また、利用されている新エネルギーの種類も少ないのが現状です。

今後は、森林資源に恵まれた本市の特性を生かし、新エネルギーの導入に向けた取り組みを進める必要があります。



- 各家庭から排出されるごみの量が抑制されています
(1人1日あたりのごみの排出量)
- 資源の再利用への取り組みが進んでいます
(資源化率)
- リサイクル施策や自然環境への取り組みに満足する市民が増えています
(「リサイクル施策や自然環境への取り組み」に関する市民満足度)

施策体系

施策

実現のための方策

5. 循環型社会

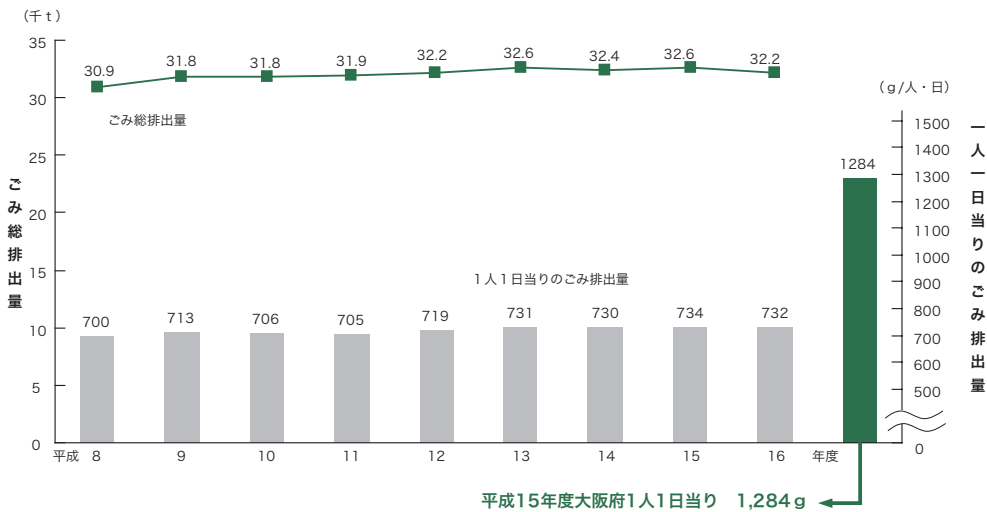
① 循環型社会を構築する

- ごみの減量化・資源化対策の推進
- ごみの減量の普及啓発
- ごみの多様化に対応した適切な処理の仕組みづくり
- 不法投棄など不適正な処理の防止
- し尿および浄化槽汚泥の適正処理・資源化

② 多様なエネルギーを活用する

- 新エネルギー導入と普及啓発

■ ごみ排出量の推移



序章	1
	2
	3
	4
1 章	1
	2
	3
	4
	5
2 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5 章	1
	2
	3
	4
	5

○「河川を美しくする都市」宣言決議

昭和 60 年 12 月 26 日 決議

河川は、人間生活と密着し、生活文明の母体となり、私たちに多くの恩恵を与えている。

河内長野市は、石川をはじめ、石見川、天見川、加賀田川、西除川など市内山間部を源流とする数多くの河川があり、私たちの生活に潤いを与える役割を果し、親しまれてきた。しかしながら多岐にわたる社会環境の変化により河川の汚濁が進み、流域市民に深刻な影響を及ぼしている。このときにあたり、自然愛護精神の高揚とともに河川環境を美しくすることは、良好な市民生活を守る条件となっている。

ここに、全市民の総力を結集し、河川は私たちとともに生きることの実現を目標に、河内長野市を「河川を美しくする都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

第2章 共生共感都市

基本
目標

- ①地域福祉の充実
- ②健康づくりの推進
- ③人権の尊重

- ❶ 人権・平和
- ❷ 男女共同参画
- ❸ 地域福祉
- ❹ 高齢者福祉
- ❺ 障害者福祉
- ❻ 児童・ひとり親家庭福祉
- ❼ 健康
- ❽ 社会保障

序
章

1
章

2
章

3
章

4
章

5
章

1 人権・平和

背景

すべての人間が基本的人権を享有し、尊重されることは、世界人権宣言および日本国憲法の基本的理念です。

また、恒久平和の理念に基づき平和社会の構築に取り組んでいくことは、私たちの義務でもあります。

本市の現状と課題

本市では、平成8年の人権擁護都市宣言に基づき、「思いやりとやさしさに満ちたまちづくり」を基本施策の目標として取り組んできました。平成13年には思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例を制定しました。

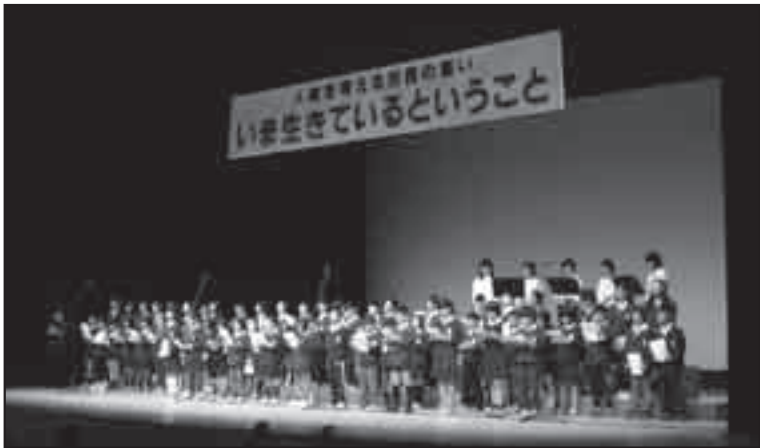
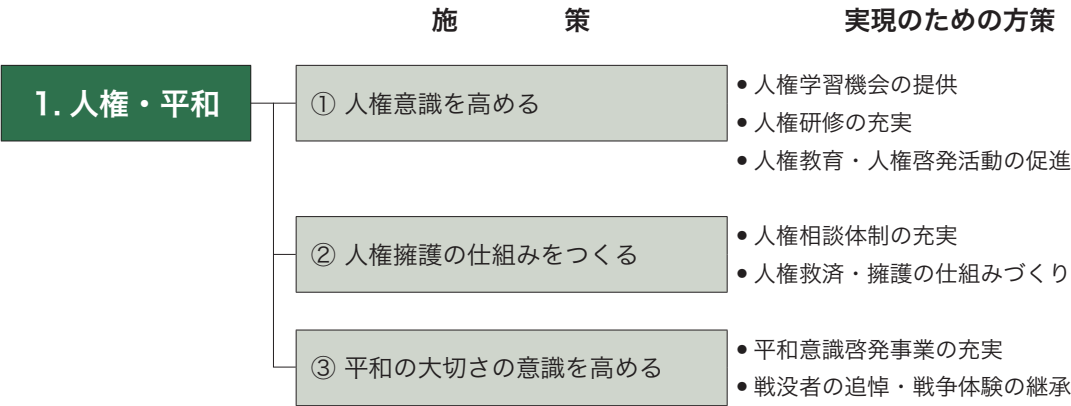
それらの取り組みにより、全般的な人権意識の高揚がみられる状況となっているものの、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別などとともに、いじめや虐待、家庭内暴力などの人権課題が存在しており、さらに、社会状況の変化とともにインターネットなどによる新たな人権課題も生まれてきていることから、人権意識の高揚とともに人権を擁護する仕組みをつくるなどの取り組みが必要です。

平和に対する取り組みでは、昭和59年に非核平和都市宣言を決議し、平和意識の高揚を図るために、平和に関する資料展示や講演会を毎年開催していますが、戦後60年を経過し戦争体験者も減少していくことから、市民が平和の尊さ大切さを実感するための取り組みが必要です。



- 多くの企業が人権意識を高める取り組みを行っています
(企業人権協議会参加企業数)
- 人権が尊重されるまちづくりが進んでいます
(「人権」に関する市民満足度)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

2 男女共同参画

背景

憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきましたが、なお一層の努力が必要な状況にあります。

また、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化など急速な社会経済情勢の変化に対応しつつ、豊かで活力にあふれたまちづくりを進めていくためにも、性別による固定的な役割分担にとらわれずに一人ひとりの知恵と工夫が十分発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市の現状と課題

本市では、平成12年3月に第2期女性問題行動計画「かわちながの女性プラン」を策定し、「人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成」を基本理念として総合的かつ計画的な施策の推進を図ってきました。

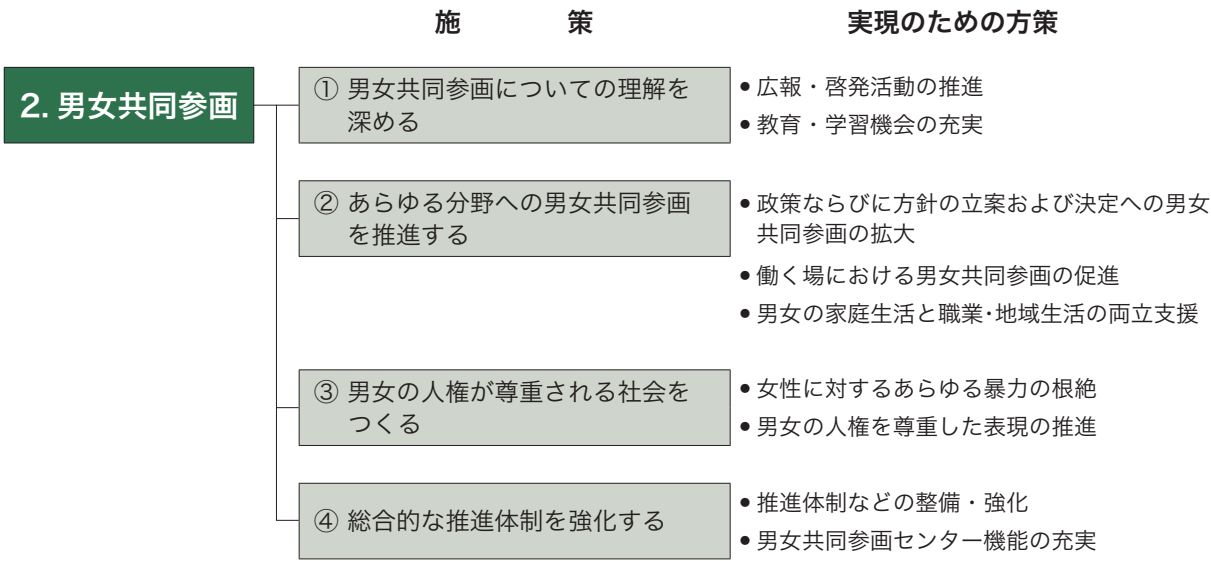
しかし、社会全体における男女の地位の平等感については、今なお、男女差があります。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、男女とも世代が高いほど根強く残っている傾向があり、男女の自由な活動の選択を妨げる要因にもなっています。さらに女性に対する暴力の根絶に向けての対応など、男女平等の実現に向けてなお一層の努力が必要となっています。

このようなことから、男女共同参画についての理解を深めつつ、あらゆる分野への男女共同参画を推進し、男女の人権が尊重される社会となるよう、市民、事業者、市のそれぞれが主体的かつ一体となって総合的な取り組みを推進することが必要です。



- 政策ならびに方針の立案および決定への男女共同参画が拡大されています
(審議会などへの女性の参画率)
- 男女の地位が平等であるとする市民の割合が高まっています
(「社会全体でみたとき男女の地位が平等である」とする市民の割合)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
	5
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

3 地域福祉

背 景

地域においては、核家族化の進行や情報化など個人のライフスタイルの多様化により、地域の連帯感が希薄化し相互扶助という意識が薄れつつあります。

今後、少子高齢化の進展、また長引く不況などの影響から、福祉施策へのニーズはますます複雑・多様化するとともに一層拡大することが予想され、地域社会全体で福祉を支えていく仕組みづくりの重要性がより高まってきています。

このため、地域福祉を総合的・計画的に推進し、だれかの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意志でさまざまな社会活動に参加できるよう、すべての住民が、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。

本市の現状と課題

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、児童・ひとり親家庭福祉、健康など、それぞれの分野で個別計画を策定し、対象者のニーズに応じた必要な福祉サービスを提供し、市民福祉の向上に取り組んできました。

これからの多様化する福祉ニーズに対応するために、地域福祉を推進する人を育て、対象者ごとに縦割りだった福祉サービスを、総合的に横につなぎ「地域」という場所に主眼を置き、「助け合い」、「支え合い」、「触れ合い」などといったキーワードで、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な人たちを地域でサポートしていくことが求められています。

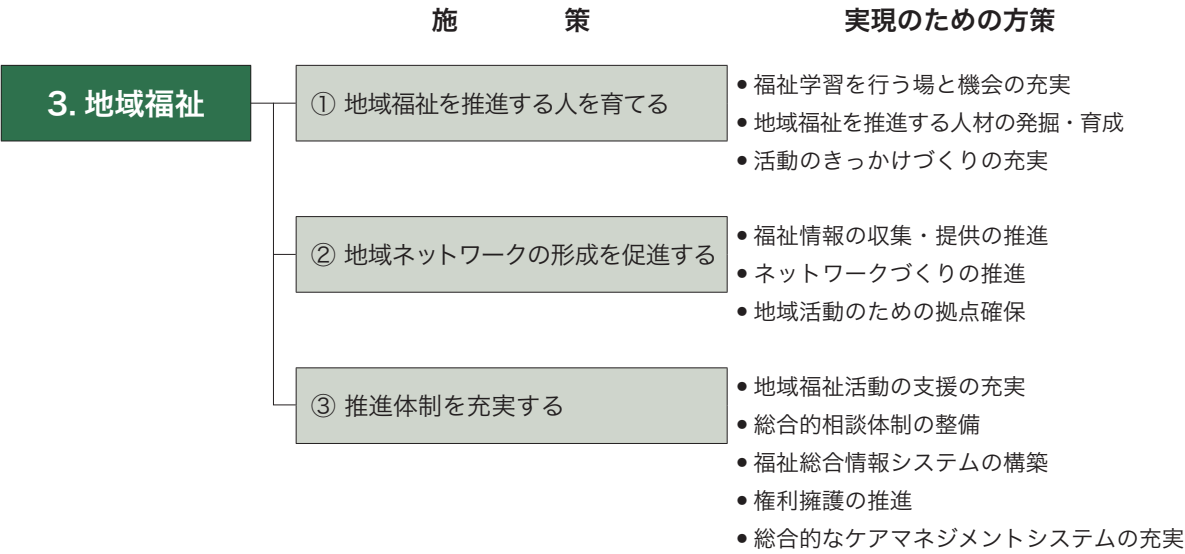
そのためには、地域での活動を支える人材育成などの取り組みを行うとともに、社会福祉協議会との連携を強化し、地域住民や社会福祉法人、NPO、ボランティア、行政などが協働して、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題の解決を図るためのネットワークの形成を確立することが重要な課題となっています。

また、地域福祉の推進にあたっては、地域に根差した活動の支援や相談体制の整備など、推進体制を充実する必要があります。



- まち全体としての健康・福祉に満足する市民が増えています
(「健康・福祉について」に関する市民満足度)
- 市民が主体となって地域福祉活動に取り組んでいます
(地域福祉活動への参加者数)

施策体系



福祉センター錦湊苑

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

4 高齢者福祉

背景

急速な高齢化の進展とともに、核家族化の進行、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増え、介護が必要な寝たきりや認知症の高齢者なども増え続けています。このことに伴い、高齢者福祉への需要は、一層拡大・多様化しており、介護保険サービスを適正に運用し、地域連携のもと包括して支援を図っていく仕組みづくりが求められています。

また、これまでの高齢者は一律に弱者と位置付けられてきましたが、これからは、多様な価値観と行動力を持つ層として「新しい高齢者像」を見据え、自主性の尊重を基本に、健康の維持増進、生きがい、社会参加などを促進する仕組みづくりを進めていくことが必要となります。

本市の現状と課題

本市でも高齢化が進んでおり、平成 15 年度末には約 18%であった老年人口（65 歳以上）割合が、平成 27 年度末には、約 29%になると予想されています。また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も急速に増加しています。

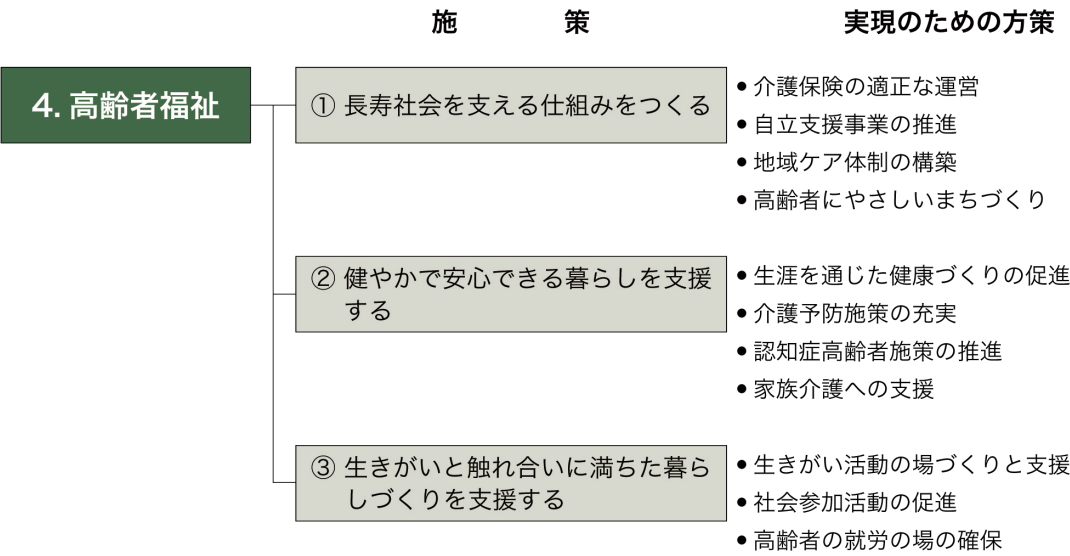
本市では、平成 12 年 4 月からスタートした介護保険制度の適正な運営に努めていますが、今後さらに高齢化が進むことによって介護保険財政を圧迫するなどの可能性を含んでいます。平成 18 年 4 月から大幅な制度改正により、介護予防重視型システムへの転換、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する事業の創設など介護予防施策の推進がますます重要となっています。

また、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち健やかで安心して生活が続けられるよう、地域で共に支え合う仕組みづくりを推進するとともに、併せて、保健・医療・福祉が連携を図り、高齢者を包括的に支援する地域ケア体制の確立が求められています。

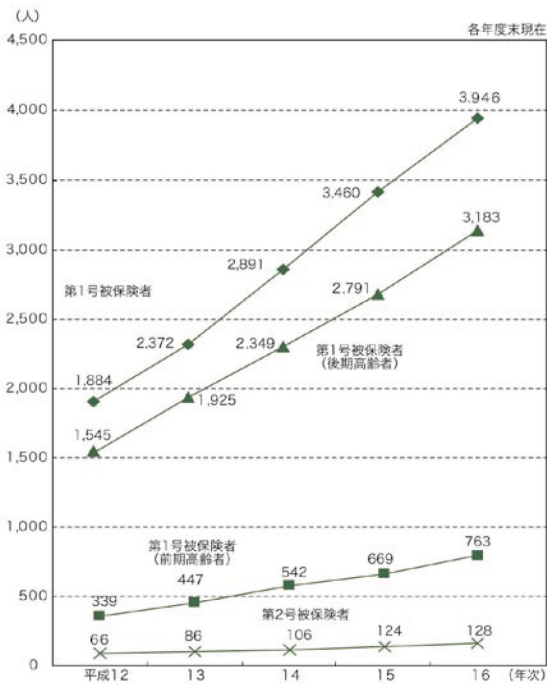


- 高齢者や障害者などにとっての暮らしやすいまちが実現しています
(「高齢者・障害者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度)
- 高齢者が元気に暮らしています
(要介護認定を受けていない高齢者の数)
- 高齢者がまちづくりの活動に参加しています
(まちづくり活動に参加した高齢者の割合)

施策体系



■ 要介護認定者数推移



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

5 障害者福祉

背景

障害者が、障害のない人と共に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が広く浸透してきており、すべての障害者が生涯を通じて、自立と社会参加を実現できるまちづくりが求められています。

また、社会福祉基礎構造改革の推進により障害者福祉は、福祉サービスの受け手である障害者自身の選択権や決定権を尊重する利用者本位の制度へと移行してきています。

障害者が住み慣れた地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう多様な支援を図っていくことが障害者施策に求められる重要な役割です。

本市の現状と課題

本市では、障害者長期計画に基づき、障害者の「完全参加と平等」を実現するためのハビリテーションとノーマライゼーション理念のもと、地域生活支援事業や社会参加促進事業、自立訓練事業など幅広い分野にわたり障害者施策を推進しています。

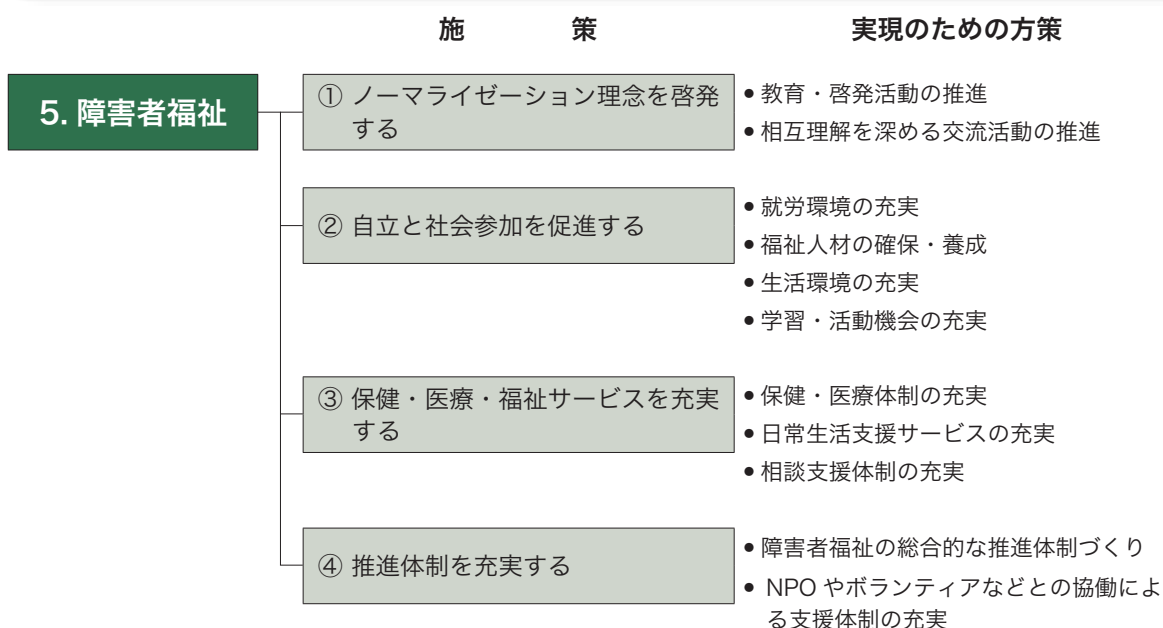
しかし、障害者の人口は増加傾向にある中で、さらに、社会福祉基礎構造改革の推進、精神保健福祉法や介護保険法の改正、いわゆる交通バリアフリー法の施行、また支援費制度への移行などを踏まえ、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう自立と社会参加を促進する取り組みや、保健・医療など関連する分野と福祉との連携によりサービスを充実するなど総合的な自立支援に向けた取り組みも必要となっています。

また、多様化する障害者ニーズに対応するためには、市民、事業者、NPO、公共職業安定所など関係機関との協働による総合的な推進体制の充実が重要となっています。



- 高齢者や障害者などにとっての暮らしやすいまちが実現しています
(「高齢者・障害者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度)
- 障害者の積極的な社会参加を支援する環境が整っています
(ホームヘルパーの派遣時間)
- 障害者の就労環境が整備されています
(障害者の雇用者数)

施策体系



心身障害者・児数（給付金の支給数）				各年9月1日現在
年 度	知的障害者数	身体障害者数	知的障害児数	身体障害児数
平成11年度	329	2,523	116	66
平成12年度	340	2,626	125	58
平成13年度	343	2,757	128	61
平成14年度	348	2,859	135	70
平成15年度	368	3,015	132	71
平成16年度	378	3,154	137	73

6 児童・ひとり親家庭福祉

背景

次代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる社会環境の形成が求められています。

しかしながら、少子化や核家族化、女性の社会参画など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、近年、家庭の子育て機能の低下や子育てへの負担感の増大といった問題も発生しています。

このようなことから現代の児童福祉は、社会経済環境の変化を踏まえて、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った子育て体制の再構築を地域全体で進めていくことが極めて重要になっています。

また、人びとの価値観やライフスタイルの変化とともに、ひとり親家庭に対して、今までの福祉的な観点だけでなく、多様な価値観の実現なども視野に入れた取り組みが求められています。

本市の現状と課題

核家族化の進行や地域の連帯感の希薄化により、家庭や地域での子育て機能の低下とともに、保護者の育児ノイローゼや養育能力不足などから児童虐待の増加も懸念される状況です。また、いじめ、不登校、引きこもりなどの問題も増加しています。

このようなことから、児童福祉施策として民生委員・児童委員をはじめ地域の団体や関係機関などとの連携により、子どもの権利擁護を一層進める必要があるとともに、相談体制の充実も求められています。

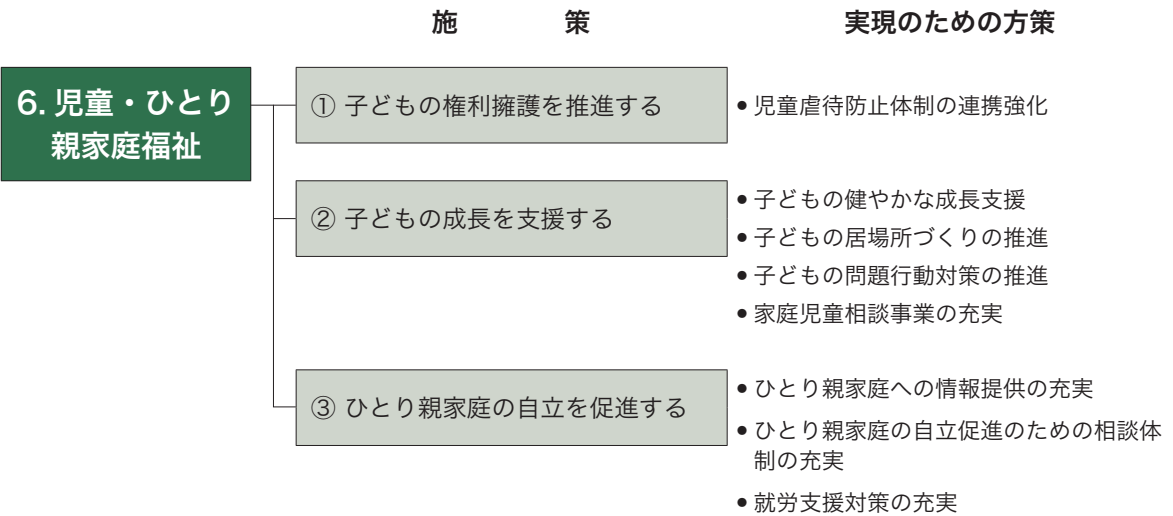
また、少子化そのものや社会情勢の変化により、子どもが安心して外で遊ぶことができない状況になりつつあることから、地域全体で子どもの成長を支援する取り組みが重要となっています。そのために、子ども同士が安全で自由に遊べる居場所づくりの推進や家庭児童相談事業の充実などの取り組みが求められています。

さらに、ひとり親家庭は、仕事・家事・育児などが多重な負担となっていることが多く、社会的・経済的・精神的にも不安定な状況に陥ることが考えられるため、ひとり親家庭への支援の強化など自立を促進するための総合的な取り組みを進めていくことが必要です。



- 児童に対する福祉や子育てのしやすいまちが実現しています
(「児童に対する福祉や子育てのしやすさ」に関する市民満足度)
- 子どもの権利が擁護されています
(児童虐待相談件数)
- ひとり親家庭が自立しています
(児童扶養手当の所得上昇による支給停止件数)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

7 健康

背景

一人ひとりが健康であることは、その個人だけでなく、家族や地域、そして社会全体が発展していくための前提条件です。

しかし、近年急速な高齢化や出生率の低下、また個人の価値観の多様化、さらには、社会経済環境の変化など、地域保健を取り巻く環境も大きく変動しています。このような状況を踏まえ、健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉が連携して生涯を通じた総合的なサービスを提供できる体制づくりが求められています。

本市の現状と課題

本市においても少子化や核家族化が進んでおり、出産や育児に不安を持つ人が多くなっています。その中で思春期や妊娠期から、生命の大切さ、子育てについての正しい知識の普及、食育の推進、地域で子育てをするための仲間づくりなどの支援をしていく必要があります。

また、乳幼児健康診査の受診率を上げ、障害や経過観察を要する児などを早期に発見することなどを通じて、子どもの健全発達を促進するとともに、虐待や事故を予防することも重要になっています。

青年期・成人期、中高年期から高齢期の人については、健康水準は大阪府内では比較的良好な状況にありますが、生活習慣病は増加傾向にあります。健康寿命を延伸するために、市民自らが取り組むべき健康目標を定め、地域・学校・職場などが一体となって健康づくりを支援していく必要があります。

高齢期の人については、特に、地域の中で孤立することなくその人らしい人生を送ることが、認知症や閉じこもり予防をする上で重要となっています。

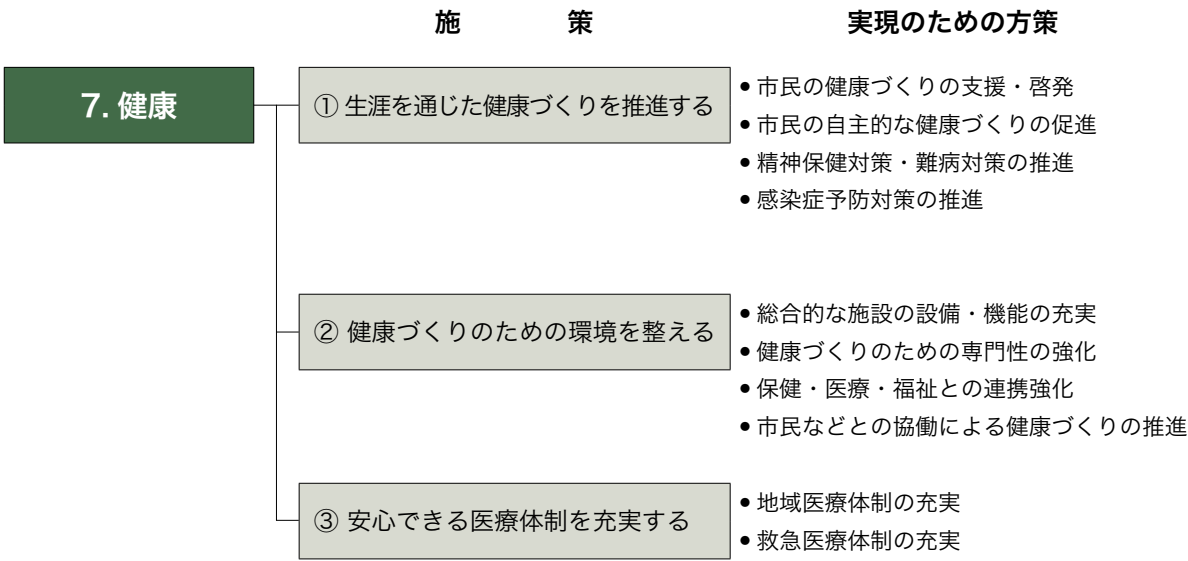
以上のように、それぞれの年代に応じて生涯を通じた健康づくりを支援するための取り組みが必要であり、また、保健・医療・福祉との連携などにより健康づくりのための環境を整える必要があります。

さらに、健康増進から疾病予防、早期発見・治療、リハビリテーションに至る包括的な保健・医療・福祉が求められており、この観点から地域医療体制を総合的に充実していくことが必要となっています。



- **子どもの身体と心が健やかに育っています**
(乳児死亡率、幼児死亡率)
- **健康的な生活習慣で、個々人が健康づくりに取り組んでいます**
(基本健康診査受診率、がん検診受診率)
- **高齢者が元気に暮らしています**
(要介護認定を受けていない高齢者の数)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

8 社会保障

背景

国民健康保険や国民年金は、私たちが安心して暮らしていくための最も基本となる我が国全体の社会保障制度です。

しかし、高齢化社会の進展に伴って構造的な財政悪化傾向が続いており、国全体として抜本的な見直しが進められています。

また、経済構造の変化を背景に、生活保護制度など市民生活の「セーフティネット機能」の充実が求められています。

本市の現状と課題

本市では、国民健康保険については、医療の高度化や加入者の高齢化が急速に進み、医療給付費が毎年増加しています。さらに、保険料収入は、短期被保険者証の発行や納付相談の充実など収納対策を強化し、年々収納率は向上していますが、景気の低迷により加入者所得が減少しており、国民健康保険事業は厳しい運営を強いられています。今後は、加入の促進や、加入者の健康推進などの取り組みが必要となっています。

国民年金については、平成14年度から収納業務が国の事務に移管され、市独自の年金業務を行うことはできない状況にあります。年金制度を適正に運用するために、制度の普及啓発による加入の促進や老後の生活安定への相談業務の充実に取り組んでいます。

大阪府と市町村が共同で実施している乳幼児医療や老人医療、障害者医療、ひとり親家庭医療などの各福祉医療制度については、一部市独自の助成も実施していますが、財政状況の悪化の中で、制度の見直しなどにより維持を図っています。

景気の低迷が長期化したことにより、生活保護世帯も増加の一途をたどっており、財政的負担が増えるだけでなく、保護世帯の自立にも支障をきたしている状況にあります。

国の制度見直しの動きを踏まえつつ、給付の平等・負担の公平を図るとともに、制度の安定的な運用を行っていくことが大きな課題となっています。



- 国民健康保険事業が健全に運営されています
(国民健康保険料の収納率)
- 生活保護世帯の自立が進んでいます
(稼働世帯の割合)

施策体系

施

策

実現のための方策

8. 社会保障

① 国民健康保険制度を適正に運用する

- 適用の適正化
- 制度の充実と安定
- 加入者の健康推進体制の充実

② 国民年金制度を適正に運用する

- 制度の安定
- 加入の促進

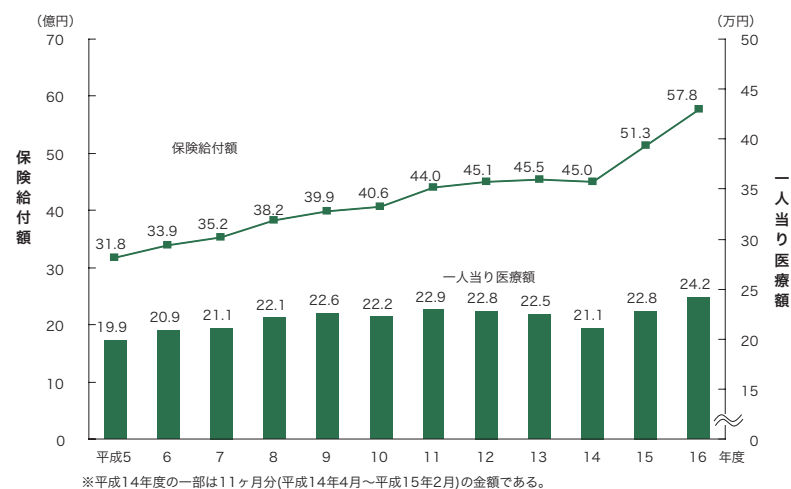
③ 福祉医療制度を適正に運用する

- 受益者負担の適正化
- 公費負担制度の充実

④ 生活保護制度を適正に運用する

- 相談・自立支援体制の充実
- 制度の安定的な運用

■ 国民健康保険の推移



序	1
章	2
	3
	4
1	1
章	2
	3
	4
	5
2	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5	1
章	2
	3
	4
	5

○ 健康都市宣言

昭和 38 年 5 月 15 日 宣言

河内長野市は、大都市大阪の南郊にあって観光住宅都市建設に努力している。

このときにあたり、本市は、真に市民福祉の向上を期するため、「市民のすべてが、健康で文化的な生活を営むことのできる都市」の建設を基本目標として、産業、交通、建設、教育、文化、民生福祉等あらゆる施策をここに結集し、淨く、明るく、住みよい都市づくりに総力を傾注して、その目標達成のため邁進しようとするものである。

よって、ここに全市民とともに河内長野市を「健康都市」とすることを宣言する。

○ 「非核平和都市宣言」に関する決議

昭和 59 年 9 月 28 日 決議

真の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。

しかしながら、近年世界において軍備の拡張は依然として続けられ、地球を滅亡させる核戦争の危機に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界で唯一の核被爆国として、全世界から永久に核兵器を追放するために全力を注ぎ、再びその惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

我が河内長野市においても日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承させていくことが、地方自治の基本条件の一つであり、これがなくては緑の健康都市を標ぼうし、河内長野市民憲章のめざすよりよき社会環境は望めない。

よって、河内長野市は市民総意のもと、政府に対し国是である非核三原則（作らず、持たず、持ち込ませず）の厳守を求めるとともに、あらゆる国のあらゆる核兵器も拒否し、全世界に核兵器の廃絶を強く訴え、ここに非核平和都市となることを宣言する。

以上決議する。

○ 「人権擁護都市宣言」に関する決議

平成 8 年 6 月 20 日 決議

基本的人権の享有を基調とする日本国憲法を日々の暮らしの中に生かし、住んでよかったといえるようなまちづくりは、市民すべての願いである。

しかし、私たちの社会には今なお存在するさまざまな人権侵害の現実があり、幸せへの願いを阻む要因となっている。

この社会情勢を克服するため、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いて行かなければならない。

私たちは、改めて基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

第3章

元気創造都市

基本
目標

- ①元気な地域づくり
- ②まちを担う人づくり
- ③産業の活性化

- ❶生涯学習
- ❷次世代育成
- ❸学校教育
- ❹社会教育
- ❺青少年育成
- ❻市民スポーツ
- ❼市民文化
- ❽国際交流
- ❾商業・サービス業
- ❿工業
- Ⅺ農業
- Ⅻ林業
- Ⅼ観光
- Ⅽ勤労者

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

1 生涯学習

背景

いわゆる成熟社会の到来を迎え、「生活の質」、そして「まちの質」の向上が求められる今日、市民一人ひとりが生き生きと創造的に暮らしていくためには、生涯学習社会（いつでも、どこでも、だれでも、なんでも、自ら学び活動ができ、その成果を発揮できる社会）の構築が重要であるとされています。

この考えは、自己の充実を目指すだけでなく、学習の成果を身近な場で生かし合い、地域での活動を通じて積極的に社会にかかわることで、一人ひとりの活性化が「まち」全体の活性化に結びつく「生涯学習によるまちづくり」の中核となるものです。

生涯学習によるまちづくりを進めるにあたっては、学習の「場」の整備や学習活動の支援などが前提となりますが、まちづくりの主体はあくまでも市民であることから、多くの人がまちづくりについて自ら考え・行動するようになるとともに、積極的にまちづくりに参画できる仕組みをつくることが求められます。

本市の現状と課題

本市では、増大する学習ニーズに対応するため、学習支援機能を持つ施設の設置などを通して「学習の場の拡大」に努めてきましたが、今なお「場」の不足が指摘されています。そのため今後は、既存の公共の場だけでなく民間の場も含めた活用を検討していく必要があります。

同様に「学習機会の拡大」にも努めてきましたが、市民の学習ニーズはますます多様化・高度化しつつあり、民間事業者などによる学習機会やその情報の提供も増大しています。こうした変化の中で、あらゆる世代・ニーズに応えた学習支援を目指すには、多様な連携や協働による取り組みを一層進めていく必要があります。

また、「学習活動の支援」を続けてきた本市では、グループ・サークル活動や資格・技能の習得などをはじめとする、自己の充実を目的とした活動が盛んになっています。その一方で、学習の成果を身近な人びとの学習に生かしたり、地域の課題への取り組みに生かしたりするなど、「まち」の活力を高め、まちづくりへの参画につながる学習を盛んにするための仕組みづくりは、今後の課題となっています。



- まちづくりへの参画につながる学習を推進する基盤や仕組みが整っています
(「生涯学習情報提供システム」登録数)
- 生涯学習の環境が整っています
(「生涯学習の環境」に関する市民満足度)

施策体系

	施策	実現のための方策
1. 生涯学習	① 学習がまちづくりにつながる基盤を整える	● 学習の場のネットワーク形成 ● 事業展開における協働と連携の促進 ● 情報収集・提供のネットワークづくり
	② 学習がまちづくりにつながる仕組みを整える	● 人材の育成・活用の仕組みづくり ● 学習を支援するネットワーク形成



市民交流センター・図書館（キックス）

序	1
章	2
	3
	4
1	1
章	2
	3
	4
	5
2	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5	1
章	2
	3
	4
	5

2 次世代育成

背 景

我が国では、急速に少子高齢化が進んでおり、とりわけ、少子化の進展は、次代を担う層が減少するという意味で、我が国の将来にとって極めて重大な影響を及ぼすと考えられています。

国においては、少子化対策として次世代育成に向けたさまざまな取り組みが実施されていますが、一方で、女性の社会参加と子育ての両立に向けた仕組みが未整備であったり、地域コミュニティの崩壊、核家族化の進展などの影響により、出生率の短期的な回復は困難な状況にあります。

少子化は、我が国全体の問題であり、国と地域が一体となった長期的な取り組みが必要です。今後、子育て家庭における保護者の養育を支援するとともに、地域社会全体で子どもを生み、育てるという視点が、これまで以上に求められています。

本市の現状と課題

本市においては、これまで主として子育てと仕事の両立支援の充実を目指して、保育所定員の拡大、延長保育・一時保育などの各種特別保育事業の充実、乳幼児健康支援デイサービス事業、放課後児童健全育成事業などを実施してきました。

また、子育て支援事業としては、子育て支援センターの設置、ファミリー・サポート・センター事業の実施、家庭児童相談事業および幼児健全発達支援事業の充実などを行っています。

今後もこれらの事業を継続するとともに、家庭における子育て機能を強化し、育児不安などに対応するため、さらに子育て家庭における保護者の養育を支援する「親の育ち支援を中心とした家庭支援の機能」を強化していくとともに、子育て家庭が気軽に集える居場所の確保など、身近な地域で楽しく生き生き子育てができるよう、地域の子育て力を充実するなど次世代を担う子どもたちの育成に向けた取り組みが必要です。



- 少子化の進行が改善されています
(年少人口比率)
- 出生率の低下が改善されています
(出生率)

施 策 体 系

	施 策	実現のための方策
2. 次世代育成	① 子育て家庭への支援を充実する	● 男女が共同する子育ての推進 ● 家庭における子育て力の充実 ● ニーズに応じた保育サービスの充実 ● 障害のある児童への施策の充実 ● 多様な働き方への意識啓発
	② 地域全体で子どもを育てる環境や仕組みを整備する	● 地域の子育て力の充実 ● 子育てを支援する生活環境の充実 ● 地域の「見守り体制」の整備



序	1
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25
25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49
49	50
50	51
51	52
52	53
53	54
54	55
55	56
56	57
57	58
58	59
59	60
60	61
61	62
62	63
63	64
64	65
65	66
66	67
67	68
68	69
69	70
70	71
71	72
72	73
73	74
74	75
75	76
76	77
77	78
78	79
79	80
80	81
81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100

3 学校教育

背 景

学校教育の基本は、成長過程にある子どもたちに、社会生活を営んでいく上で必要となる基礎的・基本的な知識や技能を組織的・計画的に教えることにあります。今後は、個々の子どもへの基礎的・基本的な知識や技能の修得という面だけでなく「次代を担う人づくり」という社会全体に目を向けていくことが必要となります。

本市の現状と課題

地方分権・規制緩和の流れの中で、教育においても、これまで以上に自主性・自律性が求められる中、本市では、各学校の目指すべき姿を『思いやりとぬくもりのある、ふるさとの学校づくり』として、学校教育の環境整備などに努めています。

しかしながら、社会経済環境などの変化は急激であり、今後は教育改革・学校改革のスピードをさらに加速させ、家庭・地域との連携を強化する中で、地域に信頼される学校園を構築し、知・徳・体のバランスのとれた教育を一層推進するとともに、子どもの実態に即した、個性的で特色のある教育活動が展開される学校園をつくっていく必要があります。

特に、不登校解消など、学校を子どもたちにとっての「心の居場所」に構築するとともに、郷土の文化や伝統に誇りを持ち、地域社会の一員としての自覚を育てる教育の推進や、基礎・基本を徹底するための指導方法の工夫改善、さらに自己実現を図る生き方指導の充実など、変化の時代をたくましく生き抜く力を育成する先進的な教育改革が求められます。

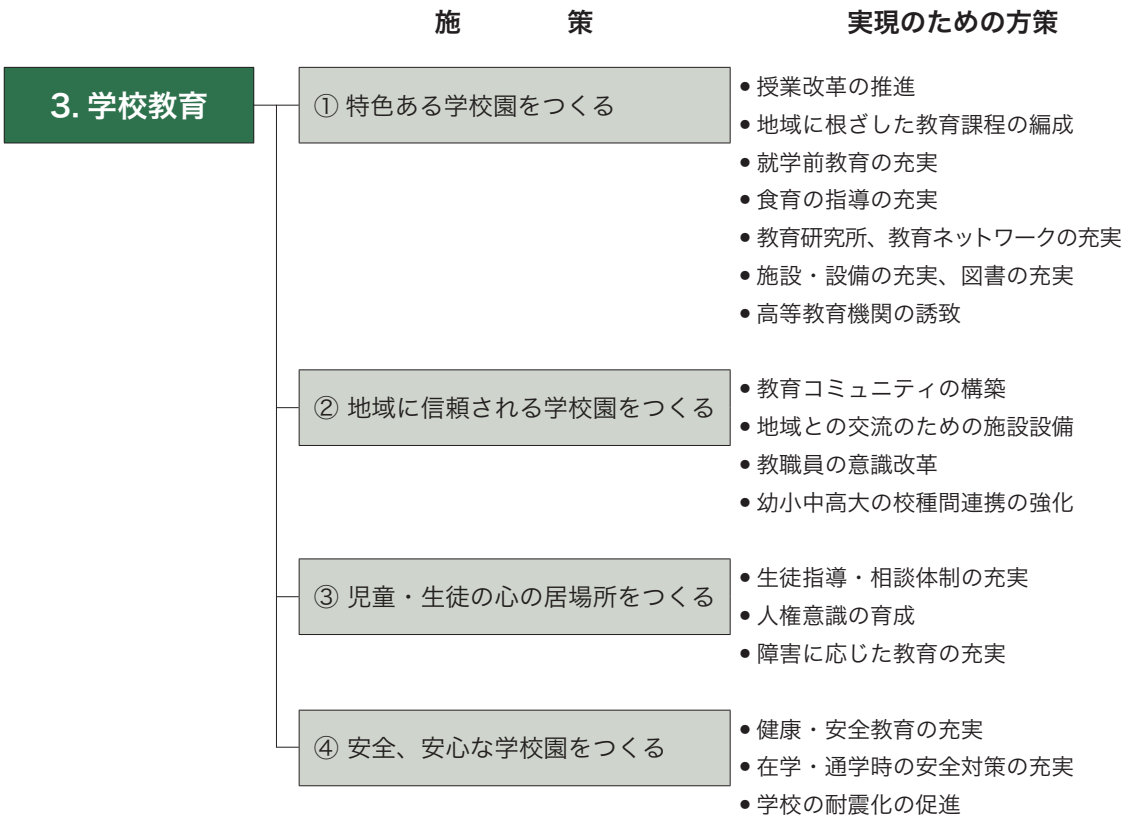
また、学校園の施設が、子どもたちの安心して学習できる場となるように、機能の充実はもちろん、生涯学習や防災などの地域拠点としての役割も求められます。

さらに、これまでの実績も踏まえ、大学などとのより一層の連携が求められ、地域資源を生かした高等教育機関の誘致も課題となっています。

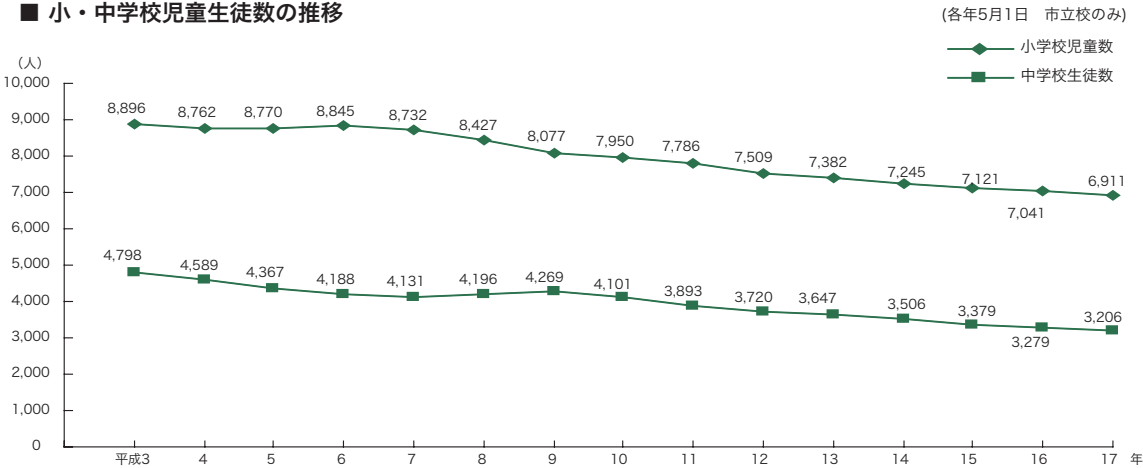


- 教育活動に協力する地域人材が増えています
(地域人材の活用回数)
- 学校を「心の居場所」と感じる子どもが増えています
(不登校の児童生徒数)
- 教育環境に満足する市民が増えています
(「小中学校や幼稚園の教育環境」に関する市民満足度)

施策体系



小・中学校児童生徒数の推移



序章

1章

2章

3章

4章

5章

4 社会教育

背 景

少子高齢化や高度情報化、国際化などの進展、家庭や地域の教育力の低下、地域社会における連帯感の欠如、人間関係の希薄化、規範意識の低下など多くの社会的課題が指摘されています。

このような状況の中で、個人の生きがい为目标とした自由な意思や発想による学習活動とともに、子どもから大人まで、学校教育だけでは求められない日常生活や人間形成における必要な知識などを得るという、社会教育への期待も高まっています。

また、社会教育は、教育的・意図的・組織的に学習活動を推進することから、生涯学習社会でその中核的な役割を果たすものです。

本市の現状と課題

本市では、平成 14 年 10 月に策定された生涯学習推進計画に基づき、キックスやラブリーホール、また公民館や図書館をはじめとする社会教育施設や学校などで、目的と内容に応じたさまざまな事業を実施しています。

地域における学習拠点施設である公民館は、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、社会教育施設としての役割に対応した教育的事業を進めています。

また、平成 14 年 7 月にオープンした南大阪最大の閲覧面積を有する図書館は、市民の利便性の向上を図るため、学習・読書活動推進のためのサービスの充実に取り組んでいます。引き続き、市民の自主的な学習活動の拠点としてサービスの拡充と市民の学習・読書活動への支援が必要です。

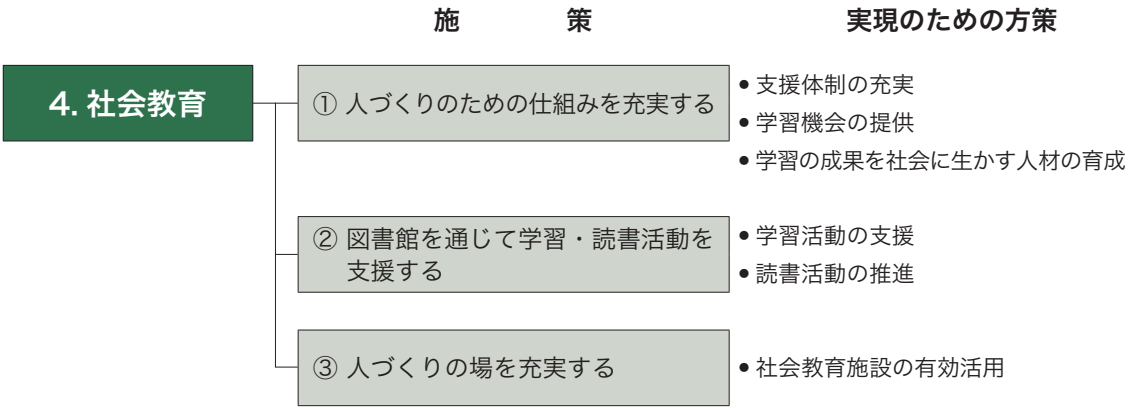
今後も、地域に根ざした公民館事業の展開や学校・コミュニティセンターなどを活用した学習・教育活動の推進、歴史資料館をはじめとする社会教育施設の有効活用への取り組みなど、学校・家庭・地域におけるさらにきめ細かく積極的な社会教育施策の展開を図っていく必要があります。

また、より効果的な学習・教育活動の成果を求めるため、学校教育と社会教育との融合・連携をより一層進めます。



- 社会教育の環境が充実しています
(社会教育講座参加者数)
- 多くの市民が図書館を利用しています
(図書館利用者数)

施 策 体 系



序 章	1
	2
	3
	4
1 章	1
	2
	3
	4
	5
2 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5 章	1
	2
	3
	4
	5

5 青少年育成

背 景

青少年が健全に育つ環境の構築は、社会が発展していく上で必要不可欠です。しかし、児童虐待をはじめとする青少年を脅かす事件の発生、性や暴力に関する情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、青少年の反社会的・非社会的な傾向が強まりつつあります。

このような中、思いやりの心、命を尊ぶ心、ルールを守る心、勇気を持って行動する心など、いわゆる「豊かな心」や社会性を育むとともに、自己責任を持ち、自立する精神を有する青少年を育むことは、単に地域社会のみならず、社会全体にとって、これまでになく重要かつ緊急の課題となっています。

本市の現状と課題

本市においては、これまで青少年の健全な育成と非行の未然防止のため、青少年センターや青少年活動センターなどにおいてさまざまな学習機会の提供を行うとともに、こども会活動の推進や青少年活動を支える指導者の育成などに努めてきました。

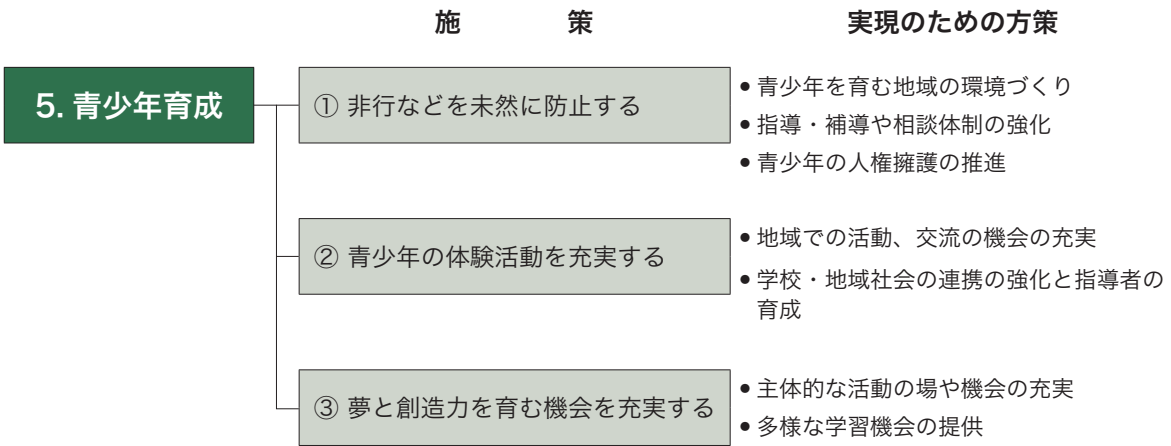
また、青少年施策の基本方向を定めた青少年健全育成プランを平成 14 年に策定し、次代を担う青少年の健やかな育成のため、地域における多様な活動の場や機会の提供に取り組んでいます。

しかし、青少年のボランティア活動などの地域活動への参加率は低下しつつあると同時に、家庭での教育力の低下も指摘されており、青少年が自ら夢や創造力を育みながら主体的な活動ができるような場や機会づくりなどが必要となっています。



- 非行が未然に防止されています
(少年犯罪者数)
- 地域社会における青少年のさまざまな体験の機会が充実しています
(青少年講座参加者数)
- 青少年がさまざまな活動に参加しています
(青少年リーダー数)

施策体系



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6 市民スポーツ

背 景

スポーツは、競技を通じて、「見る・聞く」人びとに感動と驚きを与え、共感と連帯感を生み出す世界共通の文化の一つといえます。

近年では、少子・高齢社会の到来、自由時間の増加、情報化・国際化の進展など社会環境の変化とともに、市民のニーズも多様化してきており、一生涯にわたってスポーツに親しむ、いわゆる、生涯スポーツに対する意識が高まっています。

スポーツの振興は、市民の健康・体力づくりに有効であるだけでなく、生涯スポーツを通じて人びとのつながりが生まれ、強化されていくことが期待されることから、活動する人を増加させることにより、まちの活性化につながります。

本市の現状と課題

本市のスポーツ振興策は、人口の拡大と技能向上の二本の柱を軸としていますが、今後は、スポーツ活動は相互扶助であるという理念を踏まえつつ、競技能力の向上と生涯スポーツの両面を有機的、かつ合理的に融合させていきながら、その活動を活性化する必要があります。

本市においても、市民のニーズが多様化してきており、これに対応できるようスポーツ団体の組織の改編や市民と行政との協働によって市民の総合的な健康づくりができる仕組みの構築が求められています。

さらに、技能・技術の修得・向上を支援する指導者の育成・強化や指導者バンクの整備など人材の育成・活用に向けた取り組みも重要となっています。

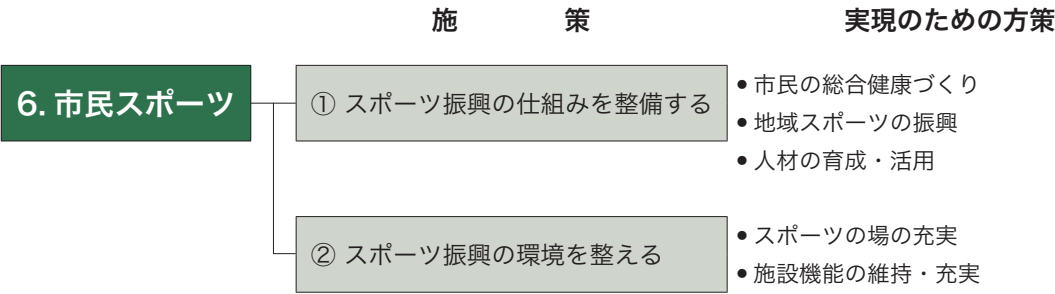
今後、総合型地域スポーツクラブを充実させるなど、市民が日常的にスポーツに親しめる場や機会の提供に向けた仕組みづくりが必要となっています。

スポーツ施設は、高齢者や障害者などの利用や新たな競技・種目に対応しながら、その機能の維持・充実に取り組む必要があります。



- **スポーツの振興が図られています**
(スポーツ施設利用者数)
- **市民一人ひとりが、スポーツに親しむことができる場や機会が整っています**
(「スポーツなど健康づくりの場や機会」に関する市民満足度)
- **生涯スポーツの環境が整っています**
(総合型地域スポーツクラブ組織数)

施 策 体 系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

7 市民文化

背景

社会経済が成熟する中で、経済的な豊かさだけではなく、これまで以上に精神的な豊かさを求め、生活に潤いや充実感をもたらすものとして、人びとの文化への関心が一層高まっています。また、郷土愛を育む個性豊かな市民文化の醸成は、まちづくりの主体となる健全なコミュニティを保つために必要不可欠なものとなっています。

また、近年、伝統的な地域文化やコミュニティの崩壊が危惧されており、市民の精神的な拠り所として歴史文化遺産を保存・活用することで地域の連携と活力を再び取り戻さなければなりません。

本市の現状と課題

本市においては、これまで各種文化施設の整備や芸術・芸能の鑑賞機会の提供などを通じて文化振興施策に取り組んできました。また、数多くの歴史文化遺産を有する本市においては、これらの調査と保存に力を入れ、講座や展示を通して活用を行ってきました。

今後は、市民がさまざまな文化芸術に触れ、文化活動を通じて交流を深める機会の充実など、個性豊かな文化芸術の創造に向けた環境整備を進める必要があります。

また、文化芸術を享受し創造する主役は市民であるという基本に立って、市民の主体的な文化芸術活動と本市の特色を生かした文化芸術活動のより一層の促進が求められています。

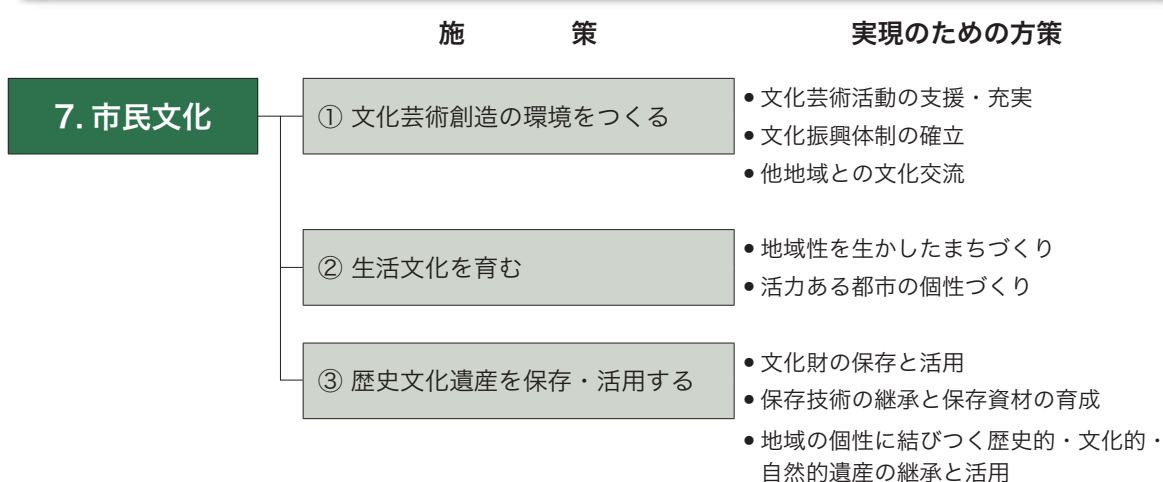
さらに、市民が生活を営む中から生まれる生活文化をまちの個性ある文化として育むことが必要です。

また、歴史文化遺産と自然遺産に恵まれた本市の特色を生かして、これらを経済的資源・文化的資源としてだけでなく、教育的資源として保存・活用することにより魅力あるまちづくりを進めることが重要です。



- 文化芸術活動などの環境に満足する市民が増えています
(「文化芸術活動などの環境」に関する市民満足度)
- 文化振興事業に参加する市民が増えています
(文化振興事業参加者数)
- 貴重な歴史文化遺産が保全されています
(指定登録文化財数)

施策体系



指定文化財の状況				平成 17 年 4 月 1 日現在			
種 別	総 数	国指定		府指定	市指定	重美指定	旧府規定指定
		国 宝	重要文化財				
総 数	164	6	79	21	49	8	1
絵 画	17	—	7	—	10	—	—
彫 刻	57	1	35	5	12	4	—
文書・典籍・書跡	17	3	9	1	3	1	—
工芸品	18	1	10	2	3	2	—
建造物	28	1	15	4	7	1	—
考古資料	3	—	—	1	2	—	—
史 跡	6	—	2	1	2	—	1
名 勝	3	—	—	2	1	—	—
天然記念物	7	—	—	5	2	—	—
有形民俗文化財	5	—	—	—	5	—	—
無形民俗文化財	2	—	—	—	2	—	—
無形文化財	1	—	1	—	—	—	—

8 国際交流

背景

交通や通信ネットワークの急速な発達などを背景として、地球規模で人、物、情報の交流が飛躍的に拡大しています。また、経済活動はもとより、市民生活に至るまで、世界的な相互依存関係が深まり、地球全体が、さまざまな意味において一つの圏域となりつつあります。

このため、外国人が安心して暮らし活動できる環境づくりなど、異なる文化や価値観を認め合った「開かれた地域社会づくり」により、地域の国際化を進めることが重要となっています。

本市の現状と課題

本市では、河内長野市国際交流協会（K I F A）が平成4年に設立され、市民が主体となって国際交流活動がスタートしました。また、平成6年にはアメリカ合衆国インディアナ州カーメル市と姉妹都市提携を行い、交流使節団や市民交流派遣団などの交流活動を行ってきました。

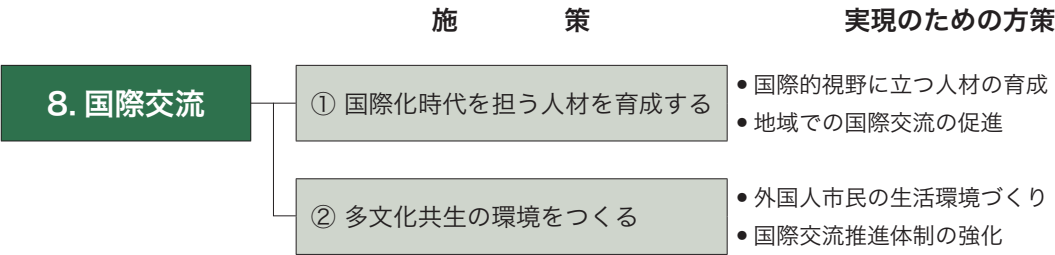
今後は、国際交流協会による市民レベルでの国際交流活動に加え、地域のさまざまな主体による幅広い分野での国際交流活動をより一層活発化していくことが必要であり、国際化時代を担う人材の育成が必要です。

また、市民の意識改革も含めて、外国人市民の一人ひとりの人権や民族性、文化などを尊重する多文化共生に視点を置き、在住外国人が本市に親しみを持ち、暮らしやすい環境づくりも求められています。



- 国際交流活動を支える人が増えています
(国際交流協会会員数)
- 日常的な国際交流活動が盛んに行われています
(国際交流活動参加者数)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

9 商業・サービス業

背景

商業地、特に商店街は、商品やサービスを提供する機能だけでなく、市民や情報の交流地として、また、地域文化を発信する中心地としての機能を有しています。

現在、全国的に商店街の空洞化によりその機能が低下していますが、その回復を図り、商業・サービス業を振興することは、地域の活性化にとって非常に重要であるといえます。

本市の現状と課題

近隣市の大型量販店への消費者流出などの影響もあり、河内長野駅周辺をはじめとした中心商業地、駅周辺商業地、地区商業地などの市内商業地では、店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいます。

さらに、一部の住宅地においては、商業施設の撤退により高齢者などの身近な生活物資の購入が不便な状況となっており、地域の課題となっています。

このような状況のもと、商業地の賑わいを取り戻し、市内の商業・サービス業の振興を図るためには、新たな商業の担い手となる新規開業者の増加を図るとともに、既存商店の魅力を高め、商業地の「まち」の魅力を高めることが課題となります。そのためには、空き店舗を利用したチャレンジショップの活用や、だれもが集まりやすいまちづくりを進める必要があります。

また、事業所の経営基盤強化と経営者の意識変革が不可欠であり、このためには各種商業支援を行うとともに、商工会や地域商業者団体の組織力強化を図る必要がありますが、店舗数が減少するなど当該団体の体力が今後ますます脆弱化していくことが予想されるため、地域住民などを巻き込んだ新たな支援の枠組みの形成が課題です。

さらに、地域資源を循環する取り組みにおいて、歴史・文化を生かし、観光と連携した取り組みや、地域が活性化するようなコミュニティビジネスへの初期支援などの施策も必要となっています。



- 商業地などの賑わいについて市民が満足しています
(「商業地などの賑わい」に関する市民満足度)
- 地域の商業・サービス業が活性化しています
(商業・サービス業事業所数)

施策体系

施策

実現のための方策

9. 商業・サービス業

① 交流地としての商業地を再生する

- 空き店舗の活用
- だれもが集まりやすい商業地づくり

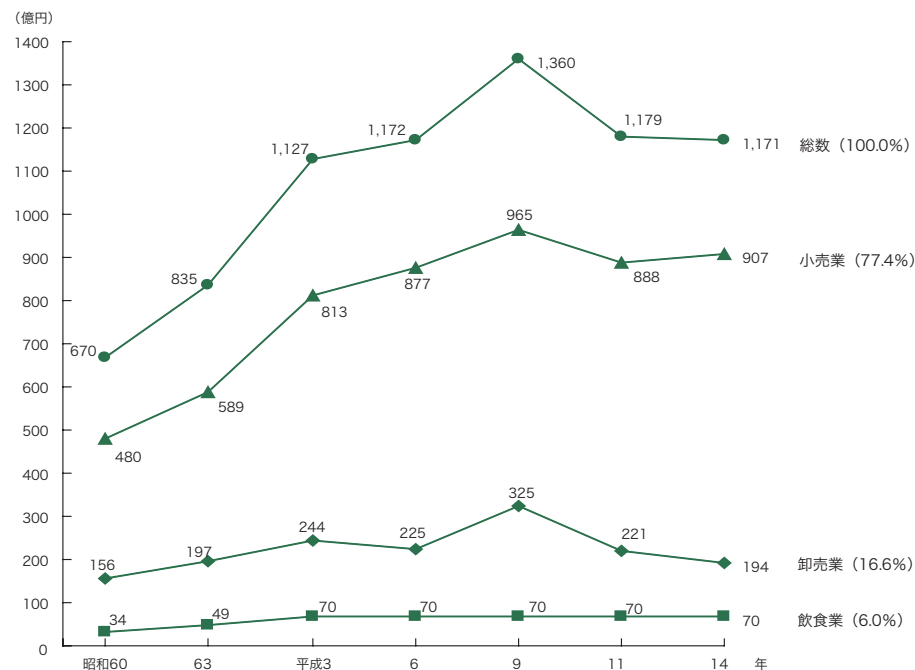
② 地域商業の活性化を推進する

- 歴史・文化・観光とのネットワーク化
- 消費者のニーズに対応した商店街づくりの推進
- 生活支援サービスの強化による商業活性化

③ 経営基盤の強化と意識変革を促進する

- 金融支援の強化
- 若手経営者や新規開業者の育成・支援
- 各種商業支援制度の周知や活用の促進

■ 商業の状況 (年間販売額の推移)



(注) 昭和60年欄の飲食業は、昭和61年10月1日現在で料亭、バー、酒場などを除く数値です。
 昭和63年欄の飲食業は、平成元年10月1日現在で料亭、バー、酒場などを除く数値です。
 平成3年、6年、9年および11年欄の飲食業は、平成14年10月1日現在で料亭、バー、酒場などを除く数値です。
 平成9年以降は、5年ごとの調査となり、平成11年は、その中間年(調査後2年)として簡易調査が行われました。

資料：商業統計調査

序章	1
	2
	3
	4
1 章	1
	2
	3
	4
	5
2 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5 章	1
	2
	3
	4
	5

10 工業

背景

活力ある工業は、地域経済にとって必要不可欠な存在ですが、長引く不況と国内需要の低下、海外進出などにより国内産業の空洞化が進展した結果、地域工業は全国的に厳しい状況を迎えています。

今後も、地域工業を取り巻く厳しい環境は続き、極めて不透明な状況が予想されます。

このような中、地域の活力を維持するためには、既存工業の活性化とともに、地域の資源に目を向け特産品工業や伝統産業など「地域に根付いた工業」の振興を図る必要があります。

本市の現状と課題

市内の工業は、可鍛铸铁・ステンレス・ベアリング・つまようじ・すだれなど、製造業を中心に発展し、市民の雇用確保にも貢献してきました。

しかし、国内産業の空洞化などにより、事業所数や売り上げが減少し、衰退化傾向が続いています。この傾向に歯止めをかけ、工業の活性化を図ることは、税収や雇用の確保につながるだけでなく、まちの活性化にもつながります。

そのためには、商工会など関連団体と連携して、中小企業の経営者の意識高揚や人材確保・育成を図るとともに、経営の効率化・近代化への支援、市内工業を紹介するPR活動など、既存事業所を活性化する取り組みを引き続き実施する必要があります。

また、環境や福祉といった新しい事業分野の研究や新製品の開発に取り組んでいくことも必要です。

さらに、「地域に根付いた工業」の実現に向けては、伝統産業における技術の保持・継承の支援や本市の持つ地域資源に目を向けた新たな商品の掘り起こし、観光・商業との連携、新産業の誘致など、単に事業者だけでなく、地域全体で工業を活性化する意識と仕組みづくりが重要となっています。



● 地域の工業が活性化しています
(工業事業所数)

施策体系

施策

実現のための方策

10. 工業

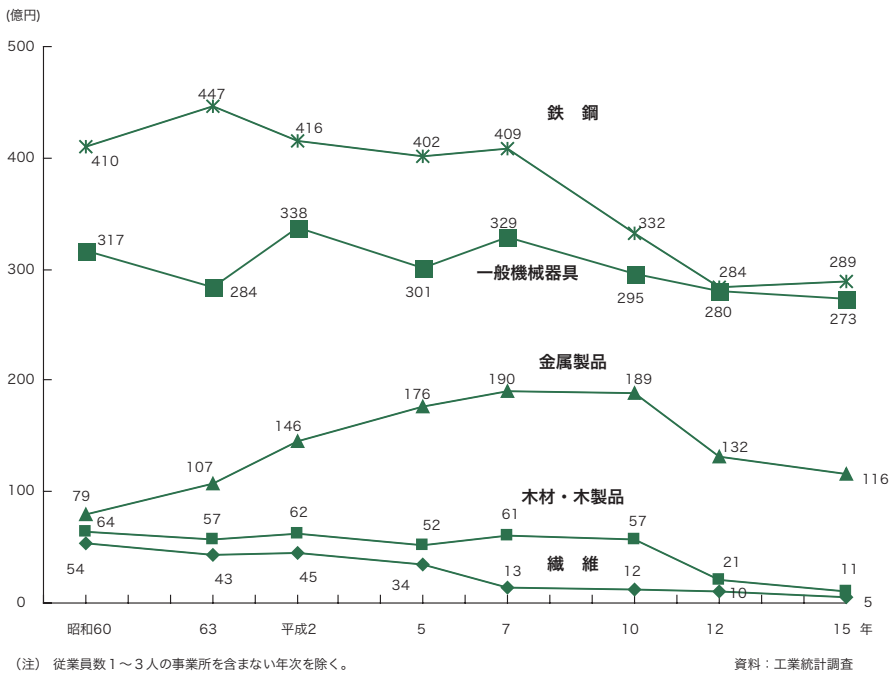
① 既存事業所を活性化する

- 経営の効率化・近代化の支援
- 新分野の研究や新製品開発の促進
- 人材育成・能力開発への支援

② 新しい地場工業を創出する

- 新しい商品の開発支援
- 伝統的技術の保持・継承の支援
- 観光・商業との連携
- 新産業の誘致

■ 工業の状況 (主要産業製造品出荷額の推移)



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

8章

9章

10章

11章

12章

13章

14章

15章

16章

17章

18章

19章

20章

21章

22章

23章

24章

25章

26章

27章

28章

29章

30章

31章

32章

33章

34章

35章

36章

37章

38章

39章

40章

41章

42章

43章

44章

45章

46章

47章

48章

49章

50章

51章

52章

53章

54章

55章

56章

57章

58章

59章

60章

61章

62章

63章

64章

65章

66章

67章

68章

69章

70章

71章

72章

73章

74章

75章

76章

77章

78章

79章

80章

81章

82章

83章

84章

85章

86章

87章

88章

89章

90章

91章

92章

93章

94章

95章

96章

97章

98章

99章

100章

101章

102章

103章

104章

105章

106章

107章

108章

109章

110章

111章

112章

113章

114章

115章

116章

117章

118章

119章

120章

121章

122章

123章

124章

125章

126章

127章

128章

129章

130章

131章

132章

133章

134章

135章

136章

137章

138章

139章

140章

141章

142章

143章

144章

145章

146章

147章

148章

149章

150章

151章

152章

153章

154章

155章

156章

157章

158章

159章

160章

161章

162章

163章

164章

165章

166章

167章

168章

169章

170章

171章

172章

173章

174章

175章

176章

177章

178章

179章

180章

181章

182章

183章

184章

185章

186章

187章

188章

189章

190章

191章

192章

193章

194章

195章

196章

197章

198章

199章

200章

201章

202章

203章

204章

205章

206章

207章

208章

209章

210章

211章

212章

213章

214章

215章

216章

217章

218章

219章

220章

221章

222章

223章

224章

225章

226章

227章

228章

229章

230章

231章

232章

233章

234章

235章

236章

237章

238章

239章

240章

241章

242章

243章

244章

245章

246章

247章

248章

249章

250章

251章

252章

253章

254章

255章

256章

257章

258章

259章

260章

261章

262章

263章

264章

265章

266章

267章

268章

269章

270章

271章

272章

273章

274章

275章

276章

277章

278章

279章

280章

281章

282章

283章

284章

285章

286章

287章

288章

289章

11 農業

背景

農業は、本来、栽培耕作を行い、食料を生産することを目的とする産業ですが、同時に、環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承、防災などの多くの機能を持っています。

また、農空間と呼ばれる農地、集落、ため池や里山の混在する地域は、市民にゆとりや潤いをもたらすとともに、健康・レクリエーション・教育・福祉などの多面的な機能を有し、食料の安定供給と並んでこれらの機能が十分に発揮されることが求められています。ため池や水路にも、単に農業用水を確保するのみならず、防災機能や快適な水辺環境づくりなどの機能があり、まちづくりの上から、これらの機能を保全・創造することが求められています。

本市の現状と課題

本市の農業は、ほとんどの農家が小規模な経営状況となっています。また、農地も一部集団化していますが、多くは谷間に散在しており、耕作条件も良くありません。さらに、担い手不足、後継者不足により休耕地も増えてきています。

広域農道やほ場整備などの農業基盤の整備や担い手の育成、さらには既存の施設や基盤を利用した直売所の整備などによる地産地消の仕組みづくりなど、「持続的な農業」を実現するための取り組みが課題となっています。

また、自然と一体となった農空間を資源として良好に保全し活用するため、市民が農業に親しむことのできる機会を増やしていくなどの取り組みも課題です。

今後も農空間の保全や多面的機能の活用を図りながら、安全性や自然環境に配慮しつつ基盤整備を進めるとともに、利活用についての総合的な仕組みづくりを行っていく必要があります。



- 持続的な農業経営が行われています
(農業従事者数)
- 地産地消の仕組みが充実しています
(朝市・直売所の売上高)

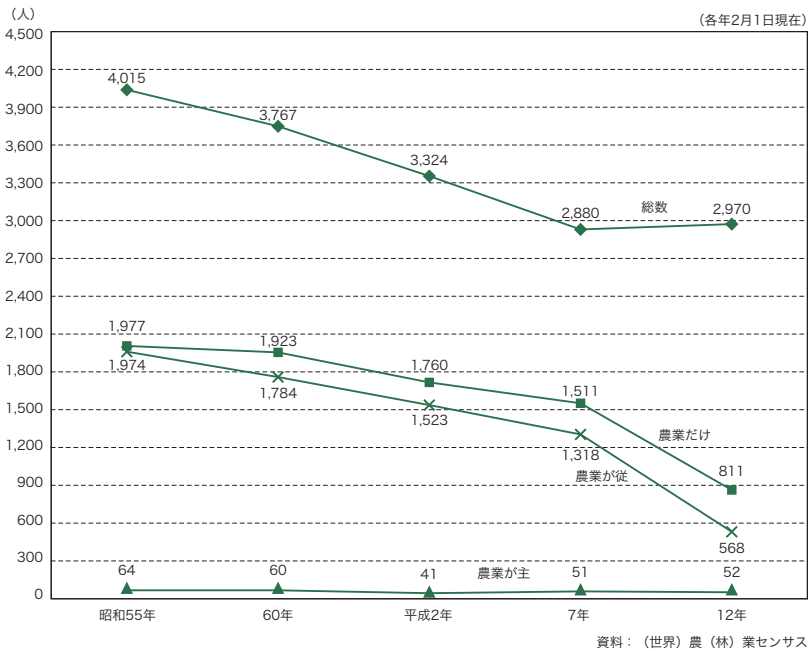
施策体系

施策 実現のための方策

11. 農業

- ① 持続的な農業経営を支援する
 - 営農支援体制の充実
 - 農業経営近代化の支援
 - 環境保全型農業の支援
 - 農業基盤の整備・保全
 - 広域農道整備の促進・活用
- ② 地産地消の仕組みを充実する
 - 朝市や直売所の充実
 - 郷土の食文化の伝承の促進
- ③ 農空間の多面的な機能の充実を図る
 - 農と触れ合い楽しむ仕組みづくり
 - 農業体験学習の実施
 - 防災機能を有する農地の保全

■ 農業従事者数の推移



序章	1
	2
	3
	4
1 章	1
	2
	3
	4
	5
2 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4 章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5 章	1
	2
	3
	4
	5

12 林業

背景

林業は、森林から木材などの林産物を生産する経済活動であると同時に、再生可能な資源としての木材を継続的に供給する役割を果たしています。

また、その適切な生産活動を通じた森林整備によって、国土の保全、水源のかん養、大気中の二酸化炭素の吸収や貯蔵による地球温暖化防止などにも寄与しています。

しかし、近年、木材価格の低迷などから林業採算性が悪化しており、これにより、林業生産活動が停滞し、森林の持つ多面的な機能の継続的な発揮が阻害されてきています。このような中で、林業振興と森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指した一体的な森林整備が望まれています。

本市の現状と課題

本市では、市域の約7割を森林が占めています。本市を中心に河南町から和泉市に続く一帯は、「河内林業」地帯と呼ばれ、スギ、ヒノキを中心とした集約的な施業による間伐材生産や優良材生産が古くから行われ、成熟した林業地を形成しています。

しかし、輸入材の増加、工業製品の開発、生活様式の変化などにより、国産木材の需要は低下し、林業収益性の悪化や林業労働者の減少・高齢化を招くなど、林業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっています。

林業の振興のためには、林業技術者の育成などにより、森林の適切な整備を図るとともに、流通コストの削減を図るなど、木材需要を高める生産体制を強化するとともに、国産木材の利用を推進するなど、林業関係者の収益性を改善する取り組みが必要です。

一方、市民の間には、ゆとりの追求や環境の重視など、森林の効果や利用に対する期待が年々高まっていることから、市民が参加し適切に森林を保全・活用する仕組みづくりも必要となっています。



- 安定的な林業経営が行われています
(林業従事者数)
- 森林の保全活用に市民が参加しています
(森林ボランティア登録数)

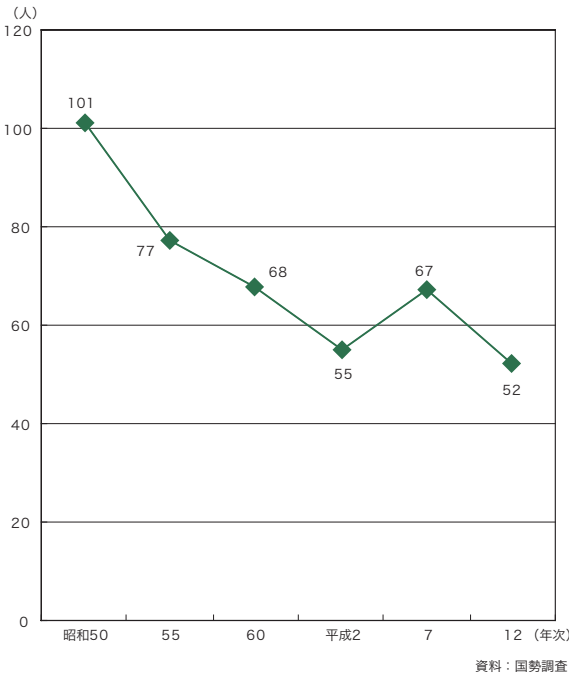
施策体系

施策 実現のための方策

12. 林業

- ① 安定的な林業経営を支援する
 - 林業生産体制の強化
 - 森林整備の推進
 - 特用林産物生産・観光林業の振興
 - 林道網の整備
 - 山間地域の生活環境整備
- ② 木材需要を拡大する
 - 木材利用の推進
 - 流通機能の整備
- ③ 森林の多面的な機能の充実を図る
 - 健全な森林の育成
 - 市民参加の仕組みづくり

林業就業人口の推移



序章

1章

2章

3章

4章

5章

13 観光

背景

余暇社会が定着した現在、人びとの観光の楽しみ方は、「通過・消費型」から「触れ合い型」「参加型」「滞在型」に移行しつつありますが、それとともに、「観光資源を楽しむ」狭義の観光から、「地域文化を観る」広義の観光への変化が見られ、観光と「まちづくり」との関係が一層強くなっています。

本市の現状と課題

本市を訪れる観光客の観光行動は「日帰り型」ですが、これらの観光客を新たな市場と捉え、受け止めていくことが地域経済の活性化にとって重要です。

そのためには、観光情報を効果的に発信していくとともに、鉄道などの事業者とも連携しながら、農林業や地域資源を生かした、河内長野らしい観光産業を創出することが求められます。

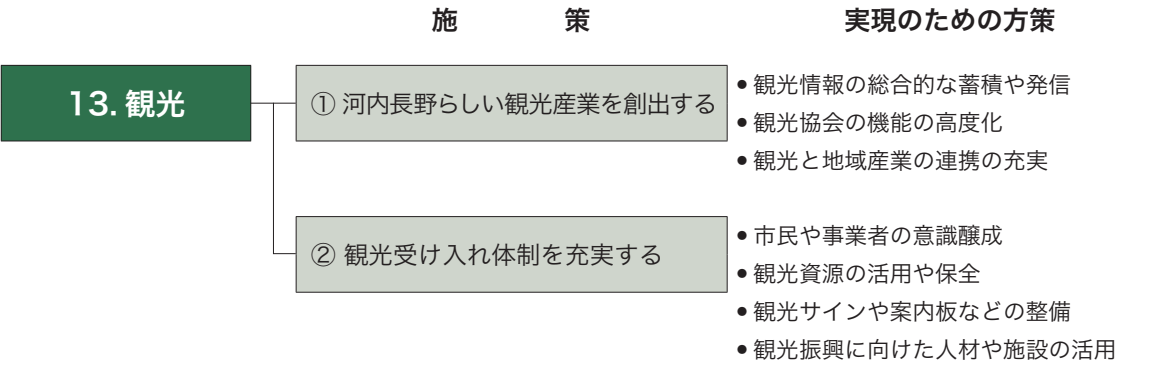
また、観光振興を進める上で、市民参加を図り、市民と観光客の交流の機会を提供することは、市民が本市の地域資源を掘り起こし、地域の魅力を再発見・創造する良い機会となり、郷土愛の育成や、参加型のまちづくりの推進によるまちの活性化につながります。

そのためには、歴史的・文化的資産や恵まれた自然環境など多様な観光資源を、市内産業のサービスや市民のホスピタリティと結びつけ、市民や観光客に本市の地域文化の特性として体感してもらえるような具体策を展開していくことが必要となります。



- 観光と産業の融合による新たな河内長野の魅力が創出されています
(観光客数)
- 市民が主体となった観光受入体制が充実しています
(観光ボランティア数)

施 策 体 系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

14 勤労者

背景

安心して働ける環境は、経済活動の基盤をなすものですが、経済の低迷とそれに伴う将来への不安の増大、終身雇用制度の揺らぎ、IT化に伴う仕事の方法の変化など、社会経済情勢の変化により、雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後、勤労者を取り巻く環境はますます厳しくなるとともに、働き方・労働条件の多様化が一層進展することが予想される中、勤労者が安心して働ける環境づくりが求められています。

本市の現状と課題

大阪府内の厳しい雇用情勢に加えて、本市では製造業などの衰退傾向のため、勤労者が安心して働ける環境が脅かされています。また、市内の大半を占める中小企業の福利厚生事業を実施している勤労市民互助会への加入率も低下しています。

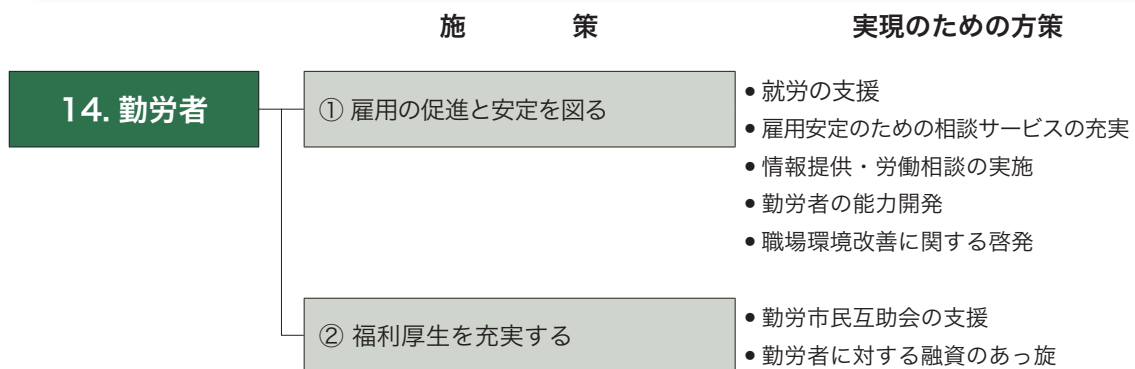
年功序列、終身雇用から能力主義へと企業の雇用制度が変化するとともに、働き方の多様化や就業意識の変化が進む中、職業能力の向上などによって個々の勤労者の「価値」を高めるとともに、就職困難層をはじめとした雇用の促進と安定を図るための取り組みや、勤労者が安心して働ける制度や仕組みの整備、事業者や勤労者自身の意識改革などが課題となっています。

また、勤労者が安心して働ける環境を創り出すためには、勤労市民互助会への支援をはじめ、勤労者の福利厚生を充実する取り組みが求められます。

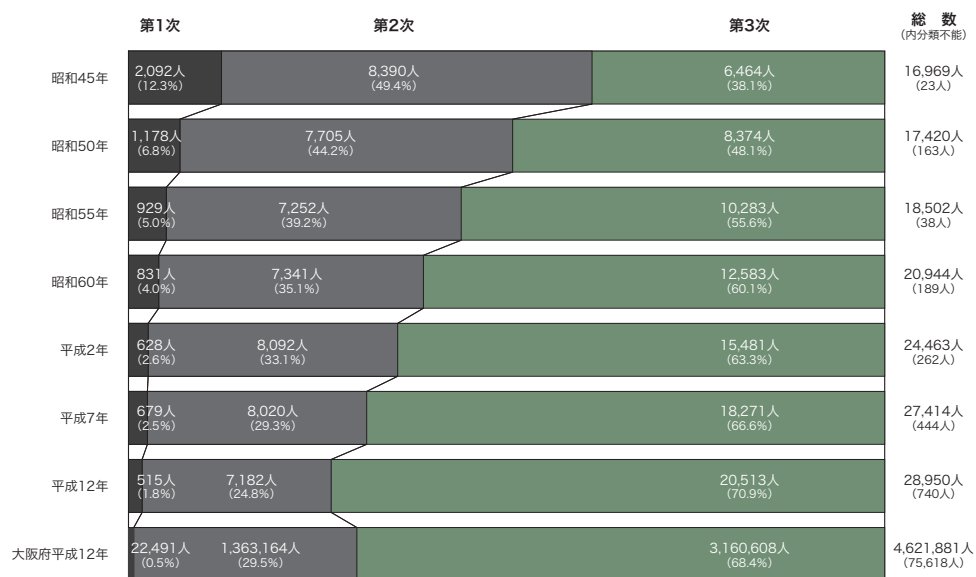


- 安定した雇用環境が確保されています
(平均勤続年数)
- 勤労者が安心して働ける環境が整っています
(勤労市民互助会加入率)

施策体系



■ 産業別雇間就業者数の推移



資料：国勢調査

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

○青少年健全育成都市宣言

昭和 58 年 6 月 宣言

青少年の健全な育成は、緑の健康都市を標ぼうするわれわれの重大な責任である。われわれは、このことの大切さを痛感し、次代を担う青少年が自己の役割や行動への自覚と責任のもとに、自らの輝かしい未来をひらくことができるよう、健やかで強くたくましい心身をもった青少年を育成しなければならない。

このため、市民すべての力を結集し、その目標達成にまい進することを決意し、ここに河内長野市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言する。

第4章

安全安心都市

基本
目標

- ①日常生活における安全安心の確保
- ②非常時への対応
- ③都市基盤の質的な充実

- ❶ 危機管理
- ❷ 防犯
- ❸ 消防・救急救助
- ❹ 防災
- ❺ 治山・治水
- ❻ 消費生活
- ❼ 交通安全
- ❽ 交通体系
- ❾ 道路
- ❿ 市街地整備
- Ⅺ 住宅
- Ⅻ 上水
- Ⅼ 下水
- Ⅽ 斎場・墓地

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

1 危機管理

背景

現代社会においては、居住環境や生活様式をはじめ社会構造の多様化・高度情報化を遂げた一方で、インターネット犯罪や食品の安全性を巡る事件、さまざまな伝染性疾患の発生など従来の認識では予測できない危機事象が多発しています。また、国民保護法が想定する武力攻撃事態や緊急対処事態（大規模テロ）など、新たな危機事象への備えも必要です。

このような危機事象に的確に対処し国民・市民の生命・財産をはじめ社会的に重要な価値や機能を守ることは、国や地方自治体に課せられた最も重要な責務です。

本市の現状と課題

本市では平成14年4月から市民の生活の安全を確保するため、市民の安全意識の高揚および自主的な地域安全活動の推進を図り、市民が犯罪、災害、非行、事故などの無い安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として生活安全条例を施行し、市民生活の安全の確保を目指してさまざまな生活安全対策の実施に努めてきました。

我が国は、今まで犯罪の少ない安全安心な国といわれていましたが、その信頼にも揺らぎが生じています。地域における連帯感の向上を図り、犯罪の予防や災害への対応など地域社会が中心となって市民生活の安全を守るための取り組みが求められています。

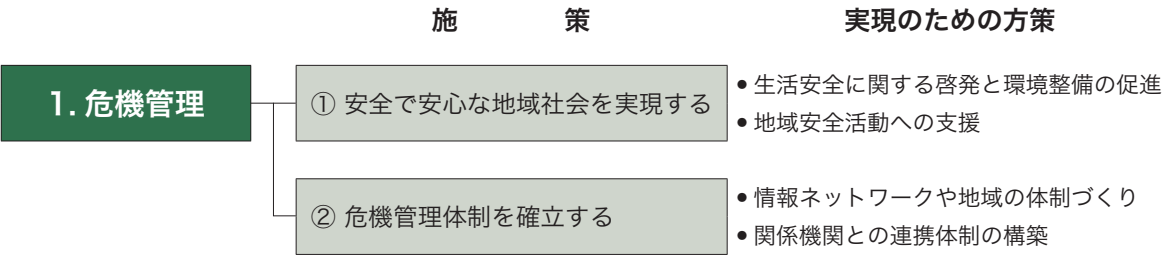
最近の例では、風水害・地震などの自然災害以外に、重症急性呼吸器症候群（SARS）や高病原性鳥インフルエンザが発生するなど従来の認識では想定し得ない「危機事象」が発生し、市民生活を脅かしています。

市民が安心して暮らすためには、あらゆる危機事象に対して組織的かつ的確に対応できる危機管理体制の確立や危機事象の規模に応じた円滑な救援・復旧活動のための国や大阪府、関係機関とのより密接な連携や対応システムなどの構築・充実が求められています。



- 安全で安心なまちづくりが進んでいます
(『安全・安心』について)に関する市民満足度)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

2 防 犯

背 景

犯罪の無い安全で安心して暮らせる地域社会の実現には、人と人との互いに信頼して助け合う地域社会を築くことが大切です。

しかし、現代社会においては市民が日常生活に不安を抱くような事件が頻発する一方で、都市化や情報化の進展などによる社会構造の変化に伴い、市民の連帯意識の希薄化が進み、地域社会が有していた犯罪を抑止する機能が低下してきています。

こうしたことから、駐在所・交番の適正配置やパトロールの要請、防犯灯設置などの防犯環境の整備と併せて、市民一人ひとりの犯罪意識や地域社会の連帯意識を高め、関係機関や団体と連携しながら、犯罪の無い地域社会づくりに取り組む必要があります。

本市の現状と課題

本市における刑法犯は、その認知件数のうち約80%が窃盗犯であり、オートバイ・自転車盗や車上ねらいなど身近な犯罪が多い状況となっています。

現在、地域住民の安全を確保していくため、防犯灯整備など防犯環境づくりに努めるとともに、警察をはじめ、防犯協議会、少年補導員連絡会と連携しながら、防犯活動の推進を図っています。

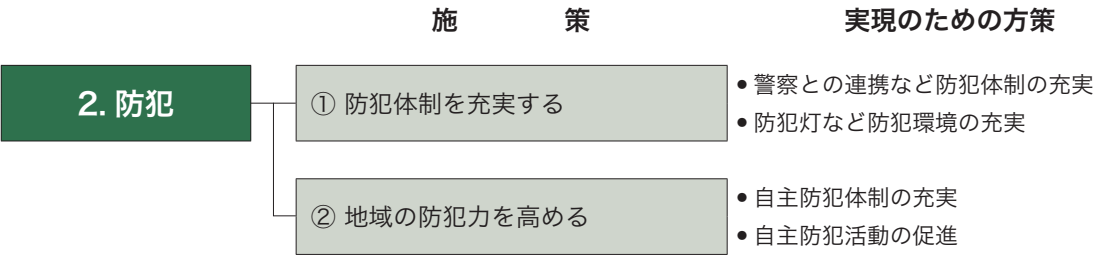
今後、犯罪の無い地域社会を目指し、引き続き防犯環境の充実に加え、駐在所・交番の適正配置、パトロールの強化について警察へ要請するとともに、公用車による安全安心パトロールなどを通じて市職員の防犯意識の向上を図り、市・市民・警察などが連携した防犯対策の取り組みや防犯体制の充実が必要になります。

さらに、市民の連帯意識の希薄化が進み、それまで地域社会が有していた自律的な犯罪の抑止機能が低下しつつある現在、市民一人ひとりの防犯意識の啓発に加えて、自主防犯体制の充実や活動促進など、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

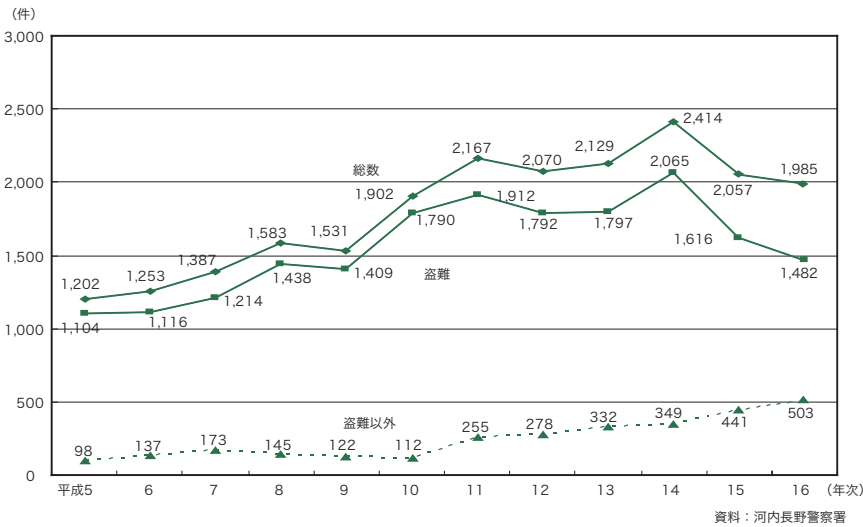


- 犯罪の発生が減少しています
(犯罪発生件数)
- 自主防犯体制が充実しています
(自主防犯活動団体数)
- 市民の安心感が高まっています
(「防犯」に関する市民満足度)

施策体系



■ 犯罪発生件数の推移



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

3 消防・救急救助

背景

消防・救急救助は、市民の生命や財産を守るという点で、行政の最も重要な責務の一つです。近年、都市化や高齢化の進展とともに、いわゆる都市型災害が増加してきており、より高度な消防・救急救助対策が求められています。

また、今後発生する恐れのある、東南海・南海地震などの大規模な災害などに対して迅速かつ的確に対応できる体制を確立する必要があります。

さらには、国民保護法が想定する武力攻撃事態や緊急対処事態（大規模テロ）の際に、消防本部・消防団が地域住民の安全確保に全力を尽くすよう求められています。

本市の現状と課題

本市では、都市部建物の複雑多様化、建築物の高層化、救急件数の増加などに対応するべく、通信指令システムの更新整備など消防情報通信体制の強化や施設・設備の高度化・近代化を図るとともに、消防職員の災害対応・救命能力の向上に努めています。

しかしながら、本市においても、少子高齢化が進展し、世帯の核家族化が広がっており、それらに対応した体制整備を一段と進めていく一方で、住宅の火災予防に関する啓発活動を進める必要もあります。

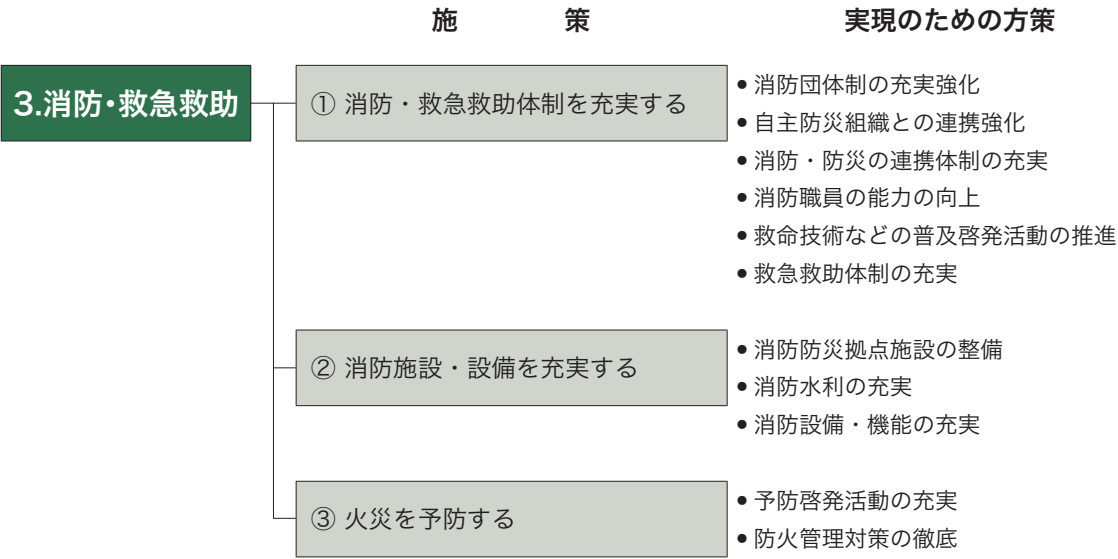
また、本市は、発生が確実視されている東南海・南海地震防災対策推進指定市町村であり、来るべき大規模災害に対応した、消防防災拠点施設の整備や資機材などの整備を一層推進するとともに、広域的な連携体制を充実するなど、市民の安全・安心を確保することが急務となっています。

さらに、消防団や自主防災組織をはじめ、市民や事業者と連携した、地域ぐるみの総合的かつ強固な消防・救急救助体制を構築することによって、大規模な自然災害、国民保護法が想定する武力攻撃事態や緊急対処事態などに、対応していく必要があります。



- 市民の防火意識が高まっています
(出火率)
- 火災などの災害による被害が減少しています
(火災などの災害による負傷者数)
- 救急救助体制が充実しています
(救命率)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

4 防災

背景

自然災害や都市災害などに対する的確な対応、市民の生命・財産や社会機能を守ることは、行政に課せられた最も重要な責務です。市民が安心して暮らすことのできる社会を維持していくために、あらゆる災害に対して組織的かつ的確に対応できる体制や仕組みの確立が求められています。

本市の現状と課題

本市では、風水害・地震などの自然災害については、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し対応しています。しかし、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき防災対策推進指定市町村に指定されたことにより、地域防災計画において東南海・南海地震防災対策推進計画（推進計画）を定め、震災被害を最小限度にとどめ得る組織づくりや体制の整備、避難所や地域の活動拠点としても使用する公共建築物の耐震化の推進が必要です。

自然災害の防止とそれに伴う二次災害の発生を予防するためには、災害発生の危険性が指摘される区域や箇所を事前に市民に周知するとともに、災害などの発生の可能性が高まった場合に、正確な災害情報をいち早く収集・提供できるシステムの構築、避難の必要性が生じた場合に、住民が迅速に避難できる体制の整備などが必要です。

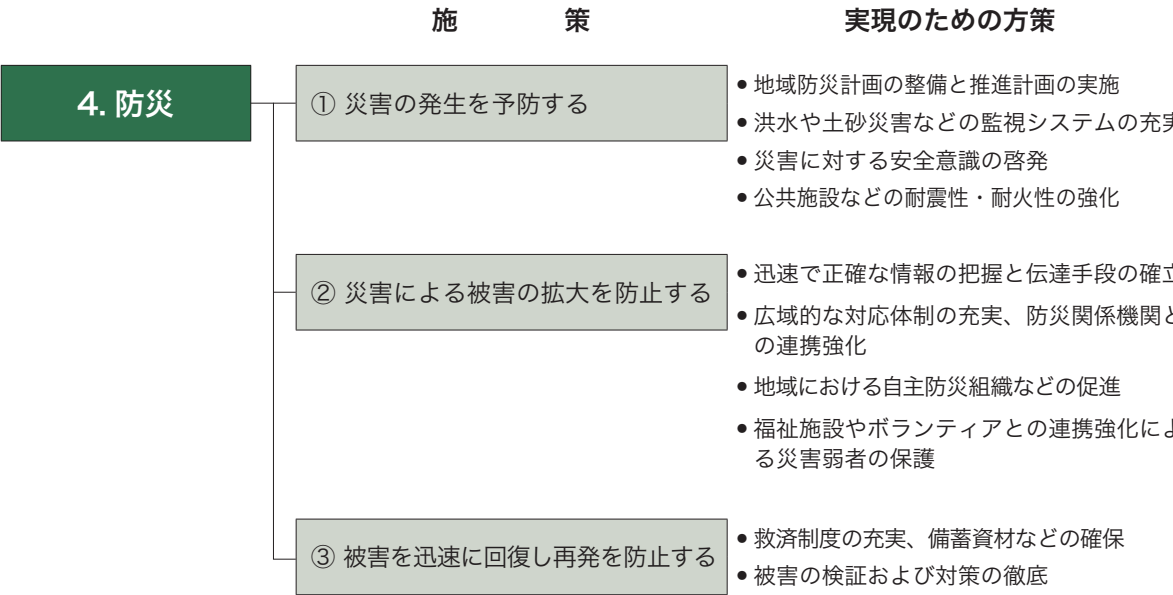
また、市民に対する防災意識向上の啓発、各地域での防災組織化の促進、市民と行政とが一体となった効果的な防災・救助活動体制の整備、災害弱者の保護などにより、被害拡大を防止する取り組みを進める必要があります。

さらに、避難場所や食糧の整備・確保、災害直後の秩序の早期回復や維持・復旧活動に必要なスタッフや資機材の育成・確保、近隣市町村との相互応援協定の締結、国や大阪府の救済制度の充実など、人的・物的両面のサポート体制を整備し、市民が被害から迅速に回復し一日でも早く安全で快適な暮らしを取り戻すための取り組みに加えて、災害を教訓とし再発を防止するための取り組みも重要です。



- 自然災害に対する対策が進んでいます
(「防災」に関する市民満足度)
- 地域の防災活動に市民が参画しています
(防災組織化率)

施策体系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

5 治山・治水

背景

山地や河川は、多様な生物の生息・生育の場所であるとともに、自然災害の発生を防止し、市民の生命と財産を守るという大きな機能を持っています。森林は、山地の土砂の流出を防ぐとともに、その保水能力によって山地崩壊を防止します。河川は、流域に降った雨水を安全に下流域に流す機能も有しています。

しかしながら、近年、都市化の進展や地球規模の気象の変動などを背景に、局地的な大雨による大規模な浸水なども発生しています。

今後さらに、自然環境の保全に配慮したより高度な治山・治水対策が求められています。

本市の現状と課題

本市では、山地の崩壊や土砂流出の恐れのある森林が保安林として指定され、危険度の高い箇所を中心に対策事業が実施されていますが、今後も適切な整備・管理を行う必要があります。

また、土砂災害危険箇所については、対策事業が進む反面、背後に危険な斜面や溪流がある周辺の宅地化が進み、今後も危険箇所は増える傾向にあります。そのため、大阪府などとの協力を密にした対策の進捗を図っていくとともに、早期整備を要請していく必要があります。

本市の河川は、勾配が急なため、梅雨や台風といった時期には、自然護岸の崩壊などの災害が頻繁に発生しています。準用河川の加賀田川については、災害の発生を未然に防ぐために順次改修を進めていますが、計画延長も長く、整備にはなお時間を要する状況です。また、普通河川においては、崩壊した箇所および崩壊することにより多大な被害が予想される箇所を優先して防災護岸の整備を行っています。

さらに、近年の環境保全に対する気運の高まりにより、従来の堅固さだけを求めるものから、自然環境の保全への配慮も求められており、河川の特性を生かしつつ、着実な治水対策を進めていく必要があります。



- 土砂災害から市民の生命や財産が守られています
(土砂災害発生件数)
- 河川改修により河川災害の発生が防止されています
(河川災害発生件数)

施策体系

5. 治山・治水

施 策

策

実現のための方策

① 山地や森林を適正に管理する

- 計画的な治山対策の促進
- 保安林の整備の促進や森林の適正な管理・育成

② 土砂災害を防止する

- 大阪府の対策事業の促進
- 大阪府との連携による整備

③ 河川災害を防止する

- 河川の改修



6 消費生活

背景

消費生活は、私たちの日常生活の基本をなすものであり、単に需要が満たされるだけでなく、安全性、公平性、利便性、経済性などが充足されることが求められます。

しかしながら、近年、利便性や経済性の充足の一方で、食品の安全問題や、悪質商法なども拡大しています。

消費者と事業者との間には情報量や情報の質、内容および交渉力などに格差があり、また、高齢者などいわゆる「社会的弱者」が増加していることから、消費者の利益の擁護および増進に関する施策の推進が求められています。

本市の現状と課題

市民の消費生活に係る相談・苦情などの窓口である消費生活センターに寄せられた相談件数は、近年、急増しており、さらにその相談内容も多様化しています。

国においても、消費者保護のために、法制の整備・改正が行われ、消費者の視点に立った施策が推進されてきましたが、依然として消費者トラブルが頻発しています。

このような現状を踏まえ、消費者の意識や知識を高めるためには、消費生活講演会などの消費者啓発活動を今後も継続しなければなりません。

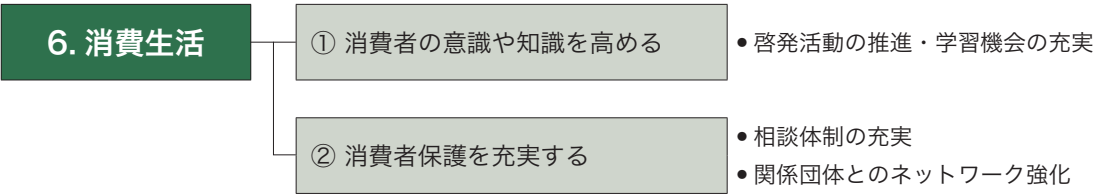
また、消費者トラブルなどを防止するため、消費生活に関する苦情・問い合わせなどの消費生活相談体制の充実や関係団体とのネットワークの強化を図る必要があります。



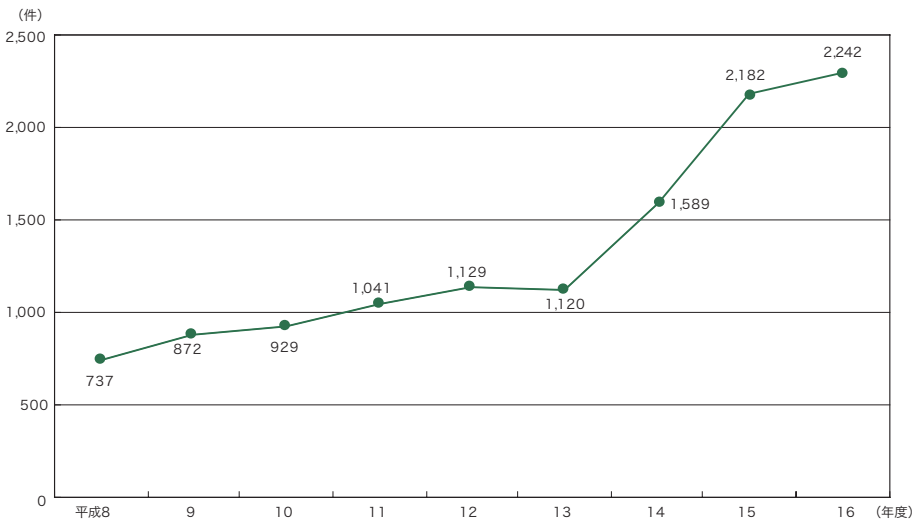
- 消費者の意識や知識が高まっています
(啓発など講座受講者数)
- 市民が消費生活について相談できる体制が整っています
(消費者相談件数)

施策体系

施策 実現のための方策



消費生活相談件数の推移



序	1
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25
25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49
49	50
50	51
51	52
52	53
53	54
54	55
55	56
56	57
57	58
58	59
59	60
60	61
61	62
62	63
63	64
64	65
65	66
66	67
67	68
68	69
69	70
70	71
71	72
72	73
73	74
74	75
75	76
76	77
77	78
78	79
79	80
80	81
81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100
100	101
101	102
102	103
103	104
104	105
105	106
106	107
107	108
108	109
109	110
110	111
111	112
112	113
113	114
114	115
115	116
116	117
117	118
118	119
119	120
120	121
121	122
122	123
123	124
124	125
125	126
126	127
127	128
128	129
129	130
130	131
131	132
132	133
133	134
134	135
135	136
136	137
137	138
138	139
139	140
140	141
141	142
142	143
143	144
144	145
145	146
146	147
147	148
148	149
149	150
150	151
151	152
152	153
153	154
154	155
155	156
156	157
157	158
158	159
159	160
160	161
161	162
162	163
163	164
164	165
165	166
166	167
167	168
168	169
169	170
170	171
171	172
172	173
173	174
174	175
175	176
176	177
177	178
178	179
179	180
180	181
181	182
182	183
183	184
184	185
185	186
186	187
187	188
188	189
189	190
190	191
191	192
192	193
193	194
194	195
195	196
196	197
197	198
198	199
199	200
200	201
201	202
202	203
203	204
204	205
205	206
206	207
207	208
208	209
209	210
210	211
211	212
212	213
213	214
214	215
215	216
216	217
217	218
218	219
219	220
220	221
221	222
222	223
223	224
224	225
225	226
226	227
227	228
228	229
229	230
230	231
231	232
232	233
233	234
234	235
235	236
236	237
237	238
238	239
239	240
240	241
241	242
242	243
243	244
244	245
245	246
246	247
247	248
248	249
249	250
250	251
251	252
252	253
253	254
254	255
255	256
256	257
257	258
258	259
259	260
260	261
261	262
262	263
263	264
264	265
265	266
266	267
267	268
268	269
269	270
270	271
271	272
272	273
273	274
274	275
275	276
276	277
277	278
278	279
279	280
280	281
281	282
282	283
283	284
284	285
285	286
286	287
287	288
288	289
289	290
290	291
291	292
292	293
293	294
294	295
295	296
296	297
297	298
298	299
299	300
300	301
301	302
302	303
303	304
304	305
305	306
306	307
307	308
308	309
309	310
310	311
311	312
312	313
313	314
314	315
315	316
316	317
317	318
318	319
319	320
320	321
321	322
322	323
323	324
324	325
325	326
326	327
327	328
328	329
329	330
330	331
331	332
332	333
333	334
334	335
335	336
336	337
337	338
338	339
339	340
340	341
341	342
342	343
343	344
344	345
345	346
346	347
347	348
348	349
349	350
350	351
351	352
352	353
353	354
354	355
355	356
356	357
357	358
358	359
359	360
360	361
361	362
362	363
363	364
364	365
365	366
366	367
367	368
368	369
369	370
370	371
371	372
372	373
373	374
374	375
375	376
376	377
377	378
378	379
379	380
380	381
381	382
382	383
383	384
384	385
385	386
386	387
387	388
388	389
389	390
390	391
391	392
392	393
393	394
394	395
395	396
396	397
397	398
398	399
399	400
400	401
401	402
402	403
403	404
404	405
405	406
406	407
407	408
408	409
409	410
410	411
411	412
412	413
413	414
414	415
415	416
416	417
417	418
418	419
419	420
420	421
421	422
422	423
423	424
424	425
425	426
426	427
427	428
428	429
429	430
430	431
431	432
432	433
433	434
434	435
435	436
436	437
437	438
438	439
439	440
440	441
441	442
442	443
443	444
444	445
445	446
446	447
447	448
448	449
449	450
450	451
451	452
452	453
453	454
454	455
455	456
456	457
457	458
458	459
459	460
460	461
461	462
462	463
463	464
464	465
465	466
466	467
467	468
468	469
469	470
470	471
471	472
472	473
473	474
474	475
475	476
476	477
477	478
478	479
479	480
480	481
481	482
482	483
483	484
484	485
485	486
486	487
487	488
488	489
489	490
490	491
491	492
492	493
493	494
494	495
495	496
496	497
497	498
498	499
499	500

7 交通安全

背景

日常生活において人びとの移動が頻繁に行われる現代社会において、安全な交通環境の確保は、ますますその重要性を増しています。

また、高齢化の進展などにより、これまで以上に交通環境への配慮を必要とする人びとの増加が予想されることから、より総合的な交通安全対策が求められています。

本市の現状と課題

本市では、これまで交通安全運動や各種交通安全教室などを通じて交通安全意識の向上に努めてきました。

また、交通指導員による迷惑駐車防止対策の実施、交通安全施設の整備などにも取り組んでいますが、交通量の増加などにより、交通事故による死傷者数は増加傾向にあります。また、高齢化などに伴い、高齢者の事故も増加しています。

このため、引き続き、幼児・児童生徒から高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進し、交通安全意識を高めるとともに、各種交通安全教育などを通じた市民による交通安全リーダーの育成など、市民の交通安全意識を高める取り組みが重要となっています。

また、子ども・高齢者・障害者などが安心して利用できる道路環境の整備を行うとともに、道路交通上の弱者である歩行者・自転車利用者などが移動する際の安全性を確保し、道路交通の円滑化を図るための交通安全施設の整備や、地域の交通状況に応じた効果的な交通規制の実施などにより、交通安全環境を整備する取り組みも重要となっています。



- 交通事故の被害者が少なくなっています
(交通事故発生件数・被害者数)

施策体系

施策

実現のための方策

7. 交通安全

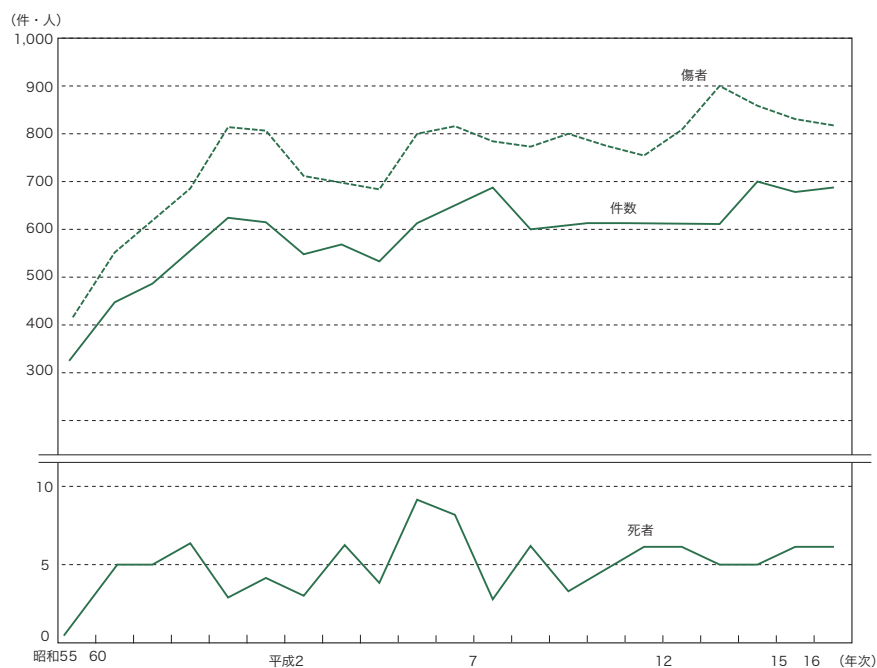
① 交通安全意識を高める

- 生涯にわたる交通安全教育の推進
- 交通安全運動の実施
- 交通安全リーダーの育成指導

② 交通安全環境を整備する

- 安心して利用できる道路環境整備
- 交通安全施設の整備推進
- 地域の状況に応じた効果的な交通規制の促進

■ 交通事故件数（等）の推移



資料：河内長野警察署

序	1
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25
25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49
49	50
50	51
51	52
52	53
53	54
54	55
55	56
56	57
57	58
58	59
59	60
60	61
61	62
62	63
63	64
64	65
65	66
66	67
67	68
68	69
69	70
70	71
71	72
72	73
73	74
74	75
75	76
76	77
77	78
78	79
79	80
80	81
81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100

8 交通体系

背景

市民生活において人びとが行き交い、都市に活力を生み出す上で移動手段としての鉄道、バス路線などの交通体系の整備は不可欠であり、交通需用の多様化に伴い、より利便性の高い交通サービスの提供が必要とされています。

また、近年では、高齢化社会やノーマライゼーション理念に配慮した、安全で快適な交通環境の整備が求められています。

本市の現状と課題

本市では、南海高野線と近鉄長野線の二つの鉄道路線により、早くから大阪都市圏との交通ルートが整備されました。また、平成8年には関西国際空港の開港に伴い、河内長野駅から直通のリムジンバスが運行するなど、広域的な交通体系の充実が図られています。

一方、市内交通としては、千代田駅、河内長野駅、三日市町駅、美加の台駅をターミナルとして、各住宅団地などへ放射状にバス路線が運行しており、平成14年にはこれらのバス路線と接続して市の南北を結ぶモックルコミュニティバスを運行し、バス路線の充実も図られています。

しかし、車社会の進展に伴い、バス路線全体の利用状況は減少傾向にあり、維持・活性化が課題になるとともに、高齢化の進展に対応した公共交通サービスの提供など、公共交通ネットワークの充実が求められています。

また、公共交通や道路などにおけるバリアフリー化や放置自転車の防止などにより、高齢者や子ども、障害者などが安全に移動できる交通環境の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働による取り組みが重要となっています。



- バスなどの公共交通サービスに満足する市民の数が増えています
(「バスなどの公共交通サービス」に関する市民満足度)
- バスなどの公共交通サービスが充実しています
(バス営業キロ数)
- 交通環境のバリアフリー化が進んでいます
(バリアフリー基準の適合率)

施 策 体 系

	施 策	実現のための方策
8. 交通体系	① 公共交通ネットワークを充実する	● バスなどの公共交通サービスの維持・充実
	② 交通環境を向上させる	● 公共交通・道路などのバリアフリー化 ● 駅周辺における放置自転車の防止



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

9 道路

背景

道路は、人と人、人と物を結びつける根幹的な施設であるとともに、上水、下水、電気、ガス、電話などの生活に不可欠なライフラインを収容する役割も果たしています。

また、近年では、移動空間としての安全性、快適性とともに、都市景観や緑の空間形成などからの環境形成機能や、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能などの複合的な機能も求められています。

本市の現状と課題

本市は、大阪府と和歌山県・奈良県とを結ぶ交通の要所であることから、国道170号・310号・371号を軸として通過交通を円滑に処理するとともに、市域内交通については、安全で快適に移動できるよう道路網の整備を進めています。

とりわけ、市中心部においては通過交通の増加による慢性的な渋滞が発生しているため、道路交通の円滑化を図るとともに、大阪・堺方面と本市とのアクセスを強化するなど、広域幹線道路の整備促進を中心とした総合的な道路ネットワークの整備が求められています。

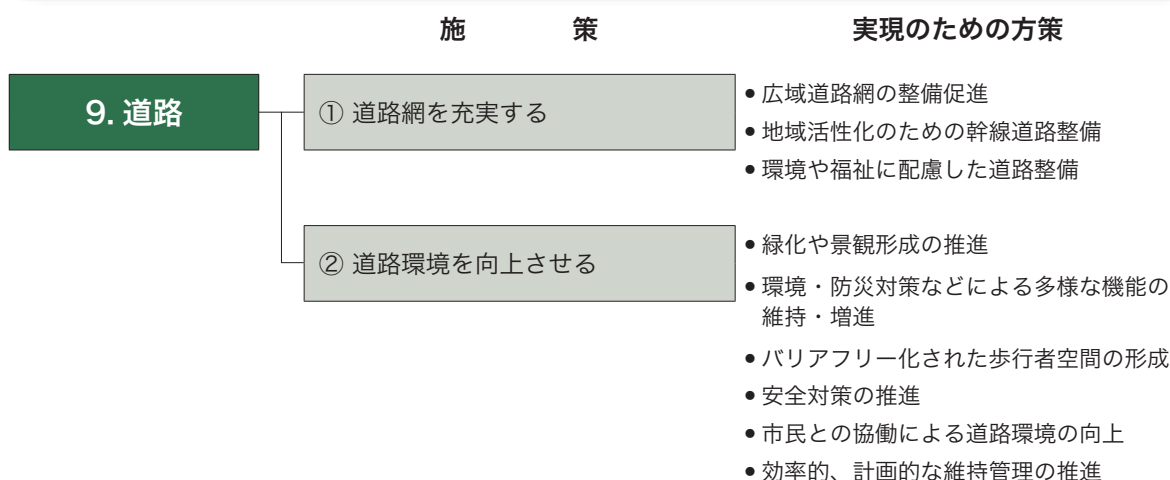
また、本市においては今後急速に高齢化が進むと予測されていることから、バリアフリー化や安全対策を推進するとともに、既存の道路においても歩行者や自転車の利用などにも配慮した整備を行うなど道路環境の質的な充実が重要となっています。

さらに、防災面や消防・救急救助活動における道路の果たす機能の向上を図るとともに、道路の美化や維持管理などに地域住民が参加する仕組みの整備が求められます。



- 道路や橋などの交通網に満足する市民の数が増えています
(「道路や橋などの交通網」に関する市民満足度)
- 道路の美化や維持管理などに地域の住民などが積極的に参画しています
(アドプトロード団体数)

施策体系



道路舗装率の推移

年 次	総 延 長			国 道			府 道			市 道		
	道路延長 (m)	道路面積 (㎡)	舗装率 (%)	道路延長 (m)	道路面積 (㎡)	舗装率 (%)	道路延長 (m)	道路面積 (㎡)	舗装率 (%)	道路延長 (m)	道路面積 (㎡)	舗装率 (%)
昭和 50 年	339,286	1,453,824	71.1%	27,993	191,936	82.5%	31,920	59,076	63.6%	279,373	1,202,812	67.1%
昭和 55 年	363,970	1,763,530	78.2%	32,275	329,859	100.0%	46,135	238,606	72.6%	285,560	1,195,065	72.5%
昭和 60 年	369,022	2,370,784	91.9%	38,015	378,687	100.0%	40,967	219,504	79.0%	290,040	1,772,593	96.8%
平成 2 年	366,447	2,323,765	98.0%	44,014	487,591	100.0%	41,160	232,161	94.0%	281,273	1,604,013	98.0%
平成 7 年	415,115	2,885,165	98.7%	47,705	562,426	100.0%	41,370	234,681	96.9%	326,040	2,088,058	98.6%
平成 12 年	467,128	3,075,732	98.2%	47,140	586,617	100.0%	40,574	242,096	83.9%	380,480	2,254,152	98.9%
平成 13 年	468,194	3,082,865	98.2%	47,140	586,617	100.0%	40,574	242,096	83.9%	381,398	2,262,755	98.9%
平成 14 年	469,160	3,134,280	97.9%	47,188	619,232	100.0%	40,574	242,504	83.9%	382,408	2,272,156	98.9%
平成 15 年	474,882	3,170,806	97.8%	49,235	642,647	100.0%	40,574	242,507	83.9%	385,073	2,285,652	98.6%
平成 16 年	475,762	3,182,166	98.5%	49,249	643,483	100.0%	40,576	242,520	92.7%	385,937	2,296,163	98.9%

10 市街地整備

背景

市街地には、住む機能だけではなく、時代環境に対応したさまざまな機能の配置が求められます。また、地域の歴史や文化を踏まえ、市民が愛着を感じ、来訪者が魅力を感じることができるよう整備も求められています。

さらに、少子高齢化社会の到来を踏まえ、既存の都市基盤の一層の活用とともに、子どもや高齢者の視点に立った重点的な都市基盤整備が求められています。

本市の現状と課題

主要駅周辺市街地は、本市の「まちの顔」であるにもかかわらず、自動車社会の進展による市民生活の郊外化・広域化に伴って次第に衰退してきているため、活性化が求められており、商業振興のほか、既存の都市基盤の有効活用が課題となっています。

既成市街地においては、緑化の誘導などによる、潤いある住環境の整備を行うことにより、本市らしい市街地の形成を行う必要があります。

計画的市街地については、建築協定の締結などによる良好な住環境の維持・向上が求められています。

また、新市街地の形成にあたっては、土地利用の方針との整合を図りながら、整備の方向性を定める必要があります。

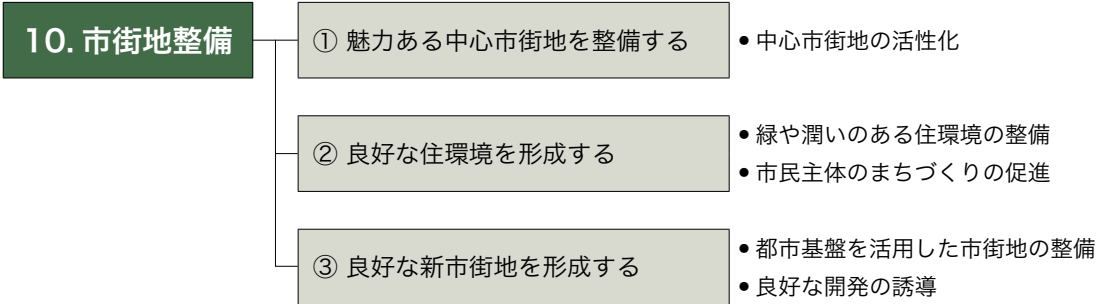
加えて、市街地の整備などにあたっては、市民が主体となって行うまちづくりが求められています。



- 都市基盤の整備について満足する市民の数が増えています
(「まち全体としての『都市基盤の整備』」に関する市民満足度)

施策体系

施策 実現のための方策



フォレスト三日市

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

II 住 宅

背 景

住宅には、人びとが安心して暮らすことができる居住空間としての安全性とともに、各人の行動様式や価値観に対応した多様性や、都市の景観形成の重要な要素としての統一性など、多面的な機能が求められます。

特に、高齢化の進展や自然災害（地震）の危険性などを背景に、バリアフリー化や耐震性に優れた住宅の整備が求められています。

本市の現状と課題

住宅都市である本市にとって、良好な住宅整備は、とりわけ重要なテーマです。今後、人口の減少や高齢化の進展、世帯構成の少人数化といった変化が予想されることから、現在の良好な住宅環境を維持しつつ、これらの変化に対応していくことが必要です。特に、本市では結婚や就職などによる転出が多く、これらの人たちが引き続き本市に居住できるための住宅整備が課題となっています。また、近年、いわゆる「ファミリー層」の転入が減少していることから、この層のニーズに対応した良好な住宅整備も求められています。

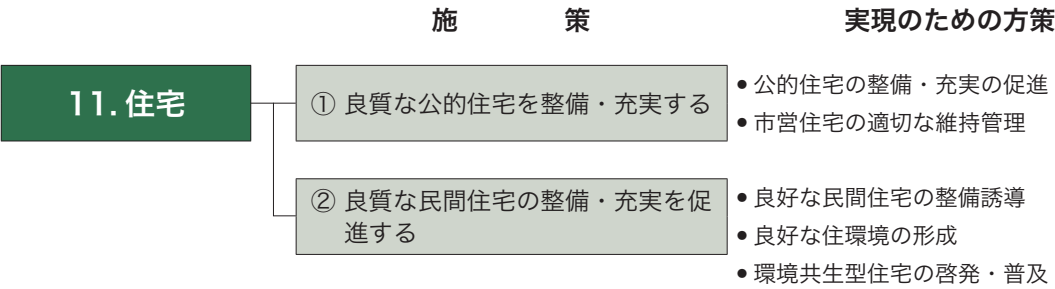
ただし、住宅の整備・供給自体は、市民や民間事業者が主体になって行われるため、市民・事業者・行政が連携した住宅整備の仕組みを検討していくことが必要です。

また、良質な市営住宅を維持していくためには、計画的な管理を行う必要があります。



● 公的な住宅が整備されています
(公的住宅戸数)

施 策 体 系



市営昭栄住宅

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

12 上 水

背 景

安全な水道水が常に蛇口から供給されることが当然であると考えられている水道には、これまでのような公衆衛生の向上と生活環境の改善という観点だけでなく、市民生活や事業活動、都市機能を維持するため、より多様かつ高度な機能が求められるようになっていきます。

また、給水サービス水準は、需要者の一定の負担のもとで確保されているため、需要者のニーズにきめ細かく迅速に対応し、需要者が喜んで支える水道であることも求められています。

本市の現状と課題

本市の水道は、昭和9年の給水開始以来、人口規模の拡大に伴う水需要の増加に対応するため、これまで7回の拡張事業に取り組んできました。現在では、総配水量の約70%を自己水で供給するとともに、約70ヶ所の水道施設を有し、大阪府内では他に類を見ない水道システムを構築しています。

また、水源水質の悪化や水質基準の強化に対応し、安心して飲める水を供給してきました。そして、水道水源の保全などを目的とした取り組みとして水道水源保護条例を府内で唯一制定するなど、水源保全に対する取り組みを積極的に行ってきました。

しかし一方で、水道施設の多くが老朽化しつつあり、水道施設の大規模更新・水道システムの再構築がこれからの水道事業運営にとって最も重要な課題となっています。

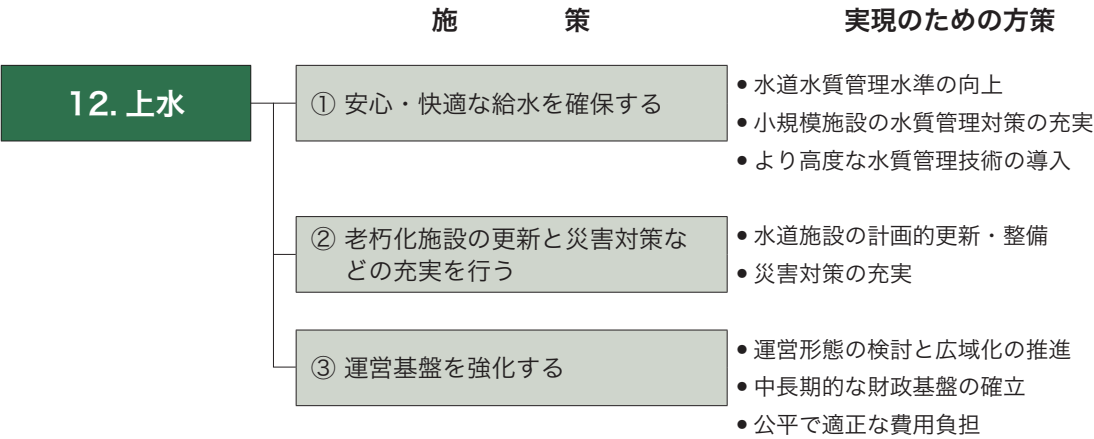
また、人口減少社会や、環境に配慮したライフスタイルの普及などを背景とした「節水型社会」の到来により、これまでのような右肩上がりの水道事業運営は終わったといえます。

これからは、コスト縮減をより一層進めることはもちろん、受益者負担の原則に立ち、需要者の理解を得て適正な料金水準となるよう努力するとともに、現在および将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図らなければなりません。

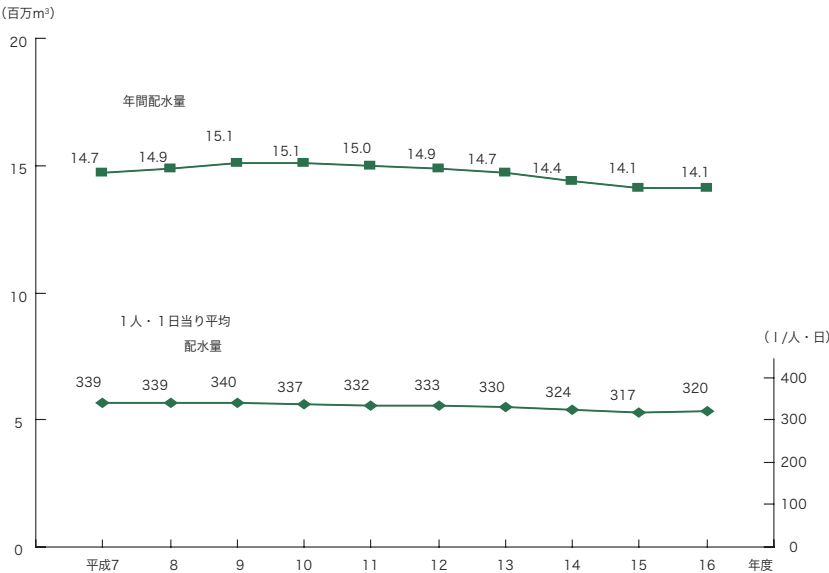


- 水道水に対する市民の安心度が維持されています
(水質基準)
- 安定給水の対策が進んでいます
(基幹水道施設の耐震化率)
- 水道事業が健全に経営されています
(水道事業会計の経常収益対経常費用比率)

施策体系



■ 上水道（簡易水道を含む）の推移（排水量の推移）



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

13 下水

背景

下水道は、汚水や雨水を速やかに排除し、安全かつ快適で衛生的な生活環境を確保する都市基盤施設の一つです。

また、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境の保全に寄与するとともに、良好な水循環、水環境の保全・再生を通して水と緑の豊かな都市環境を創造するという大きな機能を果たしています。

近年では、さらに、処理場で発生する汚泥などの利用などにより、都市の環境負荷の軽減を図ることも期待されています。

本市の現状と課題

本市の下水道は、大和川下流南部流域下水道の狭山処理区の関連公共下水道として計画しており、大阪府が施工する流域下水道は、天野川幹線と河内長野幹線の2幹線が計画されています。

現在、河内長野幹線については、長野中継ポンプ場を含め、全区間整備完了で供用しており、天野川幹線についても整備促進を図り、残区間の実施時期も明確になってきた状況です。

しかし、本市域までの流域下水道の延伸に時間を要したこともあり、普及率は大阪府内でも低く、今後、いかに効率良く公共下水道整備を行い、水洗化を促進できるかが課題となっています。

また、下水道施設は、市民生活に直結していることから、常に適正な施設維持を行うとともに、異常発生時の緊急かつ適切な対応を行うことが求められていますが、昭和40年代に開発された住宅団地の下水道施設は、経年変化による老朽化が進行しており、予防保全的立場に立った適切な維持管理と計画的な改修を進めることが必要です。

一方、公共下水道計画区域外の中山間地域などにおいては、合併処理浄化槽の設置などによる生活排水対策のさらなる推進を図るため、新たに市設置による浄化槽整備を進めていくこととしています。

雨水排水については、都市化の進展や集中豪雨により、浸水被害が新たに発生している地区があり、排水施設の整備を行いさらなる浸水対策を図る必要があります。



- 水洗化が進んでいます
(浄化槽を含む水洗化率)
- 浸水や道路冠水対策が進んでいます
(浸水・冠水件数)

施策体系

施策

実現のための方策

13. 下水

① 汚水（生活排水）の適正な処理を行う

- 公共下水道整備の推進
- 公共下水道施設の適正な維持管理
- 水洗化の促進
- 合併処理浄化槽設置の推進

② 雨水に対する安全を確保する

- 雨水排水施設の整備
- 排水路、用悪水路の改修

水洗化の状況

(各年3月末)

年次	水		洗						汲取り、自家処理など	
	数		公共下水道		合併浄化槽		単独浄化槽		汲取り、自家処理など	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
元	71,727	67.7	-	-	53,624	50.6	18,103	17.1	34,223	32.3
2	75,555	69.1	-	-	57,066	52.2	18,489	16.9	33,766	30.9
3	77,902	70.3	3,091	2.8	56,245	50.7	18,566	16.8	32,862	29.7
4	80,949	71.9	5,363	4.8	57,662	51.2	17,924	15.9	31,628	28.1
5	84,955	74.2	9,312	8.2	59,248	51.7	16,395	14.3	29,612	25.8
6	88,792	76.3	12,558	10.8	59,701	51.3	16,503	14.2	27,610	23.7
7	91,897	78.0	18,149	15.4	57,175	48.5	16,573	14.1	25,973	22.0
8	94,642	79.4	19,688	16.5	58,624	49.2	16,330	13.7	24,552	20.6
9	97,832	80.9	24,808	20.5	56,986	47.1	16,038	13.3	23,080	19.1
10	100,141	81.9	27,903	22.8	56,015	45.8	16,223	13.3	22,100	18.1
11	102,527	83.2	31,186	25.3	55,372	44.9	15,969	13.0	20,685	16.8
12	104,597	84.7	34,679	28.1	55,646	45.1	14,272	11.5	18,895	15.3
13	105,560	86.0	38,000	31.0	54,883	44.7	12,677	10.3	17,180	14.0
14	105,374	86.2	40,148	32.8	52,892	43.3	12,334	10.1	16,888	13.8
15	105,241	86.4	41,542	34.1	51,986	42.7	11,713	9.6	16,523	13.6
16	106,102	87.3	45,217	37.2	49,954	41.1	10,931	9.0	15,436	12.7
17	107,925	89.5	50,304	41.7	47,134	39.1	10,487	8.7	12,624	10.5

14 斎場・墓地

背景

高齢化社会の進展に伴い、今後火葬需要が増加することが予想されます。

現代の斎場施設は、大気汚染やダイオキシン対策をはじめとする公害防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに対応した施設整備が必要となっています。

また、墓地についても、高齢化・核家族化の進展に伴い需要の増大が予測されます。

本市の現状と課題

本市の斎場施設については、建設後 30 年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、全面改修が必要となっています。

全面改修の実施にあたっては、ダイオキシン対策などの排ガス抑制対策をはじめ周辺の自然環境にも配慮した施設整備が求められているとともに、火葬所要時間の短縮、バリアフリーへの対応などが課題となっています。

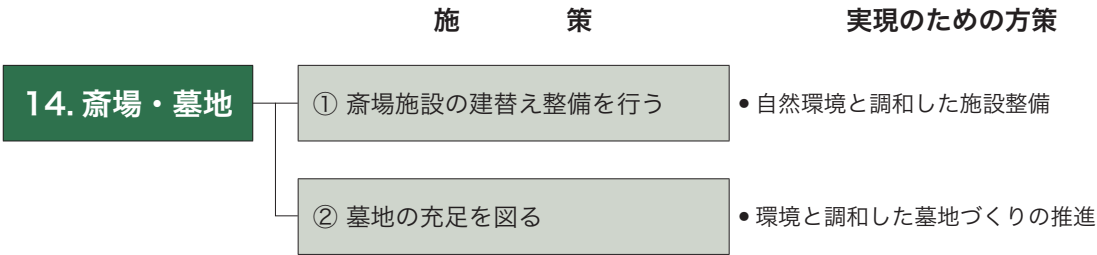
また、施設面において、遺族などのプライバシーに対する配慮も必要となっています。

墓地については、将来的には需要の増大も予測されています。今後は、民間墓地の整備状況との調整を図りながら、市民ニーズや広域的な需要動向を見極めた上で周辺環境と調和した墓地整備を検討する必要があります。



- 市民が必要とする墓地が確保されています
(墓地区画数)

施 策 体 系



序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

○交通安全都市宣言

昭和 37 年 3 月 8 日 宣言

経済の進展にともなう都市交通のふくそうは、いよいよ激化し、これによる交通事故も逐年増加の一途をたどり、まさに大きな社会問題となっている。我が、河内長野市の交通事情も極めて深刻であり特に市街地を縦断する府道堺、河内長野線、同河内長野、橋本線、同枚方、富田林、泉佐野線などの通過車両は 1 日 15,000 台に達し、市内交通の混雑に一層の拍車をかけ、交通事故も本年は既に昨年に比し、63%増と、急激な上昇ペースを示し、人命に対する脅威は日ごとにつのるばかりである。

このように、市民生活をおびやかす交通の惨禍を排除して、その安全を確保し、市民の福祉を守ることは、地方自治体の義務である。

当市は、このために、必要な道路施設はもちろん環境の改善刷新を強力に推進するとともに、市民自からの交通ルールの実践により、明るく、住みよい都市を実現すべく、ここに河内長野市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

第5章

自律協働都市

基本
目標

- ①協働の仕組みづくり
- ②行財政改革
- ③広域連携

- 1 協働
- 2 コミュニティ
- 3 情報化
- 4 行財政運営
- 5 広域行政

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

1 協働

背景

少子高齢化や環境問題、急速なIT化などを背景に、市民ニーズはますます多様化・複雑化しており、行政がそのすべてにきめ細やかな対応を行うことは困難となっています。一方、阪神・淡路大震災を契機として市民自らが地域課題を解決しようとする動きが出てきました。

また、地方分権の推進により、地域のことはまず地域で解決していくことが求められる中、市民が主体となった社会システムへの再構築を図っていかなければなりません。

これらに対応していくためには、市民の行政やまちづくりへの主体的な参加を推進することが不可欠であり、その仕組みづくりや環境の整備が求められています。さらに、行政・市民・事業者・自治会・ボランティア団体など、さまざまな主体が相互に信頼関係を構築し、それぞれが自らの知恵や資源を重ね合わせることで、地域課題に取り組んでいく協働によるまちづくりが必要となっています。

本市の現状と課題

本市では、これまで市民の行政への参加意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、懇談会や市政アンケートなどによる種々の広報広聴活動に努めてきています。また、市民との協働を行政改革の柱の一つに位置付け、審議会委員の公募の拡充やアドプト制度の導入、ボランティア活動の活性化など、市民との協働に向けてさまざまな施策に取り組んでいます。

しかしながら、協働の仕組みが未整備であったり、協働に対しての理解が不十分であることにより、協働事業の実例はあまり多くありません。このため、協働に関する意識啓発はもちろんのこと、人材の育成や活動拠点の確保など、市民の主体的な活動を支援するとともに協働のルールづくりを行い、多様な主体間の協働を推進するなどの取り組みを進めていかなければなりません。

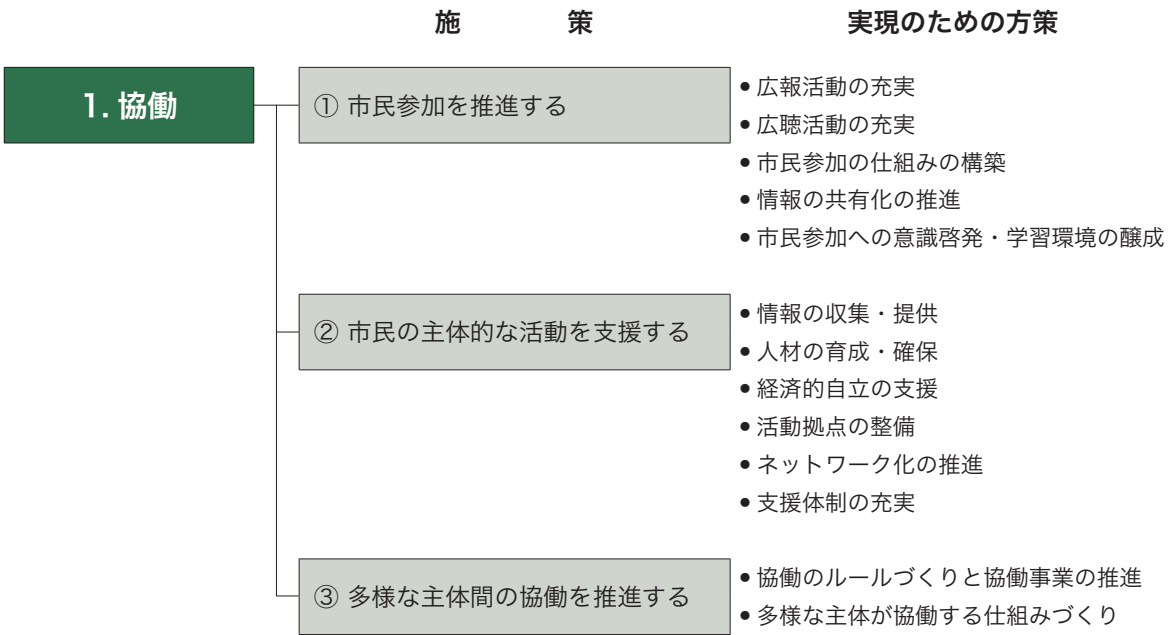
これらの協働をより一層進めていくためには、さらなる総合的な施策の推進が必要です。

引き続き、情報公開・情報提供を進めるとともに、企画段階からの政策立案や進行管理などに参加できるような市民参加の仕組みを整備するなど、市民参加を推進することも求められています。



- 審議会などへの市民参加が進んでいます
(公募委員のいる審議会の割合)
- 市民公益活動団体の活性化が図られています
(市民公益活動団体数)
- 多様な主体と行う協働事業が増加しています
(協働事業数)

施策体系



序章

1章

2章

3章

4章

5章

1	1
2	2
3	3
4	4
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5

2 コミュニティ

背景

地域コミュニティ（地域社会）は、最も身近な社会として市民生活を支えているだけでなく、防災、防犯、子育て、教育、福祉、環境などの各分野において行政だけでは対応の難しい問題が増加したことにより、行政のパートナーとしての役割も大きくなっています。

しかし、少子高齢化、住民の意識の変化、さらに、核家族化の進行や個人のライフスタイルの多様化により、地域の連帯感が希薄化しています。

心豊かで、安全で安心な地域社会を形成していくため、地域における連帯感の向上を図り、地域の重要なテーマに自主的・主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり、活動支援が求められています。

本市の現状と課題

本市では、核家族化、情報化など生活の変化によって近隣とのつながりが希薄になり、コミュニティ意識が低下してきています。そのため、地域社会への参加意識の高揚と、市民一人ひとりが地域社会における課題に対して、主体的に取り組む意識の改革が必要となります。

また、小学校区を基準とする7地区で連合自治組織が形成されていますが、残り半数の小学校区では形成されていないのが現状です。地域の問題に地域で、自主的・主体的に取り組むため、今後は、自治組織への加入促進、単位自治会の活性化や連合自治組織の活性化に併せて、コミュニティ活動・地域づくり活動を支援していく必要があります。

活動拠点については、まず、公民館や学校施設などの地域社会に密接な既存施設をコミュニティ活動に活用するため、機能の充実や施設開放を進める必要があります。また、地元住民からなる組織に管理運営をゆだねられている3箇所のコミュニティセンターは、コミュニティ活動の拠点となっています。今後は、地域活動の拠点としてコミュニティセンターの適正配置について検討するとともに、地元住民を交えて既存施設のさらなる有効活用について検討を進めていく必要があります。

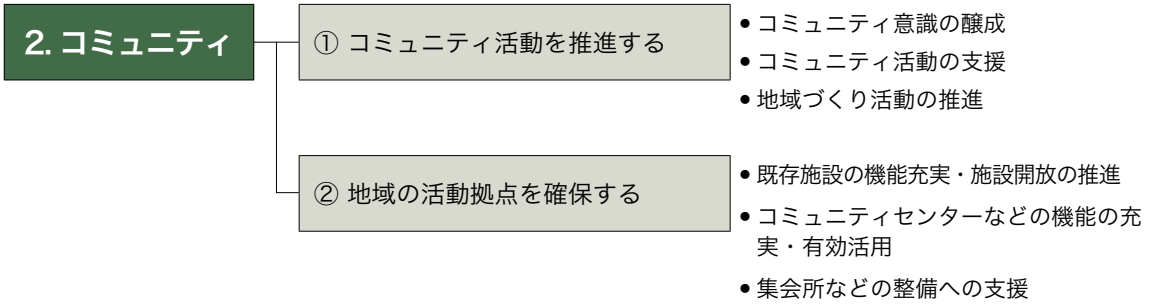
その他、コミュニティ活動拠点の一つとして、自治会が所有する集会所があります。現在、その多くが老朽化しており、建て替えや改修などの需用は増加すると考えられ、引き続き集会所整備への支援が必要となります。また、集会所を持たない自治会や、集会所の規模が小さく活動を行うことが困難な自治会もあり、代替施設を確保する上では、民間施設の活用なども視野に入れることが必要です。



- 市民一人ひとりの地域社会に対する参加が拡大しています
(自治組織加入率)
- コミュニティ活動の拠点が整っています
(コミュニティ活動利用可能施設数)

施策体系

施策 実現のための方策



小山田コミュニティセンター・
地域福祉センター（あやたホール）



日野コミュニティセンター（みのでホール）



清見台コミュニティセンター・地域福祉センター（くすのかホール）

序	1
章	2
	3
	4
1	1
章	2
	3
	4
	5
2	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4	1
章	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5	1
章	2
	3
	4
	5

3 情報化

背景

I T 革命と呼ばれるほどに急速に情報通信技術が進んでおり、電子商取引や金融、教育、医療など社会・経済活動の各分野におけるデジタル化、ネットワーク化も急速に進展してきています。

行政の各分野においても、I T を活用した行政サービスの向上などに対する期待が一段と高まっており、情報化の流れは、今や基盤整備からサービスの充実の段階へと移りつつあります。一方、情報化が進めば進むほど個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティの確保が問題となっています。

本市の現状と課題

本市では、電子市役所実現に向け、全庁的観点から取り組むべき主要項目について掲げた I T 化推進アクションプランに基づいて情報化を進めています。

また、深刻な事態をもたらす情報漏えいや事故などの発生を未然に防止するため、市情報セキュリティポリシーを策定し、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティの確保に努めています。

今後とも、市民が情報化の恩恵を十分に享受できるよう、行政サービスの情報化および都市経営のための情報化を進めるとともに、情報セキュリティの向上にも十分に留意する必要があります。



- 行政サービスの情報化が進んでいます
(行政サービスの電子化件数)
- 情報化に対応した行政情報の提供が行われています
(市ホームページへのアクセス件数)
- 都市経営のための情報化が進んでいます
(庁内事務の電算化件数)

施策体系

施策

実現のための方策

3. 情報化

① 行政サービスの情報化を進める

- ワンストップ・ノンストップの行政サービスの提供
- ユニバーサルデザインへの対応
- 行政情報の提供手段の多様化

② 新しい都市経営のための情報化を進める

- ナレッジマネジメントの実現
- 業務の電算化による効率化

③ 情報資産に対する脅威に対応する

- 情報セキュリティポリシーの適正運用によるセキュリティ対策の強化



※ワンストップ・ノンストップの行政サービス

インターネットなどを通じて、いつでもどこからでも、各種の申請・届出などさまざまな行政サービスを提供できるようにすること。

※ユニバーサルデザイン (Universal Design : UD)

ユニバーサルデザインとは、できるだけさまざまな人にとって、まちやものを使いやすくすることを指す。UDの考え方は、生活のさまざまな場所や状況に関わることから、建築、住宅、交通、まちづくり、工業製品、日用品、情報など多岐に渡り適用される。

※ナレッジマネジメント

組織内部にあるさまざまな知識やノウハウなどを総合的に管理し、それらを知的資本として、組織経営に積極的に活用すること。

※情報セキュリティポリシー

組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。

どの情報をだれが読み取れるようにするか、どの操作をだれに対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めたもの。

4 行財政運営

背景

地方分権の進展や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に伴い、ますます複雑多様化する行政需要に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、時代の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる行財政運営の体制や仕組みを整備していく必要があります。

特に、近年の三位一体改革に象徴されるように、国から地方への権限や税財源の移譲の流れが今後一層加速することが予想されることから、厳しい財政状況の中で「最少の経費で最大の効果」を上げるべく、職員の意識改革を含む行財政改革を進めるとともに、「自ら考え、自ら行動する」自律的な地域づくりへの取り組みが求められています。

本市の現状と課題

本市では、数次にわたる行政改革大綱や財政健全化プログラム（案）に基づき、時代の要請に対応した行財政運営システムの再構築に向けて改革に取り組んでいます。

今後、権限や税財源の移譲、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少など、これまで経験したことのない局面を迎える中、さらなる行財政改革の推進により、行財政構造を抜本的に見直すとともに、市民と一体となった新しい市政運営の仕組みを構築していくことが急務となっています。

特に、これまでの取り組みを基本とした、コストを意識した成果と目標の明確化と、行政運営のPDCAサイクルの確立、計画的な行政の推進、進行管理体制の充実を進める中で、行政経営の仕組みの確立を進める必要があります。

また、急激な環境変化に対応し、横断的な課題にも対応し得る行政体制を確立するため、簡素で柔軟な組織体制の整備を進めるとともに、能力開発による職員の資質向上、能力と実績に応じた人事給与制度の導入などを進めなければなりません。

さらに、行政資源を有効に活用するため、事務事業の効率化の徹底はもとより、民間活力を最大限活用したサービス提供を推進するとともに、行政の守備範囲を見直し、行政が担う役割の整理を行う必要があります。

また、適正な歳出執行の観点から適正な入札・契約制度の確立、公共施設の適正な配置と維持・更新に努めなければなりません。歳入に関しては、適正課税の推進や申告・納税環境の整備・充実及び徴収・滞納整理体制の強化・充実による市税徴収率の向上、使用料・手数料などの定期的な見直しによる受益者負担の適正化に取り組む必要があります。



- 市政に対する満足度が高まっています
(「市全体」に関する市民満足度)
- 財政の健全性が高まっています
(経常収支比率)

施策体系

施策

実現のための方策

4. 行財政運営

① 計画的な行政運営のための仕組みを構築する

- 計画的な行政の推進
- 進行管理体制の充実

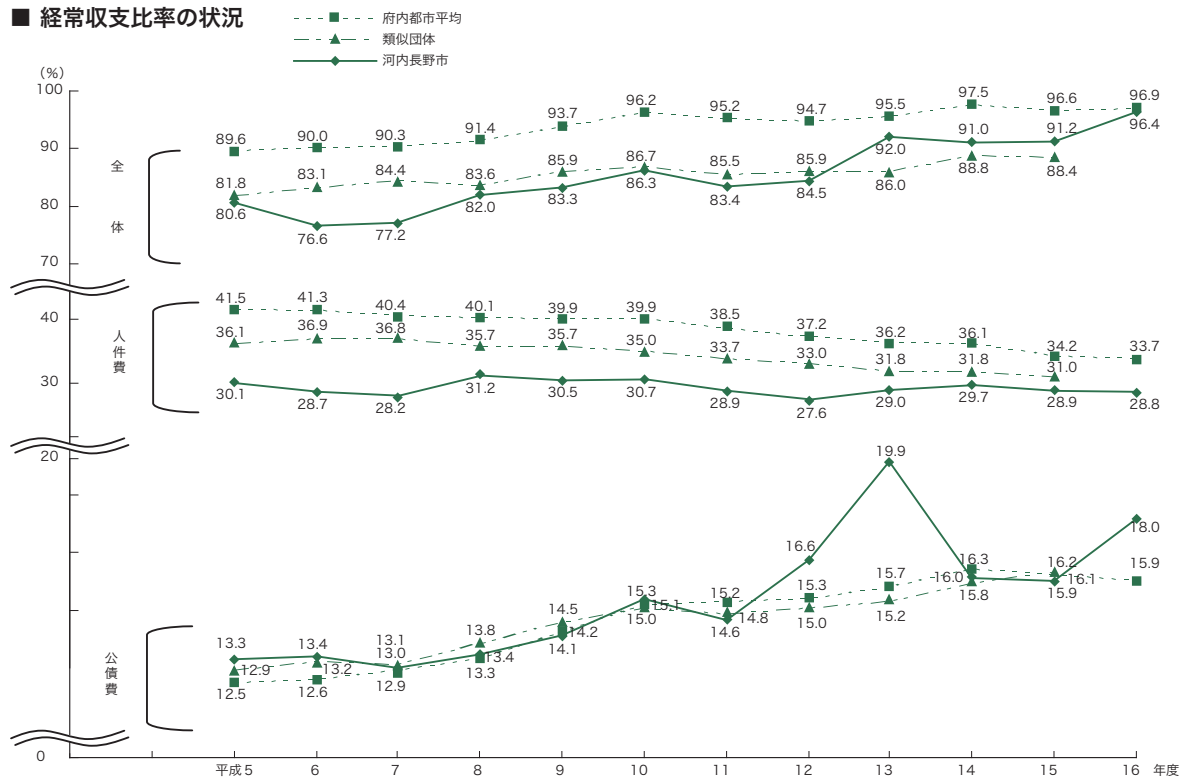
② 環境変化に対応した行政体制を確立する

- 簡素で柔軟な組織機構の整備
- 職員の能力を最大限発揮させる人事制度の活用

③ 行政資源を有効に活用する

- 事務事業の効率化の徹底
- 民間活力の活用
- 適正課税の推進・市税徴収率の向上
- 受益者負担の適正化
- 適正な入札・契約制度の確立
- 公共施設の適正な配置と維持・更新

■ 経常収支比率の状況



5 広域行政

背景

交通基盤の整備や情報化の進展に伴い、市民の生活行動範囲は、行政上の市域を越えて広域化しており、今後さらに市域にとらわれない施策の重要性が増大すると考えられます。

また、地方分権の進展などの環境変化に伴い、個々の自治体での業務が増加する中で、一つの自治体で処理するより近隣市町村との共同で実施する方が効率的・効果的なもの、あるいは、環境や交通など関係する自治体が相互に連携を図らなければ目標達成や課題解決が困難な施策については、共同化を推進し、高度な行政サービスを提供することが求められています。

本市の現状と課題

これまで、南河内地域広域行政推進協議会の取り組みなど、広域行政を推進するとともに、近隣市町村と共同してごみ処理、流域下水道管理、小児救急医療などを行ってきたところです。

しかし、南河内地域広域行政圏域の変更など近隣市町村を取り巻く環境も大きく変化してきています。

今後は、市民の生活行動圏の拡大に対応した広域施策のニーズを的確に把握するとともに、近隣市町村が共同で処理する方が効率的・効果的な事務事業については、広域連携の強化を図りながら質の高い行政サービスを提供する必要があります。また、地域資源の循環につながる効果的な広域行政を展開しながら、近隣市町村との信頼関係を醸成していきます。



- 広域連携の強化により、共同処理が効率的・効果的な事務事業が共同で実施されています
(広域で共同実施する事業数)

施策体系

施策 実現のための方策

5. 広域行政

① 広域連携による行政サービスを推進する

- 広域連携の強化
- 広域事業の推進
- 共同処理の充実



南河内清掃施設組合 第2 清掃工場

序章	1
	2
	3
	4
1章	1
	2
	3
	4
	5
2章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
3章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
4章	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
5章	1
	2
	3
	4
	5

○河内長野市民憲章

昭和 42 年 11 月 3 日 制定

金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。

1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。

美しい山河に恵まれたこのまちは、健全な身心を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。

1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。

多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切にし、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。

1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。

創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもち、豊かな生活をきずきましょう。

1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。

次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。

1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。

平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましょう。



河内長野市 第4次総合計画 付属資料

- 河内長野市第4次総合計画策定方針
- 策定体制
- 主な策定の経過
- 総合計画審議会委員名簿
- 諮問書・答申書
- 河内長野市を元気にする提言（概要）
- 関係法令

河内長野市第4次総合計画策定方針

(1) 計画策定の趣旨

- 本市は、昭和45年3月に、「緑の健康都市」として、健康で明るく文化的な都市づくりの実現をめざし、目標年次をおおむね昭和60年とする総合計画を策定した。
- 昭和60年6月には、総合計画の理念を継承しながら、目標年次を10年後（西暦1995年）とした新総合計画を策定し、潤いと活気のある成熟した「緑の健康都市」を市民みんなの力で築くことを目標に、まちづくりを進めてきた。
- さらに、時代潮流の急激な変化や都市機能の高度化さらには市民参加の高まりの流れの中で、平成7年9月に、目標年次を平成17年度とする第3次総合計画を策定し、「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」を都市の将来像としてまちづくりをすすめてきた。
- 社会経済状況の激変により、景気の低迷が長引き、国・地方を通じ厳しい財政状況の中、少子・高齢化の進行、人口の減少、環境共生型社会の実現、IT革命の進展などの重要課題への対応が今後さらに求められる状況にある。
- 以上の基本的な流れを受け、今回、第3次総合計画の計画期間到来を目前に控え、平成18年度以降の、新しいまちづくりの指針とするため、第4次総合計画を策定する。

(2) 時代潮流への対応と計画策定の視点

第4次総合計画策定にあたり、時代潮流への対応と計画策定の視点として、以下のとおり想定する。

① 時代潮流への対応

今後、想起される時代潮流を把握し、行政課題を検討する。

少子・高齢化の進行（人口減少時代の到来）

環境問題への取り組み

情報化の進展

相互扶助社会への移行

地方分権の動き

広域行政のあり方 など

② 計画策定の視点

次の観点から計画を策定する。

市民参画による計画づくり

計画策定過程に各種の市民参加方式を取り入れるものとする。とりわけインターネットを基軸とするツールにより、市民意見や提案を収集し、基本構想ではパブリックコメントを実施する。

策定過程の情報を提供する計画づくり

策定の段階で、策定作業や内容を可能な限り、広報紙・インターネット等で情報提供し、広く市民の声を聴き、策定過程においても柔軟な意見反映を心掛ける。

分かりやすい計画づくり

計画の都市像・ビジョンなどを市民に分かりやすく表現するとともに、施策・事業の位置付けや目的、目標・達成度が明確になる内容のものとする。

(3) 計画の構成及び期間

① 構成

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

② 期間

1) 「基本構想」 10年間（平成18年度～平成27年度）

基本構想の目標として、おおむね10年を想定する。

2) 「基本計画」 10年間（平成18年度～平成27年度）

社会経済情勢の動向等を見極めつつ、10年間の計画として策定する。

3) 「実施計画」 3年間

1年ごとのローリング方式で3年間の計画として策定する。

(4) 計画の基本方針

① 「網羅的薔薇色型計画」から「重点的成果主義型計画」への転換

社会経済環境の激変（右肩上がりの時代の終焉）を受け、重点的成果主義を視点においた計画とする。

② 施策の目標・達成度の明確化

実現可能で明確な目標のもとに、評価や成果の視点を考慮した総合計画体系の構築を行い、事務事業評価などの評価システムの確立に基づき、達成度の明確化に努める。

(5) 策定体制

① 庁内体制

1) 河内長野市総合計画策定委員会

助役を会長とし、委員には収入役、教育長、水道事業管理者、参与及び部長級の職員で構成する。策定委員会に策定部会を置く。策定委員会は、策定部会において作成された基本構想素案及び基本計画素案（以下「基本構想等素案」という。）を審議し、基本構想等素案の最終決定機関とする。

1. 総合計画案の策定に関すること。
2. 総合計画についての調査研究に関すること。
3. その他総合計画策定について必要な事項の決定に関すること。

2) 策定部会

策定部会は、部会長及び部会員で組織し、部長級、次長級、課長級の職員で構成する。策定部会に作業部会を置く。策定部会は、作業部会を指揮し基本構想等の素案の作成を行う。

1. 総合計画素案の作成に関すること。
2. 分野別計画素案の作成に関すること。
3. その他素案の作成に関すること。

3) 作業部会

作業部会は、関係課の課長補佐級以下の職員によって構成する。作業部会は、策定部会の指示に基づき、基本構想等の素案作成作業等を行う。

1. 総合計画素案の作成作業に関すること。
2. 分野別計画素案の作成作業に関すること。
3. 総合計画策定資料の作成に関すること。

② 市民参加

計画策定にあたっては、各年代層の市民、各団体等に働きかけ、十分な市民参加を促す。

1. 公募市民委員の起用（総合計画審議会）
2. 市民アンケート調査（対象は3,000件）
3. まちづくり市民会議（仮称）の開催・提言
4. 郵送・FAX・インターネット活用による意見・提言
5. 作文や絵画の募集（一般、学生等対象）
6. 市民まちづくりフォーラム（仮称）の開催
7. パブリックコメントの実施 など

③ 職員参加

計画策定にあたっては、幅広い職員の参加を図り、職員の専門知識と創意工夫を計画に生かすとともに、横断的な施策展開が図れる計画とする。

1. 職員アンケートの実施
2. 策定委員会・策定部会・作業部会等、計画策定への幅広い職員参加 など

④ 第4次総合計画審議会の設置

河内長野市総合計画審議会条例に基づき第4次総合計画審議会を開催する。

審議会委員の市民公募

市民参加を推進するため、審議会委員の公募を行う。

策定体制

① 総合計画審議会

- 〈構成〉 市議会議員（6名） 市民（各種団体：11名 公募：15名）
学識経験者（7名） 市及び関係行政機関の職員（2名） 計41名
- 〈期間〉 平成16年8月28日（諮問）～平成17年6月18日（答申）
- 〈会議〉 のべ28回
 - 全 体 会 会 6回
 - 部 会 会 3部会 各5回 計15回
 - 正副部会長会議 7回

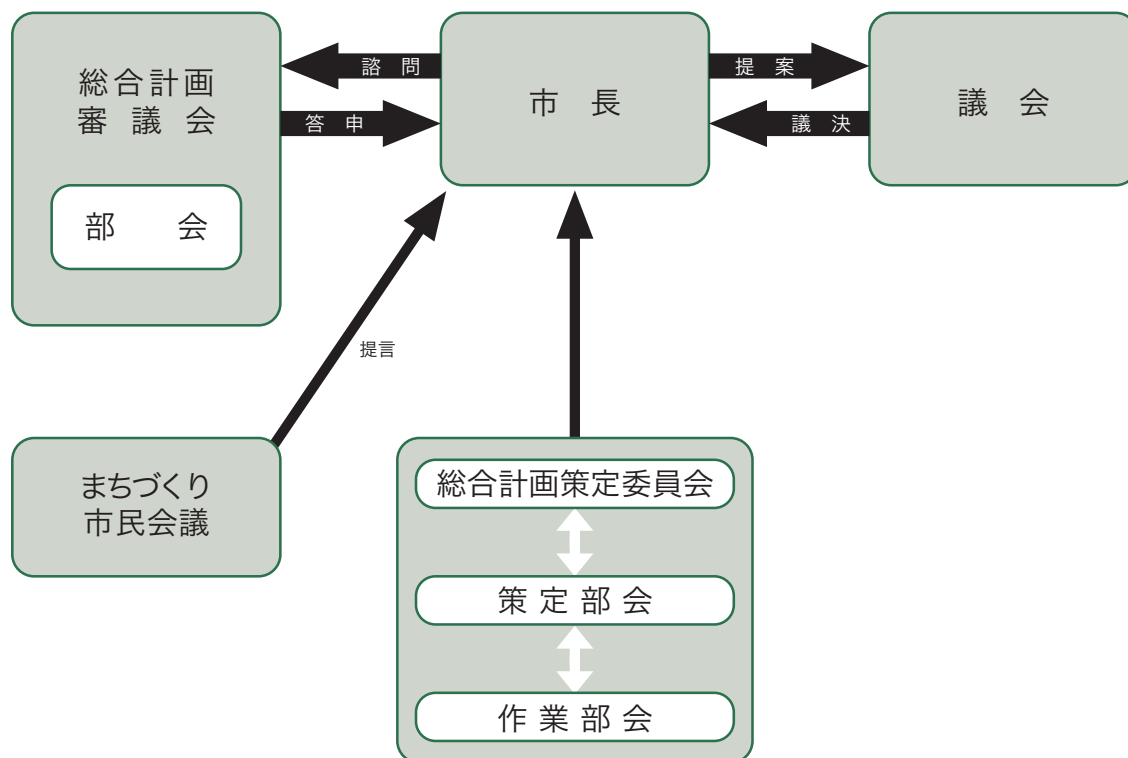
② 市民参加

- ・河内長野市第4次総合計画策定のための市民アンケート調査の実施（平成15年7月～8月）
有効発送数：3,071名（16歳以上の市民）
有効回答数：1,842名（有効回収率 60.0%）
- ・総合計画まちづくり市民会議の開催（平成15年10月～平成16年3月）
公募による17名の市民で構成
7回にわたる会議開催により「河内長野市を元気にする提言」を取りまとめ
- ・「ぼくの、わたしの未来のまち河内長野」絵画募集（平成15年12月～平成16年1月）
対 象 小学生 応募総数：96点
- ・「わがまち河内長野の未来」作文募集（平成15年12月～平成16年1月）
対 象 中学生以上 応募総数：33点
- ・市制50周年記念第4次総合計画まちづくりフォーラムの開催（平成16年5月）
参 加 者 約200人（市民交流センター）
内 容 絵画・作文表彰、市民会議「提言」発表、基調講演、パネルディスカッション
- ・総合計画審議会委員の募集（平成16年5月～6月）
対 象 15歳以上の市内在住・在学・在勤者
応 募 45名（選考により15名を任命）
- ・基本構想（素案）に対する意見募集（平成17年3月～4月）
実施主体 総合計画審議会
意見提出 個人2件 団体・グループ3件
- ・総合計画ホームページの開設（平成15年9月～）
総合計画審議会の資料・会議録をはじめ、委員・意見募集など、策定に関するさまざまな情報を公開・提供

③ 庁内

- ・総合計画策定委員会 9回
構 成 助役、収入役、教育長、部長級
- ・総合計画策定委員会・策定部会 各5回
構 成 分野別に3部会（福祉・教育、都市・環境・経済、協働・行財政）
部長級～課長級 計24名
- ・総合計画策定委員会・作業部会 各7回
課長補佐級～係長級 計42名
- ・「河内長野市を元気にする提言」職員提案募集（平成15年12月）
提案総数 28件

策定組織イメージ図（参考）



主な策定の経過

太字は市民参加、総合計画審議会関係

平成 15 年	7 月 16 日	市民アンケート調査実施
	～ 8 月 12 日	
	7 月 29 日	第 1 回総合計画策定委員会
	9 月 1 日	総合計画ホームページ開設
	9 月 1 日	総合計画まちづくり市民会議参加者募集
	～ 19 日	
	10 月 18 日	第 1 回総合計画まちづくり市民会議
	11 月 4 日	第 2 回総合計画策定委員会
	11 月 8 日	第 2 回総合計画まちづくり市民会議
	12 月 6 日	第 3 回総合計画まちづくり市民会議
	12 月 18 日	「ぼくの、わたしの未来のまち河内長野」 絵画募集
	～ 1 月 23 日	
	12 月 18 日	「わがまち河内長野の未来」 作文募集
	～ 1 月 30 日	
	12 月 19 日	「河内長野市を元気にする提言」 職員提案募集
	～ 1 月 19 日	
平成 16 年	1 月 24 日	第 4 回総合計画まちづくり市民会議
	2 月 21 日	第 5 回総合計画まちづくり市民会議
	3 月 13 日	第 6 回総合計画まちづくり市民会議
	3 月 31 日	第 7 回総合計画まちづくり市民会議
	5 月 15 日	市制 50 周年記念第 4 次総合計画まちづくりフォーラム
	5 月 15 日	総合計画審議会委員募集
	～ 6 月 30 日	
	6 月 2 日	第 3 回総合計画策定委員会
	7 月 13 日	第 1 回総合計画策定委員会・策定部会（合同会議）
	7 月 20 日	第 1 回総合計画策定委員会・作業部会（合同会議）
	8 月 4 日	第 2 回総合計画策定委員会・作業部会（協働・行財政）
	8 月 6 日	第 2 回総合計画策定委員会・作業部会（福祉・教育）
	8 月 6 日	第 2 回総合計画策定委員会・作業部会（都市・環境・経済）
	8 月 20 日	第 3 回総合計画策定委員会・作業部会（福祉・教育）
	8 月 20 日	第 3 回総合計画策定委員会・作業部会（都市・環境・経済）
	8 月 24 日	第 3 回総合計画策定委員会・作業部会（協働・行財政）
	8 月 28 日	第 1 回総合計画審議会
	9 月 3 日	第 4 回総合計画策定委員会・作業部会（福祉・教育）
	9 月 7 日	第 4 回総合計画策定委員会・作業部会（都市・環境・経済）
	9 月 7 日	第 4 回総合計画策定委員会・作業部会（協働・行財政）
	10 月 11 日	第 2 回総合計画審議会
	11 月 7 日	第 3 回総合計画審議会
	11 月 7 日	第 1 回総合計画審議会・調和と共生のまちづくり部会
	11 月 7 日	第 1 回総合計画審議会・元気なまちづくり部会
	11 月 7 日	第 1 回総合計画審議会・協働のまちづくり部会
	11 月 11 日	第 1 回総合計画審議会・正副部会長会議
	11 月 28 日	第 2 回総合計画審議会・元気なまちづくり部会
	11 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会・作業部会（福祉・教育）
	11 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会・作業部会（都市・環境・経済）
	11 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会・作業部会（協働・行財政）

平成 17 年	12 月 5 日	第 2 回総合計画審議会・調和と共生のまちづくり部会
	12 月 12 日	第 2 回総合計画審議会・協働のまちづくり部会
	12 月 13 日	第 2 回総合計画審議会・正副部会長会議
	12 月 18 日	第 3 回総合計画審議会・元気なまちづくり部会
	12 月 23 日	第 3 回総合計画審議会・調和と共生のまちづくり部会
	1 月 8 日	第 3 回総合計画審議会・協働のまちづくり部会
	1 月 14 日	第 4 回総合計画策定委員会
	1 月 17 日	第 3 回総合計画審議会・正副部会長会議
	1 月 30 日	第 4 回総合計画審議会・調和と共生のまちづくり部会
	1 月 30 日	第 4 回総合計画審議会・元気なまちづくり部会
	1 月 30 日	第 4 回総合計画審議会・協働のまちづくり部会
	2 月 11 日	第 5 回総合計画審議会・調和と共生のまちづくり部会
	2 月 11 日	第 5 回総合計画審議会・協働のまちづくり部会
	2 月 12 日	第 5 回総合計画審議会・元気なまちづくり部会
	2 月 15 日	第 4 回総合計画審議会・正副部会長会議
	2 月 18 日	第 2 回総合計画策定委員会・策定部会（合同会議）
	3 月 3 日	第 5 回総合計画策定委員会
	3 月 4 日	第 5 回総合計画審議会・正副部会長会議
	3 月 13 日	第 4 回総合計画審議会
	3 月 19 日	基本構想（素案）に対する意見募集
	～ 4 月 18 日	
	4 月 8 日	第 6 回総合計画策定委員会・作業部会（福祉・教育）
	4 月 8 日	第 6 回総合計画策定委員会・作業部会（都市・環境・経済）
	4 月 8 日	第 6 回総合計画策定委員会・作業部会（協働・行財政）
	4 月 13 日	第 7 回総合計画策定委員会・作業部会（都市・環境・経済）
	4 月 13 日	第 7 回総合計画策定委員会・作業部会（協働・行財政）
	4 月 14 日	第 7 回総合計画策定委員会・作業部会（福祉・教育）
	4 月 20 日	第 3 回総合計画策定委員会・策定部会（福祉・教育）
	4 月 20 日	第 3 回総合計画策定委員会・策定部会（都市・環境・経済）
	4 月 21 日	第 3 回総合計画策定委員会・策定部会（協働・行財政）
	4 月 28 日	第 6 回総合計画策定委員会
	5 月 9 日	第 6 回総合計画審議会・正副部会長会議
	5 月 21 日	第 5 回総合計画審議会
	6 月 3 日	第 7 回総合計画審議会・正副部会長会議
	6 月 18 日	第 6 回総合計画審議会
	6 月 22 日	第 4 回総合計画策定委員会・策定部会（福祉・教育）
	6 月 23 日	第 4 回総合計画策定委員会・策定部会（都市・環境・経済）
	6 月 23 日	第 4 回総合計画策定委員会・策定部会（協働・行財政）
	6 月 27 日	第 7 回総合計画策定委員会
	8 月 2 日	第 5 回総合計画策定委員会・策定部会（都市・環境・経済）
	8 月 3 日	第 5 回総合計画策定委員会・策定部会（福祉・教育）
	8 月 3 日	第 5 回総合計画策定委員会・策定部会（協働・行財政）
	8 月 5 日	第 8 回総合計画策定委員会
	8 月 15 日	第 9 回総合計画策定委員会
	9 月 27 日	基本構想を定めることについて市議会にて議決

総合計画審議会委員名簿

会 長 ／ 増田 昇（大阪府立大学教授・学識経験を有する者）
副会長 ／ 福井 逸治（大阪千代田短期大学教授・学識経験を有する者）

調和と共生のまちづくり部会		
氏 名	職 業 など	選 出 区 分
井上 壽子	公 募	一般公募委員
大北 国栄	河内長野市議会議員	市議会議員
岡林扶美子	公 募	一般公募委員
梶田 忠博	河内長野市老人クラブ連合会会長	各種団体の代表
河原 純子	河内長野市地域女性団体協議会会長	各種団体の代表
木下 光	公 募	一般公募委員
高橋 功	公 募	一般公募委員
谷村 勇	河内長野市三師会会長	各種団体の代表
○農野 寛治	大谷女子大学助教授	学識経験を有する者
○前中 久行	大阪府立大学大学院教授	学識経験を有する者
水谷 邦子	公 募	一般公募委員
宮本 哲	河内長野市議会議員	市議会議員
森尾 陸子	河内長野市社会福祉協議会会長	各種団体の代表

元気なまちづくり部会		
氏 名	職 業 など	選 出 区 分
岩本 克巳	河内長野市商工会会長	各種団体の代表
大田 貞	公 募	一般公募委員
○加藤 司	大阪市立大学助教授	学識経験を有する者
北之橋貴美枝	河内長野市文化連盟会長	各種団体の代表
木ノ本 寛	河内長野市議会議員	市議会議員
坂部 嘉紀	公 募	一般公募委員
澤口 寛	大阪南農業協同組合代表理事組合長	各種団体の代表
島田 洋行	河内長野市議会議員	市議会議員
谷口 幸生	公 募	一般公募委員
中谷 卓司	大阪府森林組合代表理事組合長	各種団体の代表
馬場 博子	公 募	一般公募委員
○福井 逸治	大阪千代田短期大学教授	学識経験を有する者
寶楽 陸寛	公 募	一般公募委員

協働のまちづくり部会		
氏 名	職 業 など	選 出 区 分
太田 寿忠	公 募	一般公募委員
木之下純子	公 募	一般公募委員
小幡 斉	大阪府企画調整部企画室参事	市及び関係行政機関の職員
芝本 清一	河内長野市青少年健全育成協議会会長	各種団体の代表
白木 直子	公 募	一般公募委員
○田中 晃代	梅花女子大学・近畿大学非常勤講師	学識経験を有する者
田中 喜佳	河内長野市議会副議長	市議会議員
常石 宜子	かわちながのボランティア活動推進委員会会長	各種団体の代表
○久 隆浩	近畿大学助教授	学識経験を有する者
藤 進	河内長野市助役	市及び関係行政機関の職員
溝端 繁	河内長野市防犯協議会会長	各種団体の代表
村上いづ美	公 募	一般公募委員
柳田 吉範	河内長野市議会議員	市議会議員
横谷 卓也	公 募	一般公募委員

委員 41 名 敬称略 各部会ごと五十音順

○は部会長 ○は副部会長

「職業など」については任命時のものを記載（ただし、一般公募委員は公募と記載）

※委員の異動：平成 17 年 3 月 31 日 神田経治（大阪府企画調整部企画室参事）解職
平成 17 年 4 月 1 日 小幡 斉（大阪府企画調整部企画室参事）任命

諮問書・答申書

河長企企第 44号
平成16年8月28日

河内長野市総合計画審議会
会長 増田 昇 様

河内長野市
市長 橋上 義孝

河内長野市第4次総合計画の基本構想案の策定について（諮問）

本市では、平成7年に策定しました「第3次総合計画」が平成17年度で計画期間の満了を迎えることにより、平成27年度を目標年次とした「第4次総合計画」（平成18年度～平成27年度）を策定しようとするものです。つきましては、河内長野市総合計画審議会条例第2条に基づき、河内長野市第4次総合計画の基本構想案の策定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

平成17年6月18日

河内長野市長
橋上 義孝 様

河内長野市総合計画審議会
会長 増田 昇

河内長野市第4次総合計画の基本構想案について（答申）

平成16年8月28日付け河長企企第44号をもって諮問のありました河内長野市第4次総合計画の基本構想案につきまして、延べ28回にわたる会議での審議および市民等からの意見募集の結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、市民参加のもとで着実な実現に努められるようお願いします。

河内長野市を元気にする提言（概要）

河内長野市第 4 次総合計画 まちづくり市民会議

平成 16 年 3 月 31 日

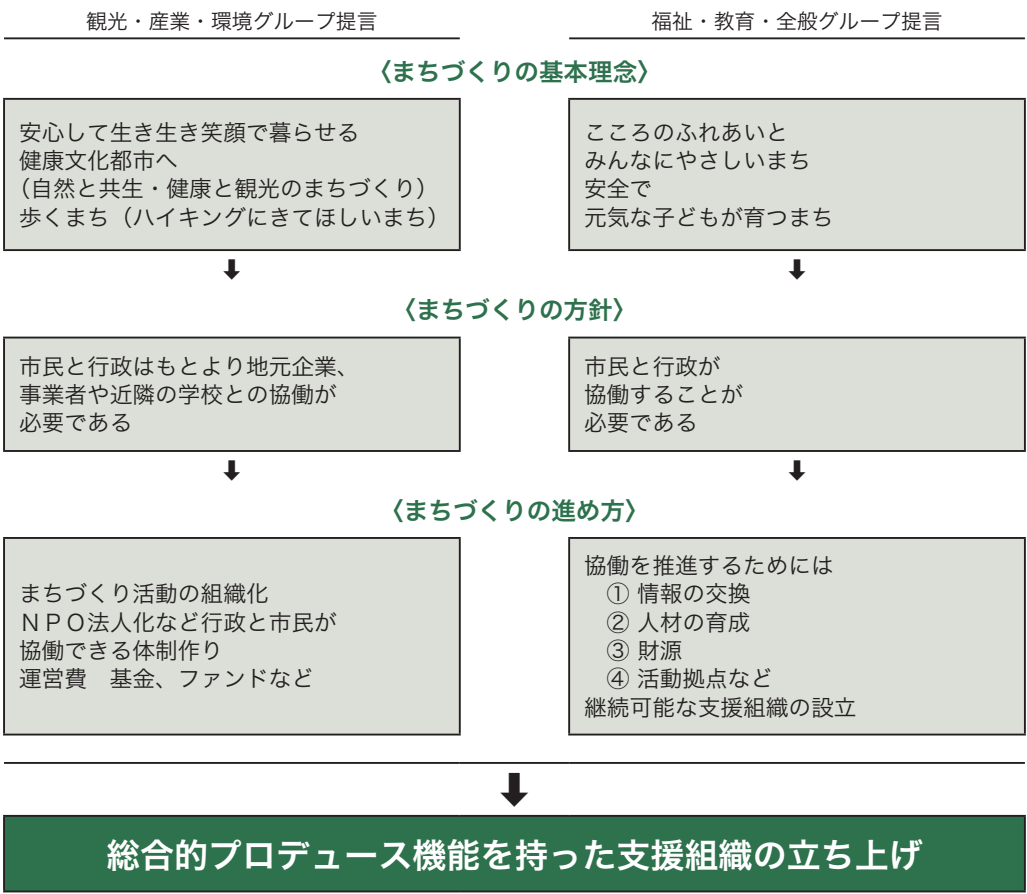
1. 市民会議の目的と討議経過

- ①まちづくり市民会議は平成 18 年度よりスタートする「第 4 次総合計画」を策定するに先立ち「河内長野市を元気にする提言」をテーマに議論し、市民レベルでの提言を行うために市の募集に応募した 17 名のメンバーで構成されました。
- ②市民会議は、総合計画策定に反映すべき提言を「あり方（まちづくりの理念やイメージ）」と「やり方（その実現のための施策）」を中心に討議しました。期間は平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月までの 6 ヶ月間に 7 回の会議を開催しました。グループ編成として観光・産業・環境グループと福祉・教育・全般の 2 グループに分れて議論を行いました。所定の日程以外に両グループで延べ 5 回にわたって会合を自発的に行い、熱心に討議を重ねました。

2. 河内長野市を元気にする提言

河内長野市を元気にするため、「総合的プロデュース機能を持った支援組織の立ち上げ」を提言します。

〈提言概要〉 まちづくりの理念と進め方



関係法令

地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号

第 2 条第 4 項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

河内長野市総合計画審議会条例

昭和 43 年 10 月 21 日 条例第 37 号

（設置）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、河内長野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ河内長野市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は委員 50 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市及び関係行政機関の職員

（任期）

第 4 条 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第 6 条の 2 会長が必要と認めたときは、審議会の所掌事務を分掌させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選による。

3 部会長は、第 1 項の規定によりその部会に分掌させられた事務を掌理し部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は市長の定める課（室）において処理する。

（雑則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則（略）



河内長野市第4次総合計画

■ 発行・河内長野市 〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号 TEL. 0721-53-1111

■ 編集 企画総務部企画経営室 平成17年12月発行

■ ホームページ <http://www.city.kawachinagano.osaka.jp>

◎第4次総合計画基本計画 各施策分野における「目指すまちの姿（指標）」一覧

「目指すまちの姿（指標）」は、5つの「まちづくりの目標」における施策分野ごとに、基本計画の目標年次の時点での達成を目指す本市の状態およびそれを測定する指標を設定したものです。
なお、基本計画そのものの見直しにかかわらず、社会状況の変化などに伴い、変更する場合があります。

（まちづくり目標）Ⅰ 環境調和都市

（基本目標）1.良好な自然環境の保全と創出 2.環境負荷の低減

基本施策 （施策の基本目標）		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 （平成22年度）	目標値 （平成27年度）	備考
(1)	自然環境	○自然や環境に満足する市民が増えています	「自然や環境への配慮」に関する市民満足度	27.7 %	28.3 %	28.3 %	市民意識調査で「やや満足」「非常に満足」と答えた人の割合
(2)	公園・緑地	○公園や緑地が市民に親しまれています	「公園や緑地などの環境」に関する市民満足度	26.6 %	35.0 %	40.0 %	市民意識調査で「やや満足」「非常に満足」と答えた人の割合
		○自治会、団体などによる自主的な公園愛護（アドプト）活動が広がっています	アドプト導入公園数	2 箇所	4 箇所	8 箇所	
		○緑が増えています	緑地面積	87.76 ha	95 ha	97 ha	
(3)	都市景観	○まちなみ、自然・歴史などの美しさに市民が満足しています	「まちなみ・自然・歴史などの美しさ」に関する市民満足度	39.6 %	47.0 %	50.0 %	市民意識調査で「やや満足」「非常に満足」と答えた人の割合
(4)	環境保全	○騒音・悪臭などの少なさに満足する市民が増えています	「騒音・悪臭などの少なさ」に関する市民満足度	30.5 %	34.9 %	34.9 %	市民意識調査で「やや満足」「非常に満足」と答えた人の割合
		○環境基準が達成されています	環境基準達成個所割合	0 %	50 %	100 %	水質：4地点
(5)	循環型社会	○各家庭から排出されるごみの量が抑制されています	1人1日当りのごみの排出量	732.1 g	713.9 g	700.0 g	
		○資源の再利用への取り組みが進んでいます	資源化率	28.0 %	30.9 %	33.3 %	
		○リサイクル施策や自然環境への取り組みに満足する市民が増えています	「リサイクル施策や自然環境への取り組み」に関する市民満足度	27.1 %	32.1 %	37.1 %	市民意識調査で「やや満足」「非常に満足」と答えた人の割合

（まちづくり目標）Ⅱ 共生共感都市

（基本目標） 1.地域福祉の充実 2.健康づくりの推進 3.人権の尊重

基本施策 （施策の基本目標）		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 （平成22年度）	目標値 （平成27年度）	備考
(1)	人権・平和	○多くの企業が人権意識を高める取り組みを行っています	企業人権協議会参加企業数	51 企業	56 企業	61 企業	
		○人権が尊重されるまちづくりが進んでいます	「人権」に関する市民満足度	10.7 %	9.0 %	8.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
(2)	男女共同参画	○政策ならびに方針の立案および決定への男女共同参画が拡大されています	審議会などへの女性の参画率	25.1 %	30 %	40 %	
		○男女の地位が平等であるとする市民の割合が高まっています	「社会全体でみたとき男女の地位が平等である」とする市民の割合	女性9.0 % 男性20.7 %	男女とも30 %	男女とも40 %	
(3)	地域福祉	○まち全体としての健康・福祉に満足する市民が増えています	「健康・福祉について」に関する市民満足度	24.5 %	17.2 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○市民が主体となって地域福祉活動に取り組んでいます	地域福祉活動への参加者数	47,870 人	50,000 人	55,000 人	
(4)	高齢者福祉	○高齢者や障害者などにとっての暮らしやすいまちが実現しています	「高齢者・障害者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度	23.9 %	16.9 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○高齢者が元気に暮らしています	要介護認定を受けていない高齢者の数	17,711 人	21,114 人	23,885 人	
		○高齢者がまちづくりの活動に参加しています	まちづくり活動に参加した高齢者の割合	51.4 %	66.7 %	75.0 %	
(5)	障害者福祉	○高齢者や障害者などにとっての暮らしやすいまちが実現しています	「高齢者・障害者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度	23.9 %	16.9 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○障害者の積極的な社会参加を支援する環境が整っています	ホームヘルパーの派遣時間	16,822 時間	18,000 時間	20,000 時間	
		○障害者の就労環境が整備されています	障害者の雇用者数	218 人	224 人	224 人	

基本施策 (施策の基本目標)		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	備考
(6)	児童・ひとり親家庭福祉	○児童に対する福祉や子育てのしやすいまちが実現しています	「児童に対する福祉や子育てのしやすさ」に関する市民満足度	19.1 %	14.5 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○子どもの権利が養護されています	児童虐待相談件数	48 件	112 件	112 件	虐待発見割合を高め、同時に虐待予防の対策を実行する。
		○ひとり親家庭が自立しています	児童扶養手当の所得上昇による支給停止件数	65 件	88 件	102 件	

(7)	健康	○子どもの身体と心が健やかに育っています	乳児死亡率	3.3 人	3.2 人	3.2 人	※出生千対
			幼児死亡率	0.8 人	0.8 人	0.8 人	※人口10万対
		○健康的な生活習慣で、個々人が健康づくりに取り組んでいます	基本健康診査受診率	52.3 %	55.0 %	58.0 %	
			がん検診受診率	14.1 %	22.0 %	30.0 %	
		○高齢者が元気に暮らしています	要介護認定を受けていない高齢者の数	17,711 人	21,114 人	23,885 人	

(8)	社会保障	○国民健康保険事業が健全に運営されています	国民健康保険料の収納率	94.4 %	94.7 %	95.0 %	
		○生活保護世帯の自立が進んでいます	稼働世帯の割合	20.7 %	30.0 %	38.0 %	生活保護世帯のうち、働いている人がいる世帯の割合

(まちづくり目標)Ⅲ元気創造都市

(基本目標) 1. 元気な地域づくり 2. まちを担う人づくり 3. 産業の活性化

基本施策 (施策の基本目標)		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	備考
(1)	生涯学習	○まちづくりへの参画につながる学習を推進する基盤や仕組みが整っています	「生涯学習情報提供システム」登録数	2,141 件	10,000 件	12,000 件	
		○生涯学習の環境が整っています	「生涯学習の環境」に関する市民満足度	20.0 %	15.0 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
(2)	次世代育成	○少子化の進行が改善されています	年少人口比率	13.8 %	13.9 %	13.9 %	15歳未満人口の全人口に占める割合
		○出生率の低下が改善されています	出生率	1.08 人	1.20 人	1.20 人	一人の女性が一生に生む子どもの数
(3)	学校教育	○教育活動に協力する地域人材が増えています	地域人材の活用回数	343 回	480 回	700 回	
		○学校を「心の居場所」と感じる子どもが増えています	不登校の児童生徒数	144 人	110 人	70 人	
		○教育環境に満足する市民が増えています	「小中学校や幼稚園の教育環境」に関する市民満足度	19.6 %	14.8 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
(4)	社会教育	○社会教育の環境が充実しています	社会教育講座参加者数	5,183 人	5,500 人	5,800 人	市主催講座の目標
		○多くの市民が図書館を利用しています	図書館利用者数	657,324 人	680,000 人	680,000 人	
(5)	青少年育成	○非行が未然に防止されています	少年犯罪者数	3,317 人	3,000 人	3,000 人	現在なみに抑える。
		○地域社会におけるさまざまな体験の機会が充実しています	青少年講座参加者数	358 人	500 人	750 人	
		○青少年がさまざまな活動に参加しています	青少年リーダー数	55 人	70 人	100 人	
(6)	市民スポーツ	○スポーツの振興が図られています	スポーツ施設利用者数	695,796 人	750,000 人	800,000 人	
		○市民一人ひとりが、スポーツに親しむことができる場や機会が整っています。	「スポーツなど健康づくりの場や機会」に関する市民満足度	21.4 %	15.7 %	10 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○生涯学習スポーツの環境が整っています	総合型地域スポーツクラブ組織数	1 団体	3 団体	7 団体	

基本施策 (施策の基本目標)		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	備考
(7)	市民文化	○文化芸術活動などの環境に満足する市民が増えています	「文化芸術活動などの環境」に関する市民満足度	18.8 %	14.4 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○文化振興事業に参加する市民が増えています	文化振興事業参加者数	19,397 人	21,000 人	24,000 人	
		○貴重な歴史文化遺産が保全されています	指定登録文化財数	168 件	178 件	188 件	
(8)	国際交流	○国際交流活動を支える人が増えています	国際交流協会会員数	990 人	1100 人	1200 人	
		○日常的な国際交流活動が盛んに行われています	国際交流活動参加者数	4,109 人	4,300 人	4,600 人	
(9)	商業・サービス業	○商業地などの賑わいについて市民が満足しています	「商業地などの賑わい」に関する市民満足度	45.5 %	27.7 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○地域の商業・サービス業が活性化しています	商業・サービス業事業所数	1,167 件	1,200 件	1,200 件	現在の減少傾向に歯止めをかける。
(10)	工業	○地域の工業が活性化しています	工業事業所数	302 件	302 件	302 件	現在の減少傾向に歯止めをかける。
(11)	農業	○持続的な農業経営が行われています	農業従事者数	1,044 人	1,044 人	1,044 人	現在の減少傾向に歯止めをかける。
		○地産地消の仕組みが充実しています	朝市・直売所の売上高	約1,800 万円	6,000 万円	13,000 万円	
(12)	林業	○安定的な林業経営が行われています	林業従事者数	52 人	52 人	52 人	現在の減少傾向に歯止めをかける。
		○森林の保存活用に市民が参加しています	森林ボランティア登録数	0 人	50 人	100 人	
(13)	観光	○観光と産業の融合による新たな河内長野の魅力が創出されています	観光客数	799,885 人	1,000,000 人	1,200,000 人	
		○市民が主体となった観光受入体制が充実しています	観光ボランティア数	184 人	250 人	300 人	
(14)	勤労者	○安定した雇用環境が確保されています	平均勤続年数	11.3 年	11.5 年	11.5 年	現在の減少傾向に歯止めをかける。
		○勤労者が安心して働ける環境が整っています	勤労市民互助会加入率	10.8 %	10.8 %	10.8 %	現在の減少傾向に歯止めをかける。

（まちづくり目標）Ⅳ安全安心都市

（基本目標） 1. 日常生活における安全安心の確保 2. 非常時への対応 3. 都市基盤の質的な充実

基本施策 （施策の基本目標）		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 （平成22年度）	目標値 （平成27年度）	備考
(1)	危機管理	○安全で安心なまちづくりが進んでいます	「『安全・安心』について」に関する市民満足度	22.8 %	16.4 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
(2)	防犯	○犯罪の発生が減少しています	犯罪発生件数	1,985 件	1,900 件	1,800 件	
		○自主防犯体制が充実しています	自主防犯活動団体数	14 団体	30 団体	50 団体	
		○市民の安心感が高まっています	「防犯」に関する市民満足度	31.1 %	20.5 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
(3)	消防・救急救助	○市民の防火意識が高まっています	出火率	4.2 %	0 %	0 %	人口1万に対する火災発生率
		○火災などの災害による被害が減少しています	火災などの災害による負傷者数	14 人	0 人	0 人	
		○救急救助体制が充実しています。	救命率	10.4 %	100 %	100 %	蘇生した心肺停止患者の1ヵ月後の生存率
(4)	防災	○自然災害に対する対策が進んでいます	「防災」に関する市民満足度	20.2 %	15.1 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○地域の防災活動に市民が参画しています	防災組織化率	11.6 %	20.0 %	50.0 %	
(5)	治山治水	○土砂災害から住民の生命や財産が守られています	土砂災害発生件数	0 件	0 件	0 件	
		○河川改修により災害の発生が防止されています	河川災害発生件数	3 件	0 件	0 件	
(6)	消費生活	○消費者の意識や知識が高まっています	啓発など講座受講者数	902 人	1,200 人	1,500 人	
		○市民が消費生活について相談できる体制が整っています	消費者相談件数	1,931 件	2,080 件	2,150 件	高齢者人口の増加に伴う件数増
(7)	交通安全	○交通事故の被害者が少なくなっています。	交通事故発生件数	688 件	550 件	440 件	
(8)	交通体系	○バスなどの公共交通サービスに満足する市民の数が増えています	「バスなどの公共交通サービス」に関する市民満足度	12.1 %	31.0 %	49.8 %	
		○バスなどの公共交通サービスが充実しています	バス営業キロ数	237.7 km	237.7 km	237.7 km	現状の維持を目指す。
		○交通環境のバリアフリー化が進んでいます	バリアフリー基準の適合率	40.0 %	70.0 %	80.0 %	

基本施策 (施策の基本目標)		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	備考
(9)	道路	○道路や橋などの交通網に満足する市民の数が増えています	「道路や橋などの交通網」に関する市民満足度	38.4 %	33.4 %	28.4 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○道路の美化や維持管理などでは地域の住民などが積極的に参画しています。	アドプトロード団体数	7 団体	12 団体	17 団体	
(10)	市街地整備	○都市基盤の整備について満足する市民の数が増えています	「まち全体としての「都市基盤の整備」」に関する市民満足度	34.8 %	22.4 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
(11)	住宅	○公的な住宅が整備されています	公的住宅戸数	4,245 戸	4,245 戸	4,245 戸	
(12)	上水	○水道水に対する市民の安心度が維持されています	水質基準	満たしている	満たしている	満たしている	
		○安定給水の対策が進んでいます	基幹水道施設の耐震化率	7.5 %	10.0 %	11.6 %	
		○水道事業が健全に経営されています	水道事業会計の経常収益対経常費用比率	103 %	101 %	102 %	
(13)	下水	○水洗化が進んでいます	浄化槽を含む水洗化率	89.5 %	94.0 %	98.0 %	
		○浸水や道路冠水対策が進んでいます	浸水・冠水件数	3 件	0 件	0 件	
(14)	斎場・墓地	○市民が必要とする墓地が確保されています	墓地区画数	17,060 区画	17,500 区画	18,000 区画	

（まちづくり目標）Ⅴ自律協働都市

（基本目標）１．協働の仕組みづくり ２．行財政改革 ３．広域連携

基本施策 (施策の基本目標)		目指すまちの姿	指標	現在値	目標値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	備考
(1)	協働	○審議会などへの市民参加が進んでいます	公募委員のいる審議会の割合	17.5 %	50.0 %	70.0 %	
		○市民公益活動団体の活性化が図られています	市民公益活動団体数	87 団体	102 団体	117 団体	
		○多様な主体と行う協働事業が増加しています	協働事業数	51 事業	66 事業	81 事業	
(2)	コミュニティ	○市民一人一人の地域社会に対する参加が拡大しています	自治組織加入率	74.7 %	80.0 %	85.0 %	
		○コミュニティ活動の拠点が整っています	コミュニティ活動利用可能施設数	171 箇所	176 箇所	181 箇所	
(3)	情報化	○行政サービスの情報化が進んでいます	行政サービスの電子化件数	29 件	39 件	49 件	
		○情報化に対応した行政情報の提供が行われています	市ホームページへのアクセス件数	約250,000 件	300,000 件	350,000 件	
		○都市経営のための情報化が進んでいます	庁内事務の電算化件数	147 件	152 件	157 件	
(4)	行財政運営	○市政に対する満足度が高まっています	「市全体」に関する市民満足度	20.5 %	15.2 %	10.0 %	市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す。
		○財政の健全性が高まっています	経常収支比率	96.4 %	90.0 %	90.0 %	
(5)	広域行政	○広域連携の強化により、共同処理が効率的・効果的な事務事業が共同で実施されています。	広域で共同実施する事業数	4 事業	5 事業	6 事業	